

令和4年度版

久留米市男女共同参画白書

第4次久留米市男女共同参画行動計画（第3次久留米市DV対策基本計画）
【令和3年度実施状況】

令和5年3月

久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくれます。
3. 男女があらゆる分野にともに参画できるまちをつくれます。

(昭和63年告示第103号)

はじめに

この白書は、男女の自立と男女共同参画社会の実現をめざした第4次久留米市男女共同参画行動計画（令和3年度～令和7年度）の令和3年度の実施状況を報告書としてまとめたものです。

また、巻末に久留米市を中心とした女性の現状に関する統計資料、相談窓口一覧及び参考資料を掲載しておりますので、併せてご活用いただければ幸いです。

令和5年3月

久留米市長 原口 新五

目 次

第1部 第4次久留米市男女共同参画行動計画(第3次久留米市DV 対策基本計画)の令和3年度推進状況	1
1 行動計画の概要	3
成果指標一覧	4
2 第4次久留米市男女共同参画行動計画 令和3年度主な取組状況	6
3 事業の取組状況	10
施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり	10
体系表	10
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発	11
施策2 男女平等の視点に立った教育の実践	14
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	15
体系表	15
施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	16
施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進	17
施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	18
施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進	19
施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現	20
施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	22
体系表	22
施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】	23
施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	28
施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり	30
体系表	30
施策1 生涯を通じた男女の健康支援	31
施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して 暮らせる環境の整備	34
4 部局別具体的事業一覧	37

第2部 女性の現状に関する統計資料	41
I 人口	
1. 人口の変化	43
II 労働	
1. 女性の就業状況	45
2. 男女間賃金格差	46
3. 農業従事者に占める女性の割合	47
4. 市職員における女性の割合	48
III 家庭・健康・福祉	
1. 就学前児童の保育状況	49
2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況	50
3. 相談の状況	51
4. 児童相談の状況	56
5. 自殺の概要	57
IV 教育	
1. 教育機関における役職別男女の割合	58
2. 学校種類別進学率の推移	59
V 社会参画	
1. 委員会・審議会等における女性登用状況	60
2. 民生委員・児童委員及び保護司における女性の割合	64
3. 団体等における女性役職者等の割合	65
4. 議会における女性議員の割合	66
5. GGI、GIIにおける日本の順位	67
VI 苦情処理機関	
1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数	68
第3部 相談窓口一覧	69
第4部 参考資料	75
資料1. 久留米市男女平等を進める条例	77
資料2. 久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱	83
資料3. 男女共同参画社会基本法	87

**第 1 部 第 4 次久留米市男女共同参画行動計画（第 3 次久留米市
DV 対策基本計画）の令和 3 年度推進状況**

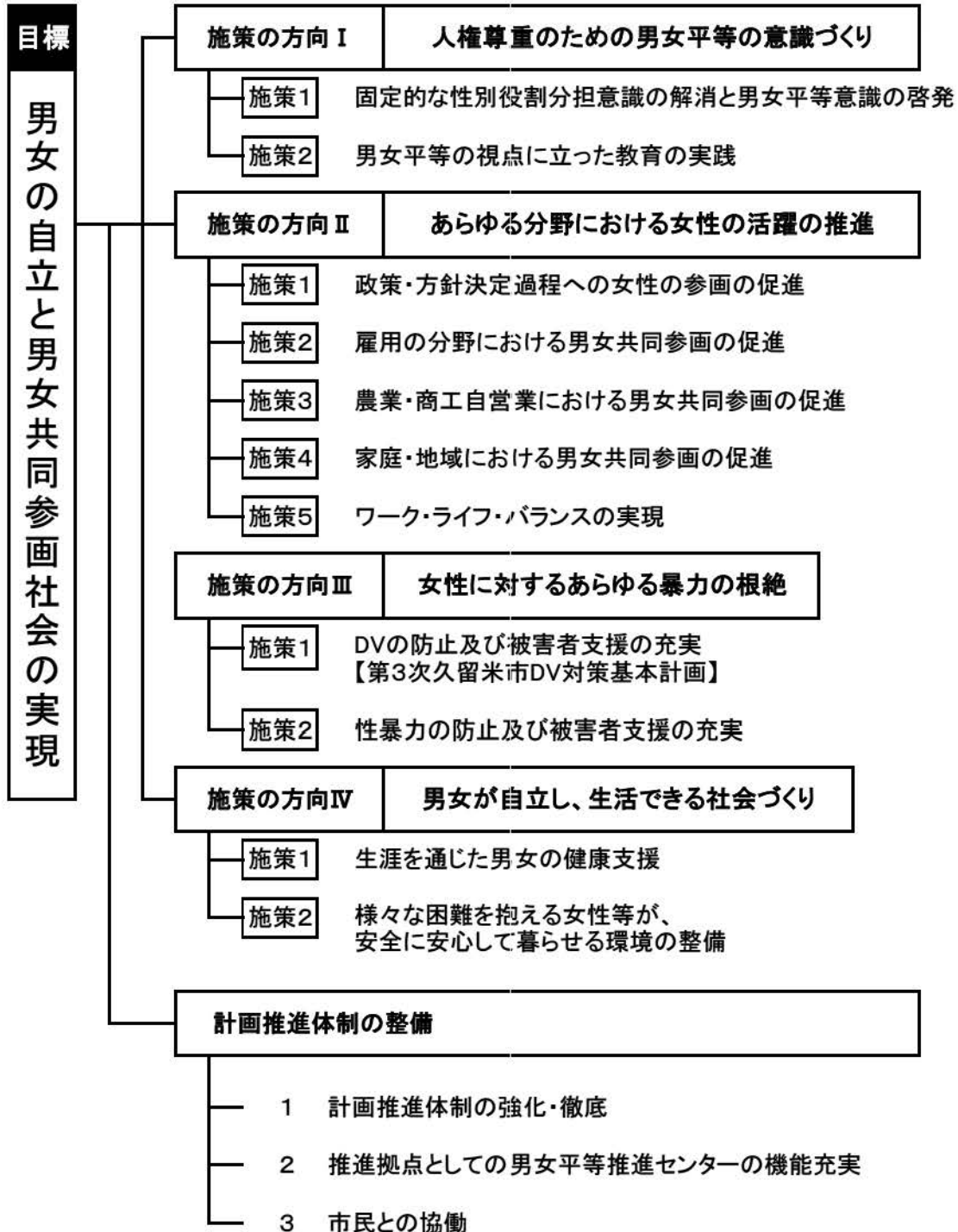
1 行動計画の概要

(1) 計画の期間

計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間にわたるもので、計画は5年ごとに策定しており、令和3年度に実施した事業の状況報告である。

(2) 施策の体系

第4次久留米市男女共同参画行動計画(第3次久留米市DV対策基本計画)の目標である、「男女の自立と男女共同参画社会の実現」をめざして、4つの施策の方向のもと、様々な施策を推進するものである。



成果指標一覧

【達成基準】
 今回指標が無いもの - 現状値と比較して上昇している ○
 目標値を超えたもの ◎ 現状値より下がっているもの ▲

施策の方向	施策	成果指標	現状値	令和3年度実績	達成基準	目標値
I 平人等 権の尊 意重 識の づく め りの 男 女	1 固定的な性別役割 割分担意識の解消 と男女平等意識の 啓発	①「男は仕事、女は家庭」とい う考え方に同感しない人の割 合」(男女平等に関する市民意 識調査)	66.1% (令和元年度)	- (令和6年度)	-	79.0% (令和6年度)
	2 男女平等の視点 に立った教育の実 践	②学校教育の場で平等と感じ る人の割合 (男女平等に関する市民意識 調査)	65.2% (令和元年度)	- (令和6年度)	-	72.0% (令和6年度)
II あ ら ゆ る 分 野 に お け る 女 性 の 活 躍 の 推 進	1 政策・方針決定 過程への女性の参 画の促進	③審議会・委員会等における 女性委員の登用率	44.9% (R2.4.1現在)	45.3% (R4.4.1現在)	○	50.0% (R7.4.1現在)
		④市職員における管理職に占 める女性職員の割合及び監督 職に占める女性職員の割合 (女性活躍推進法に基づく特 定事業主行動計画)	管理職:15.1% 監督職:30.4% (R2.4.1現在)	管理職:16.6% 監督職:31.3% (R4.4.1現在)	○	管理職:20.0% 監督職:35.0% (R8.4.1現在)
	2 雇用の分野にお ける男女共同参画 の促進	⑤職場で平等と感じる人の割 合(男女平等に関する市民意 識調査)	20.1% (令和元年度)	- (令和6年度)	-	30.0% (令和6年度)
		⑥女性労働者数(女性雇用保 険被保険者数)(新総合計画 第4次基本計画前期事業計 画)	41,781人 (令和元年度)	46,720人 (令和4年1月現在) 65歳以上を除く	◎	43,124人 (令和4年度)
	3 農業・商工自営 業における男女共 同参画の促進	⑦認定農業者における女性農 業者の割合(第3期食料・農 業・農村基本計画)	6.4% (令和元年度)	6.4% (令和3年度)	○	10.0% (令和7年度)
		⑧筑後地区の中小企業にお ける、女性の平均勤続年数(福岡 県賃金事情)	8.1年 (令和元年度)	未実施 (令和3年度)	-	13年 (令和6年度)
	4 家庭・地域にお ける男女共同参画 の促進	⑨家庭生活で平等と感じる人 の割合(男女平等に関する市 民意識調査)	22.2% (令和元年度)	- (令和6年度)	-	30.0% (令和6年度)
		⑩校区コミュニティ組織にお ける女性役員の割合(新総合計 画第4次基本計画)	18.6% (令和2年度)	18.5% (令和3年度)	▲	20.0% (令和7年度)
	5 ワーク・ライフ・バ ランスの実現	⑪市職員における男性の育児 休業取得率 (次世代育成支援対策推進法 に基づく特定事業主行動計 画)	29.4% (令和元年度)	32.0% (令和3年度)	○	50.0% (令和6年度)
		⑫筑後地区における有給取得 日数 (福岡県賃金事情)	8.7日 (令和元年度)	未実施 (令和3年度)	-	11日 (令和6年度)

⑧及び⑫について、令和3年度は「福岡県賃金事情」調査未実施。

成果指標一覧

【達成基準】
 今回指標が無いもの - 現状値と比較して上昇している ○
 目標値を超えたもの ◎ 現状値より下がっているもの ▲

施策の方向	施策	成果指標	現状値	令和3年度実績	達成基準	目標値
Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】	⑬DV被害について「相談しなかった(できなかった)」人の割合(男女平等に関する市民意識調査)	58.3% (令和元年度)	- (令和6年度)	-	40.0% (令和6年度)
		⑭DVを人権侵害だと認識する市民の割合(男女平等に関する市民意識調査)	73.2% (令和元年度)	- (令和6年度)	-	80.0% (令和6年度)
	2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	⑮セクシュアル・ハラスメントの被害を受けて相談できなかった人の割合(男女平等に関する市民意識調査)	54.9% (令和元年度)	- (令和6年度)	-	40.0% (令和6年度)
Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり	1 生涯を通じた男女の健康支援	⑯がん検診の平均受診率(第2期健康くまめ21計画)	全体の平均受診率 17.0%	全体の平均受診率 16.7%	▲	全体の平均受診率 30.0%
			子宮頸がん 20.6%	子宮頸がん 20.4%	▲	子宮頸がん 40.0%
			乳がん 18.4% (令和元年度)	乳がん 19.0% (令和3年度)	○	乳がん 40.0% (令和4年度)
	2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備	⑰自殺者数(自殺対策計画)	49人 (令和元年度)	58人 (令和3年)	▲	44人以下 (令和4年度)
⑱ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員(母子世帯・父子世帯)の割合(子どもの貧困対策推進計画)		母子世帯 49.7%	母子世帯 51.3%	○	現状値以上 (令和6年度)	
	父子世帯 74.7% (平成28年度)	父子世帯 72.9% (令和3年度)	▲			

2 第4次久留米市男女共同参画行動計画 令和3年度主な取組状況

施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた講座が中止されることもあったが、オンライン等も活用しながら、様々な講座の実施や各種広報誌での啓発、久留米女性週間にあわせた懸垂幕の設置等を行った。
- 若年層に対する啓発として、学生と社会人のワールドカフェ形式の講座の開催や、男性に対するワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男性の働き方や家事参画をテーマにした講座を実施した。
- 男女平等に関する市職員研修では、全職員を対象に「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」をテーマとして、コロナ状況下のため動画配信での個別研修を実施した。

施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

- 保育士や教職員に対し男女平等に関する研修を実施し、その中で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の問題点についても触れた。
- 制服の選択制については、久留米市立中学校新標準服検討委員会の検討を経て、令和4年4月の中学校新入生より、市立全中学校で新しい制服を導入した。
- 各学校において、健康教育や性教育に関する授業を実施した。

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- 市の審議会等への女性委員の積極的な登用や、市職員における女性役職者の登用を進めた。また、農業委員や各商工団体へ女性参画促進の啓発に努めた。
- ◇審議会等委員に占める女性委員の割合は、条例に基づくものと設置要綱等によるものを合わせて、全体では45.3%（令和4年4月1日現在・暫定）となり、令和3年4月1日と比べ0.4ポイント減となった。
- ◇市職員における女性役職者の比率は、令和4年4月1日現在、管理職16.6%、監督職31.3%と、令和3年4月1日と比べ、それぞれ1.5ポイント、0.3ポイント増加しており、市職員の女性の役職者への登用は着実に進んでいる。

- あらゆる分野への女性の参画・活躍を目的とした、男女共同参画サポーター養成講座や、女性のための政策参画講座の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

- 競争入札参加登録事業者を対象として、女性活躍推進の視点から、若手技術者や女性技術者の雇用に関する加点制度の検討を始めた。
- 女性の経済的自立のため就業支援として、就職応援セミナーや即戦力をつけるためのパソコン講座等を開催した。
- 事業者や労働者向けの商工労働ニュースに、アンコンシャス・バイアスに関する記事を掲載し、啓発に努めた。
- 国や県と連携し、仕事と家庭の両立支援セミナーや職場のハラスメント等に対する集中相談会、労働教育講座を開催した。また、久留米ジョブプラザの就労サポーターによる個別就労相談やしごと相談カフェ（子育て中の方向け巡回型就労相談）を実施した。

施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

- 女性農業者向け研修会・交流会を開催し、女性農業者の活躍を支援するとともに、青空マルシェや農ママお野菜教室を開催し、女性農業者のネットワークづくりに取り組んだ。また、研修会等の機会を捉え、認定農業者の共同申請制度に関する周知を行った。
- ◇認定農業者における女性農業者の割合は、令和3年度 6.4%であり、令和2年度に比べ0.1ポイント減となった。
- 令和3年度は、新たに8件の家族経営協定が締結され、うち3件は締結式を行い、家族間の意識向上に努めた。
- 商工労働ニュースに「男女共同参画社会の実現に向けて」「コロナ下でのDV」「男女平等推進委員制度」などの記事を掲載し、男女共同参画社会の意義を啓発した。
- くるめ創業ロケット開設5周年記念事業として、女性先輩起業家との座談会を開催した。

施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

- 男性の家庭における生活的自立を目指し、料理講座や掃除のテクニック講座等を開催した。また、主体的な育児参画に向け、プレパパママ教室、すこやかマタニティ教室を開催した。
- 地域の女性人材等を育成するため、まちづくり参画講座を2校区で実施した。

◇校区コミュニティ組織における女性役員の割合は、令和3年度18.5%であり、令和2年度に比べ0.1ポイント減となった。

○地域の防災力向上を図るためには、様々な活動への女性の参画が重要であることなど、出前講座等を活用し啓発を行った。また、令和3年度は、女性防災士を7名養成し、市内の女性防災士は50/254名(19.7%)となった。

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

○農業者へのワーク・ライフ・バランスに関しては、認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等にて家族経営協定制度の啓発を行った

○仕事と家庭の両立支援として、企業経営者や管理職を対象としたテレワーク導入セミナーの開催や、市職員については、休暇取得促進等の集中取組月間を設けた。

◇市職員における男性の育児休業取得率は、令和3年度32.0%と、令和2年度からは減少したものの、現状値の29.4%からは増加している。

○多様な保育サービスの提供による仕事と家庭の両立に向け、保育サービス実施施設との意見交換会を実施し、現状把握や情報共有に努めた。また、高学年児童を受け入れる学童保育所は35校区であった。

施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 DVの防止及び被害者支援の充実

○市民にDVの正しい理解を促すとともに、相談窓口を周知するため、DV防止カードの設置や街頭キャンペーン、地元テレビ・ラジオ等での啓発を図った。

○「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)にあわせ、JR久留米駅、久留米シティプラザ、久留米警察署、市内大学等にパープルツリーを設置し啓発した。

○保育所や幼稚園の職員、教職員、地域・保護者、市職員、相談員など、様々な対象者に対し、それぞれの課題をテーマとした講座を実施した。

○庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催した。また、医療従事者等の連携する関係機関等が、被害者を発見し相談につなげることを目的とした講師派遣研修にも取り組んだ。

○令和3年11月、久留米警察署と連携協定を締結し、DV被害者等支援の連携強化を図るとともに、関係部署や民間支援団体と連携し「避難しているDV被害者」へのワクチン接種の実施に向け調整を行った。

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

○女性に対する暴力をなくすキャンペーン期間に合わせ、性暴力防止啓発講座や性

暴力被害者支援講座、市民公募企画などを実施した。

- 被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、庁内・外相談関係機関ネットワーク会議を開催した。なお、令和3年度の男女平等推進センターにおける総合相談4,706件のうち、性暴力相談は141件となっており、相談実人数で見るとほぼ横ばいの状況である。
- 学校内におけるハラスメントを防止するために、定例校長会、学校訪問時における周知、指導助言を行うとともに、ハラスメント相談員研修を実施した。
- 市職員についても、63名（うち新任者13名）のセクハラ相談員を任命し、新任者への研修を実施した。

施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

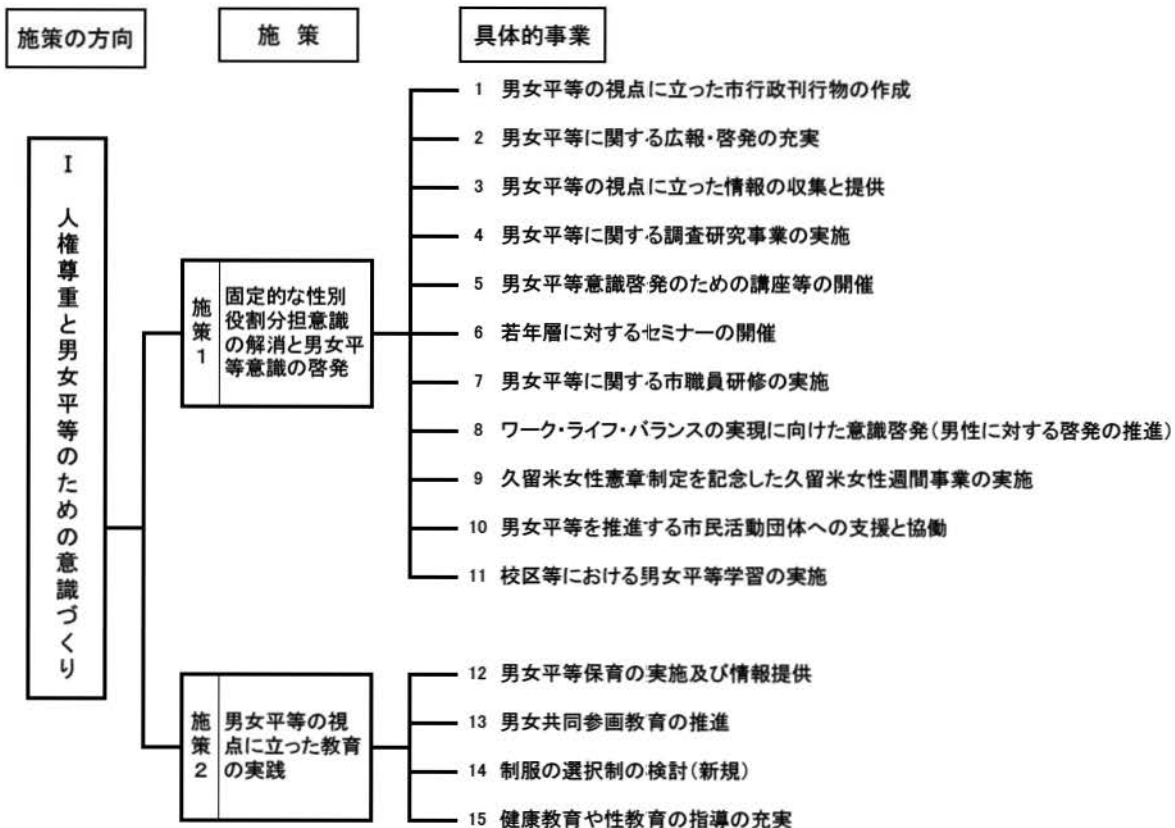
- 若年層の自殺予防対策のための「SOSの出し方教育」を中学校17校、高等学校2校で実施した。また、こころの相談カフェを70回（相談167件）、ゲートキーパー研修を46回（参加者2,611人）実施した。
- ◇令和3年度のがん検診の平均受診率は、16.7%（子宮頸がん20.4%・乳がん19.0%）であり、令和元年度（コロナ前）の17.0%には至っていないが、令和2年度と比べ1.3ポイント（子宮頸がん+4.4ポイント、乳がん+5.0ポイント）増加している。
- 男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応として、6月から臨床心理士による電話相談を開始したが、初年度でもあり、延相談者数は4人にとどまった。

施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

- 令和3年度から、子どもの共同養育に関する養育費履行に支援を開始し、公正証書等作成12名、養育費保証1名の支援を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者自立支援センターへの相談が増加している。令和3年度の新規相談受付は2,044件と、令和2年度より約750件減少したものの、支援プランの作成は1,051件となり、令和2年度から165件増加した。
- 令和2年8月に開設した外国人相談窓口において、令和3年度は389件の相談に対応するとともに、生活ガイドブックを作成し関係部署に設置した。
- セクシュアル・マイノリティを正しく理解するための講座の実施や「多様な性を認め合う」をテーマに、人権啓発センター特別展を開催し、パネル・パンフレットを製作・展示するなど、啓発を図った。

3 事業の取組状況

施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり



決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

○事業番号1「男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成」について、印刷費は除く

(施策の方向 I) 人権尊重のための男女平等の意識づくり
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

具体的事業		内容			
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	市の刊行物等の用語やイラストの表現について、「行政刊行物における表現の手引き」を用い、男女平等の視点に立って作成する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・庁内への啓発	内閣府の作成した「固定的役割分担に捉われない」イラストデザイン集を庁内へ周知し、啓発を行った。	全庁	—	—
・行政刊行物を念頭に置いた広報物の作成	男女平等の視点に立って行政刊行物を作成し、必要に応じて男女平等政策課へ確認を行った。 (取組事例) ・セーフコミュニティ通信 ・環境交流プラザサポーター募集チラシ ・くるめの水だより				

具体的事業		内容			
2	男女平等に関する広報・啓発の充実	各種媒体を活用し男女共同参画に関する啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を進める。また、SNS等を活用した新たな情報発信の検討を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	男女平等を進める条例や女性憲章を周知するとともに男女共同参画に関する理解を深めるため、条例パンフレットの作成・配布する。国の啓発に合わせて、市でも啓発を行う。	条例パンフレットを中学校へ2,750枚、小学校へ3,552枚配布。 男女共同参画週間等に合わせてポスターや懸垂幕等での啓発を行った。	協働推進部	—	—
・広報紙「男女平等推進センタージャーナル」を発行 ・事業の案内を団体・機関、個人の情報提供希望者に周知 < SNS等、新たなツールを用いた広報の検討 >	・「男女平等推進センター・ジャーナル」を発行(年3回 各2,000部) ・毎月末に情報提供希望者にメールマガジン・郵送にて情報を提供。(情報提供者数郵送292人、メール211人) ・SNS活用について調査を行った。	協働推進部	185	258	

具体的事業		内容			
3	男女平等の視点に立った情報の収集と提供	男女平等問題に関する資料等の収集・提供や男女共同参画の各種運動に関連する企画展示を実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	男女平等問題関連の図書や資料・DVDを収集し、市内図書館施設と連携して情報提供を行う。 男女平等に関する啓発事業と連動した企画資料やパネル展示を行う。	・3月末現在蔵書数32,306冊。(図書・雑誌・ミニコミ誌・女性関連行政資料及び・DVD等、昨年度より309冊増) 市内図書館施設と連携し情報提供を行った。 ・男女平等啓発事業として上映会を4回実施。(延参加者250人) ・男女平等推進センター開館20周年記念啓発パネル展を実施。	協働推進部	991	1,060
男女平等推進センターと連携し、男女平等問題に関する企画、展示を行う。	・男女共同参画に関する資料展示を行った ・女性に対する暴力をなくす運動資料展示を行った。	市民文化部	—	—	

具体的事業		内容			
4	男女平等に関する調査研究事業の実施	男女平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
各年度調査研究テーマを設定し、男女共同参画の推進を行う。		新型コロナウイルス感染症の影響で未実施	協働推進部	—	607

(施策の方向 I) 人権尊重のための男女平等の意識づくり
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

具体的事業		内容				
男女平等意識啓発のため の講座等の開催	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座や講演会を開催し、男女平等の理解を深める。					
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算	
・男女共同参画週間記念講演会		6月27日実施「男性が変われば社会が変わる」 講師：多賀太（参加者78人）	協働推進部	182	230	
・図書関連講座		10月9日実施「ヒロインは気立てが良くて控えめで？～おとぎ話と絵本で学ぶジェンダー～」講師：谷口 秀子（参加者27人）				
・生涯学習センター主催講座 ・なるほど人権セミナー		えーるピアカレッジ 『主婦と主夫、かなで書けば同じ「しゅふ」』 実績：定員125人 参加者数44人 応募者数77人	市民文化部	15	48	
5	主催講座で男女共同参画に関する講座を実施する。	講師を招き田主丸地域女性交流教室を開催。 (手話教室：計9回【受講者延べ人数99人】、コーラス教室：計9回【受講者延べ人数84人】、リフレッシュ教室：計9回【受講者延べ人数99人】、民謡教室：計9回【受講者延べ人数126人】、リフォーム教室：計9回【受講者延べ人数163人】)	田主丸総合支所	545	605	
		講座「絵本が教えてくれるコト」絵本セラピー、ジェンダー等に関する絵本の紹介、 講師：九州大谷短期大学講師 参加者15人/20人	北野総合支所	14	56	
		ウイルスや花粉から家族を守る掃除のテクニック講座 3/5実施 参加者8人/定員10人	城島総合支所	13	53	
		講座「女子中学生のためのプログラミング講座」 事業開始後、新型コロナ感染拡大期（その後緊急事態宣言）になったため講師の申し出により中止 講師：久留米高専（女子学生）申込者：10人 広報の一環として西部地域（荒木・筑邦西・城島・三潁）の女子中学生にチラシを配布	三潁総合支所	—	14	

具体的事業		内容				
若年層に対するセミナー の開催	学生を対象として、男女が共に能力を発揮し積極的に社会や地域、家庭への参画ができるようセミナーを開催する。					
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算	
6 学生と社会人のワールドカフェ形式の講座等を実施する。		11月28日実施「学生と社会人のワールドカフェ これからの自分をデザインする」 講師：和栗 百恵 (参加者学生29人/社会人10人)	協働推進部	183	234	

具体的事業		内容				
男女平等に関する市職員 研修の実施	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。					
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算	
7 ・階層別研修（参加者数） ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修		48人 78人 2021人	総務部	30	236	

(施策の方向 I) 人権尊重のための男女平等の意識づくり
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

具体的事業		内容			
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発（男性に対する啓発の推進）		家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
8	・男性の生き方支援講座を実施する。 （働き方や家事参画をテーマにした講座）	10月30日実施「ライフもワークも大切に する男の生き方・Work×Life×Social=ハイブリッドな生活のススメ」 講師：川島 高之 参加者16人	協働推進部	50	32
	・雇用就労推進協議会の構成団体における、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みのたらしきかけ	・中小企業のための働き方セミナー（14人） ・経営者のためのリスク管理セミナー（7人）	商工観光労働部	—	140

具体的事業		内容			
久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施		久留米女性憲章の制定を広く市民に周知し、久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することで、男女平等意識の浸透を図る。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
9	・記念講演 ・市民企画の実施 ・バザーの実施 ・上映会	くるめフォーラム2021は新型コロナ感染拡大防止のため記念講演のオンライン配信のみとなった。 オンライン配信「新型コロナウイルス感染症拡大とジェンダー」講師：上野千鶴子 期間10月15日～29日 延視聴回数963回 申込者356人	協働推進部	1,024	2,565
	・各部局への啓発の依頼	各総合支所及び市民センターにのぼり旗や公用車ボディパネルによる啓発を依頼した。			

具体的事業		内容			
男女平等を推進する市民活動団体への支援と協働		男女共同参画社会の実現を目的とする市民活動団体の自主的な活動に対して支援を行うとともに、協働での取組を進める。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
10	男女共同参画社会の実現を目的とする市民活動団体へ啓発事業費の補助を行う。	補助金を交付し、久留米男女平等推進ネットワーク主催で2回市民公開講座を実施した。講座には延べ165人の参加があり、多様性やジェンダーギャップの解消について市民へ啓発を行った。	協働推進部	300	500

具体的事業		内容			
校区等における男女平等学習の実施		校区コミュニティ組織における男女平等学習への取組を促すとともに支援を行う。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
11	校区人権啓発推進協議会等に働きかけ、男女平等学習を計画的に実施させる。	人権講演会やDVD上映などの人権啓発で、男女平等学習に取り組んだ校区人権協 17校区 ※新型コロナ感染対策で啓発事業実施が困難になった校区がある。	協働推進部	—	—
	男女共同参画サポーターや職員による地域啓発講座を実施する。	・男女共同参画サポーターによる啓発講座はコロナにより実施無し ・職員による出前講座 計13校区（延参加者162人）	協働推進部	—	422
	校区コミュニティ組織の委嘱学級で男女平等問題学習を実施する。	全81学級の内、40回実施され、503人の参加	市民文化部	6,889	7,924

(施策の方向 I) 人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

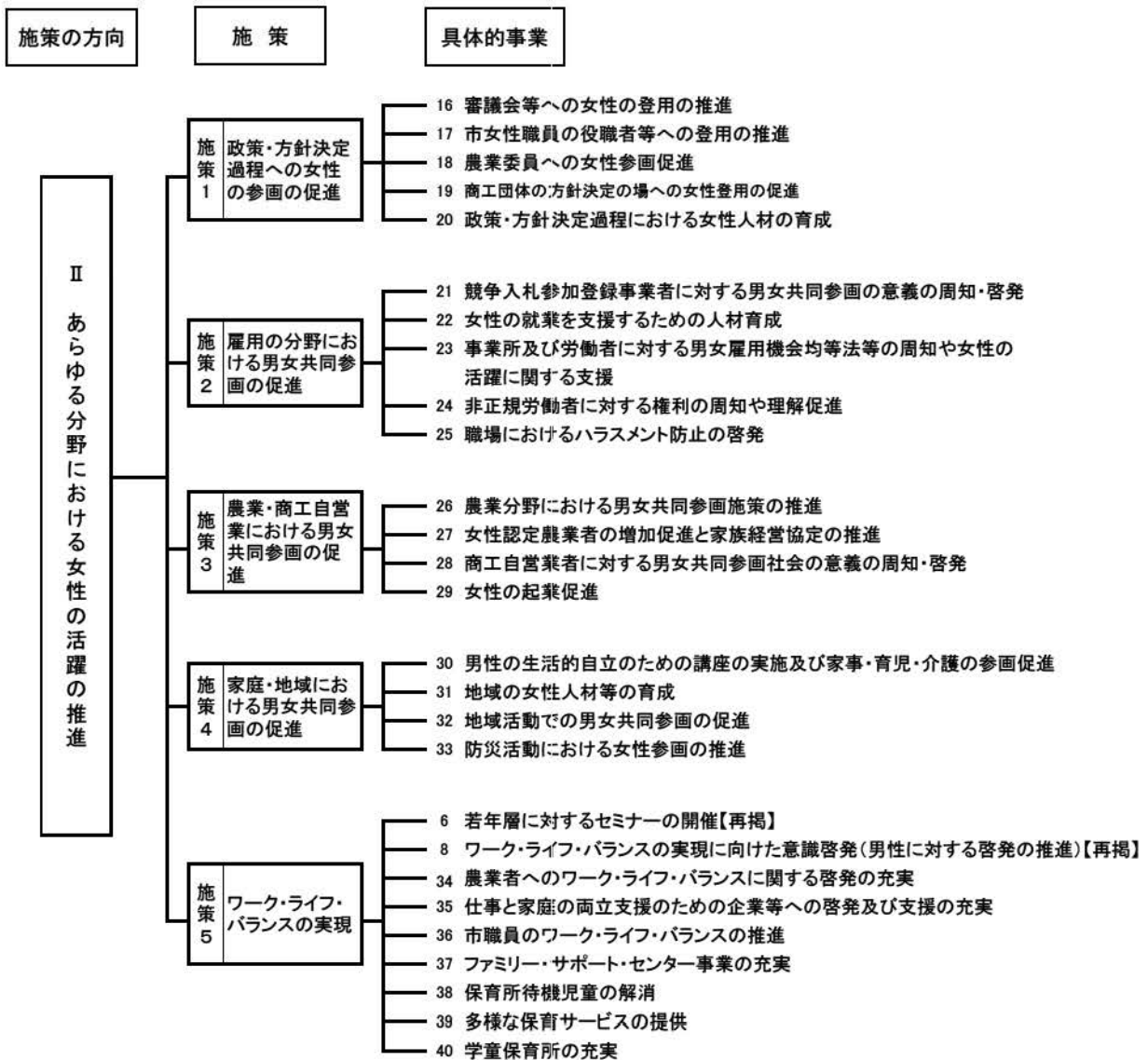
具体的事業		内容			
男女平等保育の実施及び情報提供	男女平等保育を実施するため、保育所や幼稚園関係の職員に対し、男女平等など人権に関する研修や情報提供を行う。				
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
12	<p><資料提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「にじのかけはし」や「幼研たより」の配布 ・園内研修の実施を促す。 ・市主催の研修を実施する。 ・保育所連盟と幼稚園協会での男女平等研修 	中堅保育士研修において男女平等を含む人権に関する研修を実施 (R4.1.12開催)	子ども未来部	167	338

具体的事業		内容			
男女共同参画教育の推進	教育活動全般における男女共同参画教育を推進するため、校長会や学校訪問等の機会を活用し、指導・助言を行うとともに、男女共同参画教育の充実をテーマにした教職員研修など、男女平等の視点を内容に盛り込み、教職員の意識向上を図る。 また、子ども達の男女共同参画の意識づくりを進めるための教材について、効果的な活用の在り方を踏まえて改訂を検討する。				
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
13	副読本・パンフレットを活用した授業を実施する。	副読本・パンフレットの活用について、小中学校に周知して実施。			
	「人権・同和教育」に関する研修において、男女共同参画教育の視点に立った教育活動の必要性について触れる。	中堅教諭等資質向上研修(10月)において、男女共同参画に関する研修を実施し、男女共同参画教育の必要性について、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の問題点に触れながら講話を行った。	教育部	—	—

具体的事業		内容			
制服の選択制の検討	学校における性別で分けない環境づくりを進め、誰もが多様性を認め、安心して学校生活を過ごすことができるよう、機能的で性別で分けない制服の選択制導入を検討する。				
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
14	制服見直しを検討する委員会を設立	令和3年1月26日に第1回久留米市立中学校新標準服検討委員会を開催し、令和3年10月11日までに5回実施。制服の仕様と標準マークの管理及び適正な販売について、協議決定し、令和4年4月の中学校新入生より、市立全17中学校で新しい制服を導入した。	教育部	84	—
	委員会において制服の仕様等を決定し、久留米市立全中学校で導入する。				

具体的事業		内容			
健康教育や性教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。				
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
15	学習指導要領に基づいた、健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における男女共同参画教育の実施	令和3年度、健康教育や性教育に関する授業を全校で実施し、男女共同参画教育の児童・生徒に対しての実施は、小学校は全学校で実施、中学校は17校中16校で実施。	教育部	—	—

施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進



決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合は

その額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

具体的事業		内容			
16	審議会等への女性の登用の推進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるよう、推薦団体に対し女性委員の登用を働きかけの推進			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・庁内メールによる女性登用の促進を行う ・女性リストを作成する。 ・女性の割合が低い審議会等に対し市長に対するヒアリングを実施する。	毎月庁内メールにより女性登用促進を全庁に働きかけた。女性比率が低い審議会等に対し特別職によるヒアリングを実施し、会議体の構成を含めた見直しを検討した。	協働推進部	—	—

具体的事業		内容			
17	市女性職員の役職者等への登用の推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、管理・監督職への女性登用を進め、市における男女共同参画を推進する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・柔軟な人事異動等による女性職員の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大 ・人事交流等によるロールモデル人材の受入れ ・女性職員を対象としたキャリア研修等の実施 ・管理職員に対する、女性職員活用に向けたマネジメント研修の実施 ・庁内プロジェクト等における女性職員の積極的な参加促進 ・ロールモデルとなる女性職員との交流や意見交換の機会付与	人事異動や人事交流等において、女性職員の積極的な登用を図り、管理職の16.6%、監督職の31.3%を女性とし、数値目標を達成した。	総務部	—	—

具体的事業		内容			
18	農業委員への女性参画促進	女性農業委員推薦の確保に向け、農業者・農業者団体等に対し啓発活動を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	農業委員への女性登用の研修等を通じて理解促進を図るとともに、推薦団体となりうる関係団体に対して委員の活動内容の理解促進を図る。 研修以外の手法を用いた、女性農業委員の進出のための啓発・理解促進の取り組みを行う。	農業委員への研修で、男女共同参画の必要性を説明するとともに、関係団体に対しても委員の活動内容を説明するなど理解促進に努めた。 農業者や関係団体が集う機会を活用し、女性農業委員の必要性について啓発活動を行った。	農業委員会事務局	—	—

具体的事業		内容			
19	商工団体の方針決定の場への女性登用の促進	商工団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発活動を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	商工団体に対し文書や事務局長会議等を通じ、方針決定の場への参画や役職への女性の積極的登用について、働きかけを行う。	6月に各商工団体に「男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて（依頼）」を送付するなど、働きかけを行った。	商工観光労働部	—	—

具体的事業		内容			
20	政策・方針決定過程における女性人材の育成	政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野に女性が参画し活躍できるよう、男女共同参画の理解を深めるための講座の開催や女性人材の育成を進める。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	①男女共同参画の啓発活動を行う新たな人材を育成するための講座の実施 ・男女共同参画サポーター養成講座 ②政策や意思決定の場への女性の参画を促進する為の人材養成講座の実施 ・女性のための政策参画講座	新型コロナウイルス感染拡大のため実施なし。 6月27日実施「男性が変われば社会が変わる」講師：多賀太（参加者78人） 8月22日「久留米市の学校教育とGIGAスクール」講師：秦美樹（中止）	協働推進部	150	568

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

具体的事業		内容				
競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発		競争入札参加登録事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供や研修を実施する。 また、競争入札参加登録事業者に対し、女性活躍推進の取組に対する加点を検討する。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
21	・経営者の意識改革を促すために、工事入札参加資格者向けの男女共同参画に関する研修会等を実施する。 ・加点制度について関係課で協議する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会については、開催を見送り、関連団体への資料送付にとどめた。 若手技術者や女性技術者の雇用に関する加点制度の検討を始めた。	総務部	—	—	
具体的事業		内容				
女性の就業を支援するための人材育成		女性の就職・再就職や就業継続のための講座等を開催し、希望する分野で働き活躍できるような人材を育成する。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
22	【働き方応援講座】 女性の経済的自立のための就業支援講座を実施する。 ・就業継続支援事業 ・就職をめざす女性のためのパソコン入門・基礎講座 ・日商PC3級検定対策講座	・10月12日・19日実施 女性の就職応援セミナー 延参加者 8人 ・11月16日～12月23日実施(全10回) 女性のためのワード・エクセル基礎講座 延参加者127人 ・2月1日～2月17日実施(全6回) 女性のためのエクセル講座 延参加者 61人	協働推進部	793	841	
具体的事業		内容				
事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法等の周知や女性の活躍に関する支援		事業所及び労働者に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する情報発信を行い、女性が活躍できる環境づくりを促進する。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
23	・商工労働ニュースでの情報発信や事業所企業訪問での意見交換を通じて、男女雇用機会均等法等の周知啓発を行う。 ・雇用優良事業所表彰を行う。	・商工労働ニュース(夏号)掲載 アンコンシャスバイアスの認知と理解啓発 ・国との連携 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」(会場22人・オンライン19人)「改正女性活躍推進法等説明会」 ・県との連携 「WOMEN'S BUSINESS CAMP」の周知 ・雇用優良事業所表彰 仕事と家庭の両立支援モデル事業所1社 女性労働者活躍推進事業所1社	商工観光労働部	1,038	3,561	
具体的事業		内容				
非正規労働者に対する権利の周知や理解促進		非正規労働者に対し、国、県と連携して労働法などの労働関係法制度の周知・啓発を行い、労働者の権利に関する理解の促進を図る。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
24	・久留米ジョブプラザで相談対応・情報提供を行う。 ・基礎知識に関するセミナーや情報提供を行い、周知を図る。	ジョブプラザの就労サポーターによる個別就労相談実施 しごと相談カフェ(子育て中の方向けの巡回型就労相談)実施 (23)再掲 ※各種講座・セミナー部分	商工観光労働部	7,475	8,400	
具体的事業		内容				
職場におけるハラスメント防止の啓発		職場におけるハラスメントを防止するため、事業主や労働者を対象に、様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行う。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
25	・セクハラ・パワハラ等防止を図るため、企業向けセミナーを国・県と連携し開催 ・商工労働ニュースでの情報発信、事業所訪問での意見交換などを通じて、セクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメント防止の啓発を行う。	県共催 ・職場のハラスメント集中相談会の実施(相談件数:24件) ・労働経営セミナー・労働教育講座 「事例で学ぶハラスメント」(参加者34人) (冬号)掲載 「4月からパワハラ防止措置が全企業に義務化」	商工観光労働部	30	30	

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

具体的事業		内容			
農業分野における男女共同参画施策の推進		女性農業者リーダーを育成するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
26	・女性農業者リーダー養成事業や若手女性農業者の活動支援事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者向け研修会・交流会（久留米普及指導センター主催）開催3回（8/4、10/29、12/16）参加者計36人 ・青空マルシェの開催全2回（7/23、7/31） ・農ママお野菜教室の開催全1回（7/29）26人参加 	農政部	4	217
	・女性農業者のネットワーク構築の事業を実施する。				

具体的事業		内容			
女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進		認定農業者の更新時や各種研修会等において、認定農業者の共同申請に関する周知・啓発に取り組むとともに、家族経営協定を推進する。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
27	<認定農業者> ・認定農業者の更新申請時や認定農業者向け研修会にて、チラシ等による共同申請制度の啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・更新案内時にチラシを送付し、相談会開催時にも周知を行った。経営支援研修会（2/24）でも周知した。 ・認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等による家族経営協定制度の啓発を行った。 ・認定農業者の更新申請時に説明を行った。 ・新たに9件の家族経営協定が締結され、うち3件は締結式を行った。 	農政部	0	0
	<家族経営協定> ・認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等による家族経営協定制度の啓発を行う。 ・協定締結後の状況を踏まえた協定見直しの必要性等について、認定農業者の更新申請時等に説明を行う。 ・県・市・JAの立会いの下、家族経営協定締結式を開催し、家族間の意識をより一層高める。				

具体的事業		内容			
商工自営業者に対する男女共同参画社会の意義の周知・啓発		商工自営業者に対し、各種機関紙への記事の掲載や市主催等のセミナーへの参加を働きかけ、男女共同参画社会の意義について啓発を行い、意識改革を促す。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
28	・商工労働ニュースへの掲載により男女共同参画社会の意義の周知・啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・商工労働ニュースに「男女共同参画社会の実現に向けて」「コロナ下でのDV」「男女平等推進委員制度」などの記事を掲載した。 ・各商工団体へ男女共同参画社会の実現に向けた取り組みへの理解を求めるとともに、事業者への周知の為機関紙への掲載を依頼。掲載された。 ・メールマガジンにて「セクハラ講座」「女性活躍推進セミナー」等の案内を行った。 	商工観光労働部	—	—
	・男女共同参画社会の意義の周知・啓発のため商工団体の発行する機関誌への掲載を依頼する。 ・ホームページや事業者向けメールマガジンでの周知・啓発を行う。				

具体的事業		内容			
女性の起業促進		起業を目指す女性を支援し、女性の活躍を進めるため、関係機関と連携しながら、セミナーの開催や融資制度の情報提供等を行う。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
29	女性を対象とした起業支援のためのセミナーを実施する。	6月26日～7月24日実施（全5回）女性の起業応援セミナー 延参加者 127人	協働推進部	N0.22に含む	N0.22に含む
	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援施設「くるめ創業ロケット」での女性起業家対象のセミナーを実施する。 ・創業支援関係機関と連携し、融資制度の維持・確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の起業応援セミナー」の実施支援 ・くるめ創業ロケット開設5周年記念事業における女性先駆起業家との座談会の開催 ・創業融資制度の周知（女性の利用件数7件） 	商工観光労働部	—	—

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

具体的事業		内容			
男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進		男性の家庭における生活的自立を目指すための講座(教室)を実施するとともに、主体的な家事・育児・介護等への参画を促す。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
男性の料理講座を日曜日に実施する。		基本料理講座男性コース(前後期各1回) 前期:定員18人 参加者12人 応募者12人 後期:定員18人 参加者17人 応募者19人	市民文化部	37	77
男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につける講座を実施する。		男性向け料理講座を開催。 (参加者4人/定員4人)	田主丸総合支所	20	20
30	男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につける講座を実施する。	講座「男の料理教室」魚の調理、後片付け方法 (参加者6人/定員6人)	北野総合支所	20	40
男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につける講座を実施する。		ウイルスや花粉から家族を守る掃除のテクニック講座(3/5実施 参加者8人/定員10人)	城島総合支所	13	13
男性の家庭における生活的自立を目指し、家事の技術を身につける講座を実施する。		男性の家事力向上講座を開催 「メンズクッキング」2回、「メンズソーイング」1回の計3回を連続講座として実施 (参加者5人/定員6人)	三瀬総合支所	36	20
主体的に育児に参画してもらうため、 ・ブレババママ教室を実施する。 ・すこやかマタニティ教室を実施する。		ブレババママ教室:17回開催、 参加者:372人 すこやかマタニティ教室:2回開催、 参加者:23人	子ども未来部	416	609

具体的事業		内容			
地域の女性人材等の育成		女性が地域で活躍し、地域活動が活性化するように、地域活動における男女共同参画を進める意識啓発や女性の人材育成を行う。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
31	・地域における男女共同参画やその他まちづくりに関する活動を担えるような人材を育成するための講座をの実施する。 ・男女共同参画サポーターの実施 ・まちづくり参画講座	男女共同参画サポーターは今年度新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。 まちづくり参画講座:東国分校区・安武校区にて計5回実施(内一回延期)、(延参加者77人)	協働推進部	94	821

具体的事業		内容			
地域活動での男女共同参画の促進		多様な人材が地域で活躍できるよう、校区コミュニティ組織や自治会の活動に対し、女性や若年層の積極的な参画・登用を働きかけるとともに、校区コミュニティ組織の役員を対象とした男女共同参画に関する研修会の実施を進める。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
32	・校区コミュニティ組織や自治会等への女性や若年層の登用を働きかける。 ・各校区の役員等が対象の、「まちづくり活動の手引き」を活用した男女共同参画に関する研修会を行う。	まち連や校区等での意見交換および研修の実施 10回(337人)	協働推進部	—	—

具体的事業		内容			
防災活動における女性参画の推進		地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、様々な活動への女性の参画を進め、地域の防災力の向上を図る。 また、災害時における避難所については、男女共同参画の視点で運営されるよう取組を進める。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
33	・校区を対象とした出前講座を実施する。 ・女性防災士育成 ・地域の防災リーダーへの女性登用 ・自主防災研修への女性の参加者数	20回実施した出前講座の一部の回で、本件に触れた。 7人養成(全体21人) 10人養成(全体79人) 集計不能	総務部	2,004	2,423

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

具体的事業		内容			
6	若年層に対するセミナーの開催	学生を対象に、男女が共に能力を発揮し、積極的に社会や地域、家庭への参画を促すセミナーを開催する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	学生と社会人のワールドカフェ形式の講座等を実施する。	11月28日実施「学生と社会人のワールドカフェ これからの自分をデザインする」 講師：和栗 百恵 (参加者学生29人/社会人10人)	協働推進部	再掲	再掲
具体的事業		内容			
8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発（男性に対する啓発の推進）	男性の家庭や地域活動への参画を促し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・男性の生き方支援講座を実施する。（働き方や家事参画をテーマにした講座）	再掲	協働推進部	再掲	再掲
	・雇的就労推進協議会の構成団体における、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みのほたらきかけ		商工観光労働部		
具体的事業		内容			
34	農業者へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実	ワーク・ライフ・バランスを実現し女性農業者の働く環境の向上を図るため、認定農業者の共同申請や家族経営協定を推進するとともに、意識の啓発に取り組む。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等にて家族経営協定制度の啓発を行う。	認定農業者の申請相談時や更新申請時に、チラシ等にて家族経営協定制度の啓発を行った。	農政部	0	0
具体的事業		内容			
35	仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発及び支援の充実	企業の経営者の働き方改革に関する意識改革と職場環境の改善を図るための啓発を実施する。また、仕事と出産・育児・介護等の両立が可能な社会の実現のため、テレワークなど柔軟な働き方に取り組む事業所への支援を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・企業経営者及び管理職を対象とした働き方改革や両立支援のための事業を実施する。	・仕事と育児・介護の両立支援セミナー（会場21人、オンライン19人） ・明日から始めるテレワーク導入セミナー（17社19人） ・働き方改革トップセミナー（13社21人）	商工観光労働部	1,941	3,162
	・事業所訪問での意見交換を行う。	未実施			
	・雇用優良事業所表彰を行う。	(23) 再掲 事業所表彰部分			
具体的事業		内容			
36	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの意義や制度内容の周知に努めるとともに、在宅勤務や時差出勤等について検討し、多様で柔軟な働き方の実現や休暇等を取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や職員の機運の醸成に取り組む。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・定時退庁日及び育児の日の全庁メールでの情報発信	定時退庁日及び育児の日の全庁メールを活用し、時間外勤務の縮減や休暇制度、年休の取得促進等の情報発信を行った。	総務部	—	—
	・新採研修、新任課長研修での周知	新採研修、新任課長研修において特定事業主行動計画やワーク・ライフ・バランス推進の取組について周知を行った。			
	・全庁通知等による計画年休の取得促進	7月～10月を集中取組月間（チャレンジ・マンス）と位置づけ、時間外勤務の縮減や休暇の取得促進等の取組を行った。			

(施策の方向Ⅱ) あらゆる分野における女性の活躍の推進

施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

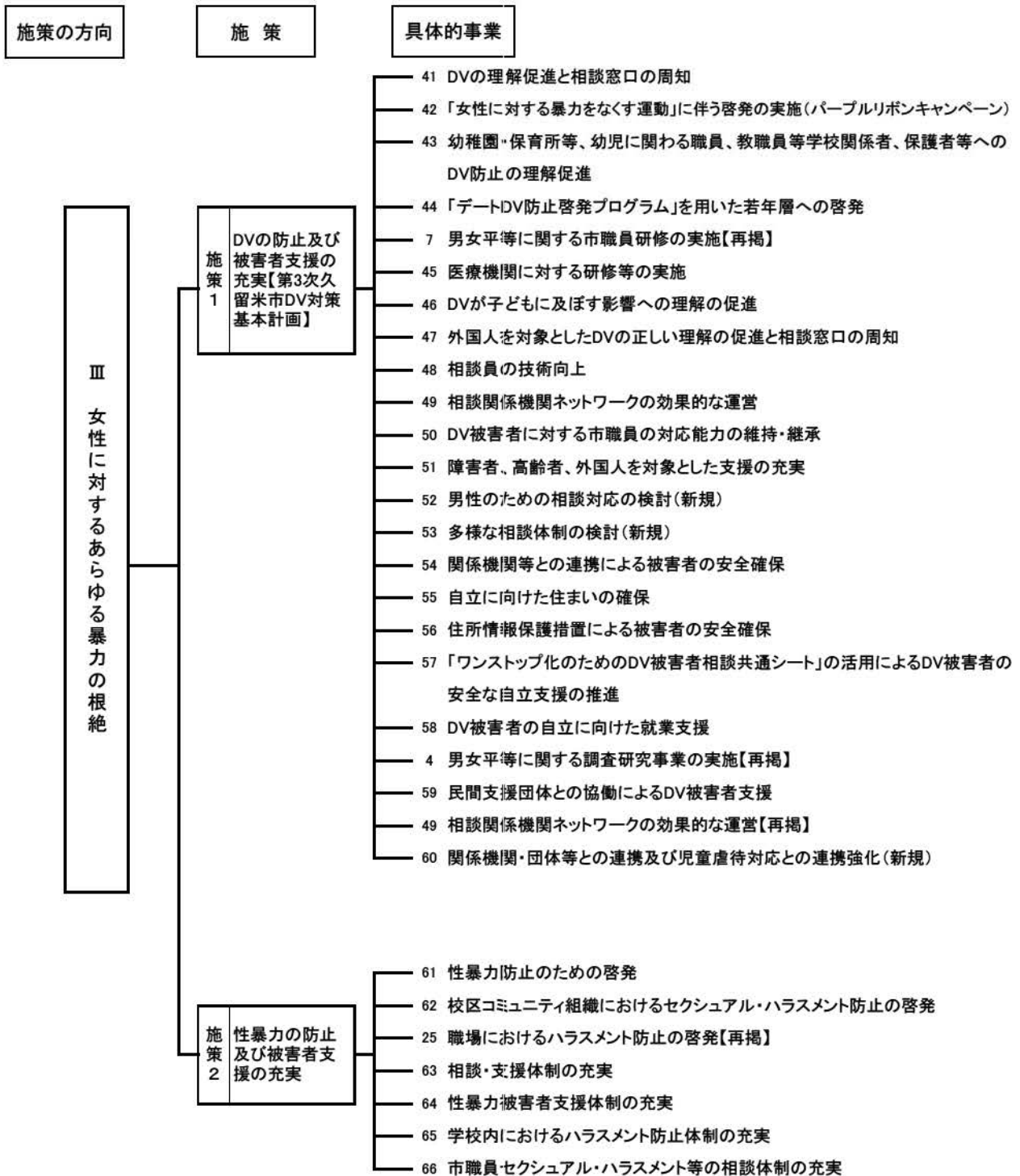
具体的事業		内容			
ファミリー・サポート・センター事業の充実		乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人と行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
さらなる会員の拡大を図る。	年3回みまもり会員養成講座を開催。29人が登録	子ども未来部	13,586	13,922	
依頼会員と提供会員の需給ギャップや地域間の偏りの改善を図る。	<<令和4年3月末>> おねがい会員(依頼会員): 1,271人 みまもり会員(提供会員): 448人 どっちも会員(両方会員): 84人 活動件数: 2,335件				

具体的事業		内容			
保育所待機児童の解消		共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、社会環境の変化に対応できるよう、保育士人材の確保及び施設整備等を進めることにより、受け入れ体制を充実させ、待機児童の解消を図る。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
・整備計画に基づいた施設整備事業を実施する。 ・潜在保育士に対し潜在保育士就職支援給付金を支給する。 ・市内保育所等に就職した保育士等に奨学金返済費用の一部を補助する。	施設整備: 3施設	子ども未来部	252,855	510,506	
	潜在保育士就労支援: 2人		175	1,375	
	奨学金返済支援: 10人		912	2,464	

具体的事業		内容					
多様な保育サービスの提供		共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、仕事と家庭の両立が図られ安心して子育てができるよう、多様な保育サービスを提供する。 (病児保育、一時預かり、休日保育、夜間保育、送迎保育ステーション)					
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算			
実施体制の維持、感染症流行時期の利用平準化を図る。	実施施設との意見交換会を実施し、現状把握など情報共有を図った。 <<令和4年3月末>> ○施設毎の実績(単位:人) ・マリアン・キッズ・ハウス: 845 ・エンゼルキッズ: 448 ・すくすくランド: 399 ・ハイジア病児保育室: 444 ・たのっしーランド: 282 1月あたりの病児受け入れ児童数: 40.3人	子ども未来部	61,603	73,929			
	量的確保や担当保育士の確保などを図りながら、民間保育所・認定こども園、公立保育所において一時預かりを実施する。				一時預かり: 977人	11,152	14,753
	休日保育を実施する。				延べ利用者数: 630人	8,685	6,418
	認可夜間保育所にて、夜間保育を引き続き実施する。				夜間保育実施施設: 1施設	12,388	13,075
送迎保育ステーションを実施する。	送迎ステーション利用登録者: 20人		13,750	13,840			

具体的事業		内容			
学童保育所の充実		子どもを安心して預けて働くことができるよう、施設及び指導員の確保の取組を進め、高学年児童の全校区受入を図る。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
高学年児童の全校区受入を図る。	35校区	子ども未来部	—	—	

施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶



決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
施策1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容			
DVの理解促進と相談窓口の周知		多くの市民にDVの正しい理解を促すとともに、相談窓口を広く周知するため、様々な啓発を行う。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
41	①新規設置場所を検討しつつ、DV防止カードを設置する。	3月末現在、市内705箇所に設置	協働推進部	0	69
	②DV防止の常設パネルの設置	田主丸総合支所庁舎1階にて啓発パネルの設置	田主丸総合支所	—	—
		北野生涯学習センター別館に、啓発パネルの常設展示を行った。	北野総合支所	—	—
		設置実績なし	城島総合支所	—	—
	三潴総合支所庁舎1階に啓発パネルを設置	三潴総合支所	—	—	

具体的事業		内容			
「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発の実施（パープルリボンキャンペーン）		DVやセクシュアル・ハラスメントなどの「女性に対するいかなる暴力も許さない」という意識を高めるために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発等を行う。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
42	①若年層を念頭に置いた啓発のツリーの設置	市立高校や市内の大学、JR久留米駅等でツリーを設置し、グッズの配布と共に啓発を行った。	協働推進部	365	384
	②関連講座の実施	・11月19日実施上映会「デザート・フラワー」（参加者68人） ・11月20日実施「理論と実践ワーク 女性のための護身術」市民グループと共催、講師：橋本明子（参加者29人） ・11月20日実施「子どもに伝える体と性のはなし 自分も相手も大切に」市民グループと共催、講師：橋本明子（参加者20人） ・11月21日実施「命の問題（虐待・いじめ・非行）から子どもを守る多機関連携」講師：安永智美（参加者：32人）	協働推進部	—	32

具体的事業		内容			
幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進		DVの正しい理解を進め、男女平等や暴力防止の視点に立った教育が幼稚園や保育所、学校、地域等あらゆる場で行われるよう研修や講座などを実施する。 また、被害に遭った時に速やかに相談につながるよう、相談窓口の周知を行う。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
43	①保育所や幼稚園の職員を対象とした研修を実施する。	市内保育施設の職員向けにDVが園児等に与える影響等に関する研修を実施（R4.1.27開催）	子ども未来部	27	205
	②教職員を対象とした研修を実施する。	DVに関する校内研修は、小学校15校（44校中）、中学校15校（17校中）で実施	教育部	—	—
		若年教員研修1年目（初任者研修）中学校において、「性に関する問題行動への対応」の研修を設定し、DVや性暴力等に対する正しい理解を深め、自他の安全を守ることのできる生徒の育成を図る指導の在り方について学ぶ機会とした。	教育部	—	—
		5月27日実施「ハラスメントを防止するために-良好な人間関係を築くには-」対象：南築高等学校教職員 講師：男女平等推進センター相談員（参加者：49人）	協働推進部	—	—
③地域・保護者を対象としたDV防止啓発講座等を実施する。	11月21日実施「命の問題（虐待・いじめ・非行）から子どもを守る多機関連携」講師：安永智美（参加者：32人）	協働推進部	—	N0.42②を含む	

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 施策1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容			
「デートDV防止啓発プログラム」を用いた若年層への啓発		若い年代から、暴力を容認しない意識を育成するために、民間支援団体と連携して中・高校生、専門学校・大学生を対象としたデートDV防止啓発講座を実施するとともに活用を促す。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
44	中・高校生、専門学校・大学生を対象とした、デートDV防止講座を実施する。	市内の中学校・高校計6校に実施 延参加者618人	協働推進部	200	360
	校長会や教頭会、校内研修会などで呼びかける。	令和3年6月定例校長会で、「知ろう始めよう久留米市男女平等を進める条例」パンフレット、「私が輝くまち 久留米をめざして 久留米市男女平等を進める条例のあらまし」の配布及び活用を依頼した。	教育部	—	—

具体的事業		内容			
男女平等に関する市職員研修の実施 (DV研修)		人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。 全職員への男女平等研修では、3年に1回テーマを「DV」として実施する。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
7	・階層別研修 (参加者数) ・男女共同参画推進講演会 ・研修推進者研修及び職場研修	再掲	総務部	再掲	再掲

具体的事業		内容			
医療機関に対する研修等の実施		医療関係者のDVに対する正しい理解を深め、被害者の早期発見・早期相談につながるよう「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を活用して、市内の医療機関を対象に研修等を実施する。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
45	・医療機関を対象とした研修を実施する。	11月6日実施「医療現場での気づき×連携と対応」講師：石本宗子・甲木京子 対象：聖マリア病院 虐待対応委員会 延参加者83人	協働推進部	No.46に含む	No.46に含む
		久留米市内の医療機関553施設に対して実施した医療安全対策研修会において、男女平等推進センターと協力し医療従事者に対する人権研修を実施した。	健康福祉部	0	—

具体的事業		内容			
DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進		面前DVは子どもへの虐待にあたることやDVが子どもに及ぼす影響について、正しい理解を深めるための啓発や研修等を実施する。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
46	・職務関係者等を対象とした研修を実施する。	11月、2月、3月に病院含む計3団体に実施 講師：石本宗子・甲木京子 (延参加者：53人)	協働推進部	124	415
		市職員向けの研修を2回実施した。	子ども未来部	—	—

具体的事業		内容			
外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知		外国人を対象に、DVを正しく理解するための啓発と被害に遭った場合の相談窓口の周知を行う。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
47	相談窓口の周知を行う。	多言語カードを作成 (9ヶ国語) 市内各所に設置	協働推進部	74	—
	外国人を対象とした相談窓口の設置と、周知を行う。	外国人相談窓口で受けたDV被害者からの相談においては、関係部署と連携し言語支援を行った。	協働推進部	2,329	2,902

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
施策1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容				
相談員の技術向上		DV被害者に適切な支援が行えるよう、相談員に実務研修を行い、相談対応の技術向上を図る。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
48 相談員の実務研修（スーパービジョン）の実施	全13回実施 講師：石本宗子、富田伸、本田由布子、梅根真知子	協働推進部	171	195		
相談員を対象とした研修に参加する。	県等が実施する、婦人研修に参加した。	子ども未来部	35	262		

具体的事業		内容				
相談関係機関ネットワークの効果的な運営		庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携強化を図る。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
49 ・相談関係機関ネットワーク会議を開催する。	11月18日実施庁内・外相談関係機関ネットワーク会議（庁内34部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体で構成）	協働推進部	—	—		
・庁内ネットワーク会議及び研修を開催する。	6月17日実施庁内相談関係機関ネットワーク会議（庁内34部局1外郭・その他関連団体で構成）					

具体的事業		内容				
DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承		市職員がDV被害者に対し適切に対応できるよう、各種マニュアルを活用して対応能力の維持・継承を図る。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
50 ・「久留米市安全対策マニュアル」、「久留米市におけるDV被害者支援対応マニュアル」を周知し、庁内ネットワーク等を活用し研修を促す。	11月18日実施庁内・外相談関係機関ネットワーク会議内 講義「DV家庭における子どもへの影響と支援について」講師：石本宗子（参加者：庁内34部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体）	協働推進部	—	—		
・「久留米市におけるDV被害者支援対応マニュアル」をもとに、担当課職員・関係機関・団体の研修を実施する。						
・委託先の相談機関に安全対策マニュアルを周知する。						

具体的事業		内容				
障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実		障害者、高齢者、外国人等、様々な状況にあるDV被害者に適切な支援ができるよう、関係課と連携した対応を行う。また、窓口対応にあたっては、各マニュアルを活用し、適切に対応する。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
51 ・「障害のあるDV被害者への支援対応マニュアル」をもとに、課内研修を実施する。	書面形式で課内研修を実施した。	健康福祉部	—	—		
・虐待対応を行う中で、DVの事例があれば必要に応じて連携する。	被害者の安全確保のため、家庭子ども相談課と生活支援課と連携し転出・自立をサポートした。					
・「高齢のDV被害者支援対応マニュアル」をもとに、課内研修を実施する。	チーム内研修を実施した周知をおこなった。	健康福祉部	—	—		
・虐待対応を行う中で、DVの事例があれば必要に応じて連携する。	関係部署や久留米警察署と連携し支援を行った。					
「外国人のDV被害者支援対応マニュアル」をもとに、課内研修を実施する。	「外国人のDV被害者支援対応マニュアル」や研修資料により課内に周知した。	協働推進部	—	—		

具体的事業		内容				
男性のための相談対応の検討		男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応について検討を行う。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算		
52 ・男性相談の実施	毎月第4土曜日・10時～12時実施（延相談者4人）	協働推進部	197	352		
・他自治体の情報収集を行う。	他自治体からの情報をインターネットや広報誌より収集した。					

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 施策1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容			
53	多様な相談体制の検討	DV被害の潜在化や深刻化を防ぐため、メールやSNS等を活用した多様な相談体制について検討を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・他自治体の情報収集を行う。	県内センター連絡会議や福岡県・北九州市・福岡市との合同会議により情報収集を行った。	協働推進部	—	—
・必要な支援の整理			—	—	

具体的事業		内容			
54	関係機関等との連携による被害者の安全確保	県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望するDV被害者の安全を確保する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・被害者の安全確保に向けた措置を行う。	久留米市と久留米警察署とのDV被害者等支援に関する連携協定を締結（令和3年11月24日）	協働推進部	—	—
・他自治体の情報を収集する。	母子緊急一時保護 7件 単身女性緊急保護 2件 女性相談所への相談 8件	子ども未来部	9	80	

具体的事業		内容			
55	自立に向けた住まいの確保	DV被害者の自立に向けて、市営住宅を確保する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	市営住宅のDV被害者優先枠と中間施設（ステップハウス）の枠を確保する。	確保済み	都市建設部	—	—

具体的事業		内容			
56	住所情報保護措置による被害者の安全確保	DV被害者の情報管理を徹底し、住所情報等の保護を行い、被害者の安全を確保する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・住所情報保護措置を実施する。	各部局の取扱基準について、現状の実務に合わせて更新を依頼し、新規事業を追加した。	協働推進部	—	—
・住所情報保護取り扱い規程の事務担当課（シート：別表2）について、各職場における保護すべき情報の取り扱い基準を見直す。	新規件数 196件 継続件数 305件	市民文化部	—	—	
		新規件数 70件 継続件数 82件	子ども未来部	—	—

具体的事業		内容			
57	「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用によるDV被害者の安全な自立支援の推進	「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」を活用してDV被害者等が安全で迅速に必要な支援を受け、自立することができるように、職員の対応能力の維持・継承を図る。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	必要に応じてワンストップシートを作成する。関係部局と連携して速やかに対応することで、被害者の安全を確保する。	ワンストップシート発行件数：28件	協働推進部	—	—
		ワンストップシート発行件数：2件	子ども未来部	—	—

具体的事業		内容			
58	DV被害者の自立に向けた就業支援	DV被害者の経済的な自立を目指し、ひとり親サポートセンター等を活用した就業支援を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	ひとり親サポートセンターや公共職業安定所と連携し、就職の支援を行う。	就労希望がある場合、ひとり親サポートセンターや公共職業安定所を紹介する。	子ども未来部	—	—

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 施策1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】

具体的事業		内容				
4	男女平等に関する調査研究事業の実施	女性に対する暴力根絶のための男女平等に関する課題に対し、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。				
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
各年度調査研究テーマを設定し、男女共同参画の推進を行う。		再掲	協働推進部	再掲	再掲	

具体的事業		内容				
59	民間支援団体との協働によるDV被害者支援	DV被害者の適切な支援を目的として、民間支援団体と協働で被害者支援に取り組む。また、民間支援団体への支援を継続して行う。				
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
	・民間支援団体への財政的支援。	関係部署や民間支援団体と連携し、避難しているDV被害者へのワクチン接種の実施に向け調整を行った。	協働推進部	—	—	
	・DV被害者支援に対する民間支援団体との連携	DV・性暴力被害者サポーター養成講座を民間支援団体と連携して実施。全16日受講者数延べ373人。同行支援業務委託の受託者として連携	協働推進部	—	—	
	民間支援団体の活動に対して補助を行い、継続的な支援を行った。	子ども未来部	3,495	4,164		

具体的事業		内容				
49	相談関係機関ネットワークの効果的な運営	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携強化を図る。				
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談関係機関ネットワーク会議を開催する。 ・庁内ネットワーク会議及び研修を開催する。 ・「ネットワークシート」の見直しを求める。 		再掲	協働推進部	再掲	再掲	

具体的事業		内容				
60	関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化	関係機関・団体と情報を共有するとともに、必要に応じてケース会議を行うなど、連携を強化する。また、児童相談所等との連携体制を強化し、DVや児童虐待の早期発見に取り組み、適切な支援を行う。				
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
関係機関・団体やその他支援者と、個別のケース会議を実施する。		令和3年度 127回実施	協働推進部	—	—	
		関係機関と情報を共有し、連携して支援を行った。	子ども未来部	18,217	22,721	

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

具体的事業		内容			
性暴力防止のための啓発		セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることや「性の商品化」の防止についての認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会の実現に向けて啓発を行う。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
61	・性暴力防止啓発講座を実施する。	・11月19日実施上映会「デザート・フラワー」(参加者68人)	協働推進部	—	32
	・性暴力被害者支援講座	・11月20日実施「理論と実践ワーク 女性のための護身術」市民グループと共催、講師：橋本明子(参加者29人)			
・女性に対する暴力をなくすキャンペーン期間での講演、展示		・11月20日実施「子どもに伝える体と性のはなし 自分も相手も大切に」市民グループと共催、講師：橋本明子(参加者20人)			
		・11月21日実施「命の問題(虐待・いじめ・非行)から子どもを守る多機関連携」講師：安永智美(参加者：32人)			

具体的事業		内容			
校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発		まちづくりに多様な人材が参画できるよう、校区コミュニティ組織を対象とした男女共同参画社会の実現やセクシュアル・ハラスメントの防止に対する研修を行うよう働きかける。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
62	・「まちづくり活動の手引き」を活用して、各校区の役員等を対象に、男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメント防止の研修を行う。	まち連や校区等での意見交換および研修の実施 10回(337人)	協働推進部	—	—
	・校区コミュニティ組織へ出前講座の企画を働きかける。				

具体的事業		内容			
職場におけるハラスメント防止の啓発		職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業主や労働者を対象にした啓発を行う。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
25	・セクハラ・パワハラ等防止を図るため、企業向けセミナーを開催	再掲	商工観光労働部	再掲	再掲
	・商工労働ニュースへのセクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメント防止の記事を掲載する。				

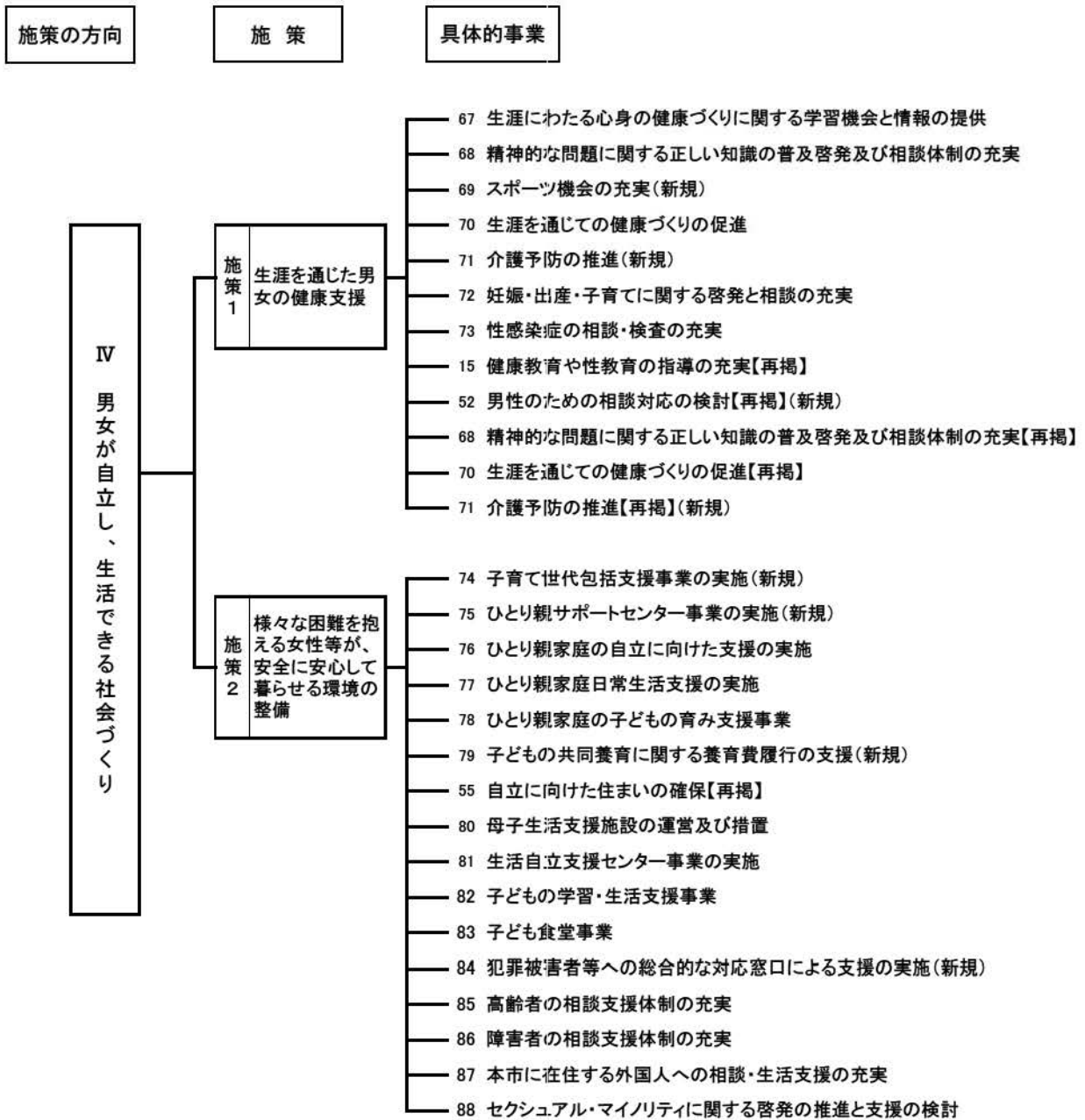
具体的事業		内容			
相談・支援体制の充実		性暴力被害に関する女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら、早期の解決と回復に向けた支援を行う。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
63	①総合相談、性暴力相談、法律相談(女性弁護士による面接のみ)を行う。	総合相談：4,706件 性暴力相談：141件 法律相談：77件	協働推進部	706	730
	②庁内外との関係機関・団体との個別のケース会議やネットワーク会議を実施する。	11月18日実施庁内・外相談関係機関ネットワーク会議(庁内34部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体で構成)全13回実施 講師：石本宗子、富田伸、本田由布子、梅根真知子			
	③スーパービジョンを実施する。				
男女平等問題に関する研修等に積極的に参加して専門知識の習得や対応スキルの向上を図り、女性相談者の相談に適切な対応を行う。		研修に参加し被害者からの相談の対応スキルの向上を図った。 また、被害者対応にも関係部署と連携し支援を行った。	協働推進部	—	—
婦人相談事業として、DVや離婚問題等女性からの様々な相談に対し、必要に応じ関係部局や機関と連携し支援を行う。		相談件数(令和4年3月31日) 1,696件(内DV件数1,040件)	子ども未来部	75	366

(施策の方向Ⅲ) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

具体的事業		内容			
性暴力被害者支援体制の充実		被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図る。			
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
64 ・性暴力被害者支援体制の構成団体からなる連携会議を開催する。 ・相談ネットワーク会議において性暴力に関する情報提供を行う。 ・ワンストップ共通シートを活用し、被害直後からの支援強化を行う。 ・性暴力被害者支援カードを産婦人科・警察等に設置する。	11月18日実施庁内・外相談関係機関ネットワーク会議（庁内34部局1外郭・その他関連団体、14庁外関係機関と6民間支援団体で構成）	協働推進部	—	—	
	令和3年度28件発行				
	市内各所に設置				
具体的事業	内容				
学校内におけるハラスメント防止体制の充実	学校内におけるハラスメントを防止するために、指導・助言を行うとともに、ハラスメント相談員への研修を行うなど取組の充実を図る。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
65 各学校のハラスメント相談員に対する研修を実施する。	定例校長会、学校訪問時における周知、指導助言を行うとともに、ハラスメント相談員研修を実施した。	教育部	—	—	
具体的事業	内容				
市職員セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実	市職員のセクシュアル・ハラスメント等の未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。				
取組内容	実績	部	R3決算	R4予算	
66 ・各部局や各施設に相談員を配置 ・相談員に研修等を実施し、スキルアップを図る。 ・職員任用時に防止体制や相談体制の周知を徹底する。 ・全庁メールや部間会議等により防止・相談体制の周知	・63人（うち新任者13人）の相談員を任命するとともに新任者への研修を実施した。また、各研修を通じて相談体制の周知やセクシュアルハラスメントの未然防止に努めた。	総務部	—	—	

施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり



決算額

男女共同参画に限定した事業費である(単位:千円)

○他の施策の中で実施したもので、男女共同参画部分のみの算出が可能な場合はその額とし、算出が困難なものについては、「-」とする

○事業を実施していない場合は、「-」とする

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

具体的事業		内容			
生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供		女性の心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・成熟期・更年期・高齢期といったライフステージに応じた健康に関する講座の開催や情報提供、相談体制の充実を図る。 また、男女が互いの身体的性差に応じた健康についての理解を深めるための取組を進める。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
67	・健康の維持や増進のための健康管理についての講座を開催する。 ・関連書籍を収集し、情報提供に努める。	2月19日実施「働く女性のライフステージと健康」講師：井上明美（参加者：14人）	協働推進部	—	600
	・女性の健康相談を実施する。 ・思春期保険情報交換会を実施する。 ・思春期保健出前講座を実施する。	女性の健康相談：3回、相談者7人 新型コロナウイルス感染症のため未実施。関係機関に取組状況確認し、結果報告 思春期保健出前講座34回、参加者1,900人	子ども未来部	488	732
	・まちかど健康相談	R3中止	健康福祉部	—	—
	・健康なるほど講座 ・健康なっとく相談受付人数	健康なるほど講座：46回、延べ参加者数1034人 健康なっとく相談：4回、89人	健康福祉部	—	—

具体的事業		内容			
精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実		ジェンダーに基づく様々な生きづらさに対する相談体制の充実を図るとともに、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
68	・悩こころの相談カフェを実施する。 ・SOSの出し方教育を実施する。 ・市民向けの講演会や普及啓発を行う。 ・自殺のサインに早期に気付けるように、ゲートキーパー研修を実施する。	・70回（相談167件） ・中学校17校、高等学校2校 ・市民向け講演会中止（コロナのため）、若者向けメンタルヘルス研修1回（11人）、啓発パネル展示1回 ・職員研修等のゲートキーパー研修46回（2,611人）	健康福祉部	—	—

具体的事業		内容			
スポーツ機会の充実		性別や世代にかかわらず、運動の機会の充実を図るための環境整備を行い、生涯を見通した健康な体づくりに取り組む。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
69	ライフステージに応じたスポーツ教室の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	市民文化部	—	2,084

具体的事業		内容			
生涯を通じての健康づくりの促進		女性のライフステージに応じた健康支援を行うとともに、女性特有のがんなどの疾病の予防に取り組む。			
取組内容		実績	部	R3決算	R4予算
70	・各種がん検診を行う。	・R3子宮頸がん検診受診率 20.4%(前年度比+4.4%) ・R3乳がん検診受診率 19.0%(前年度比+5.0%)	健康福祉部	128,478	94,478

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

具体的事業		内容			
71	介護予防の推進	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の女性の骨折や転倒などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	介護予防教室の実施 介護予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・にこにこステップ運動教室：176回、延べ1,663人 ・スロージョギング教室：31回、延べ229人 ・口からはじまる健康長寿講座：10回、延べ95人 ・認知症講演会：1回 ・認知症予防講座：11回、延べ466人 ・認知症高齢者介護電話相談：毎週火曜日、28件 	健康福祉部	20,671	23,031

具体的事業		内容			
72	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	安心して出産し子育てができるよう、出産前から出産後まで一貫した健康支援を行う。妊娠から出産、育児についての正しい知識の習得と、妊婦同士や子育て中の親同士の交流を進める取組を行う。その他、妊娠を希望する夫婦に対して、不妊治療の支援を引き続き実施する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診を実施する。 ・乳幼児の身長・体重測定、育児健康相談、栄養相談を通して、子育てを支援する。 ・ゆったり子育て相談会を実施する。 ・不妊相談ダイヤルによる相談を実施 	<p>【受診率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診：99.8% ・4か月健診：98.4% ・10か月健診：95.4% ・1歳6か月健診：95.8% ・3歳児健診：94.7% <p>【ゆったり子育て相談会】</p> <p>実施回数：31回 参加者数：242人</p> <p>相談件数：5件</p>	子ども未来部	307,006	336,609

具体的事業		内容			
73	性感染症の相談・検査の充実	H I Vなどの性感染症に関する啓発の推進と相談・検査体制を充実させ、早期の相談・受診を促す。また、性感染症の理解を広げるため、様々な機会を利用して啓発を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	<ul style="list-style-type: none"> ・隔週でH I V・性感染症の検査及び相談を実施する。 ・12月の世界エイズデーに合わせて臨時のHIV・梅毒即日検査を実施する。 ・啓発のチラシを配布する。 	<p>【検査件数】 (R4.1月末現在)</p> <p>HIV (エイズ)：127件、梅毒：129件、クラミジア：91件</p> <p>【相談件数】 (R4.1月末現在)</p> <p>HIV (エイズ)：227件、STD：207件</p> <p>12月11日(土)実施 35人</p>	健康福祉部	—	—

具体的事業		内容			
15	健康教育や性教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	学習指導要領に基づいた、健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における男女共同参画教育の実施	再掲	教育部	再掲	再掲

具体的事業		内容			
52	男性のための相談対応の検討	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応について検討を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・男性相談の実施	再掲	協働推進部	再掲	再掲

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策1 生涯を通じた男女の健康支援

具体的事業		内容			
68	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実	男性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、働く場において心身ともに健康でやりがいを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスの意識向上等について、事業所等と連携した取組を進める。 また、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・こころの相談カフェを実施する。 ・SOSの出し方教育を実施する。 ・市民向けの講演会や普及啓発を行う。 ・自殺のサインに早期に気付けるように、ゲートキーパー研修を実施する。	再掲	健康福祉部	再掲	再掲
具体的事業		内容			
70	生涯を通じての健康づくりの促進	男性に疾患が多い生活習慣病の発症や重症化の予防対策と健康の増進に取り組む。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・各種がん検診を行う。	再掲	健康福祉部	再掲	再掲
具体的事業		内容			
71	介護予防の推進	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の男性の脳卒中や心臓病などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	介護予防教室の実施 介護予防の啓発	再掲	健康福祉部	再掲	再掲

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり
 施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

具体的事業		内容			
74	子育て世代包括支援事業の実施	妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。また、身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応する。	相談件数合計1,710件（令和4年3月末時点） （内訳） 母子保健に関すること：891件 子育てに関する事：607件 保護者自身に関すること：184件 新型コロナウイルス関連：28件	子ども未来部	1,402	1,988
具体的事業		内容			
75	ひとり親サポートセンター事業の実施	ひとり親等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・就業支援（就業相談）の実施 ・就業支援講習会の実施	・来所相談件数 155件 ・就業支援講習会 10講座実施（県南地域対象）	子ども未来部	2,800	4,940
具体的事業		内容			
76	ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施	ひとり親家庭の保護者の就職に有利な資格取得のための給付金等の支給や自立のための貸し付けを行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	①各種給付金を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高卒認定試験合格支援事業 ②ひとり親サポートセンターによる就業支援 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業を実施する。	・高等職業訓練促進給付金 支給者数 20人 ・自立支援教育訓練給付金 支給者数 8人 ・高卒認定試験合格支援事業 支給者数 0人 ・就職決定者数 24人 ・新規貸付件数 57件	子ども未来部	① 26,272 ②2,800 ③ 60,524	① 36,487 ②4,940 ③ 137,000
具体的事業		内容			
77	ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	ひとり親家庭の保護者が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣して家事を行う。	・派遣世帯数 8世帯 ・派遣延べ時間 725時間	子ども未来部	1,849	2,500
具体的事業		内容			
78	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	子どもの居場所づくり事業を実施し、生活習慣の習得する機会を提供する。	拠点型 開所：144日 延べ：855人 派遣型 開所：90日 延べ：201人	子ども未来部	11,880	11,880
具体的事業		内容			
79	子どもの共同養育に関する養育費履行の支援	離婚後の養育費履行の確保について、公正証書作成費用や養育費保証契約をするための保証料の助成などの支援を行い、子どもの経済的・社会的自立を図る。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・養育費に関する公正証書などの作成費用を助成する。 ・養育費保証契約をするための保証料を助成する。	公正証書等作成支援事業 12人 養育費保証支援事業 1人	子ども未来部	245	1,100
具体的事業		内容			
55	自立に向けた住まいの確保	DV被害者の自立に向けて、市営住宅を確保する。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	市営住宅のDV被害者優先枠と中間施設（ステップハウス）の枠を確保する。	確保済み	都市建設部	—	—

(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

	具体的事業	内容			
80	母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	母子生活支援施設の運営を行い、入所者を受け入れる。	新規入所者 4人	子ども未来部	4,823	8,313
	具体的事業	内容			
81	生活自立支援センター事業の実施	生活自立支援センターにおいて、生活の困りごとや不安などの相談に対して、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	支援プランの提供を行う。 困りごとに沿った相談対応を行う。	新規相談受付：2,044件 支援プラン作成：1,051件	健康福祉部	45,241	53,460
	具体的事業	内容			
82	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもを対象に、学習支援や日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	子どもの学習環境等を整えるためのアウトリーチ型支援、学習支援等を実施する社会的居場所の運営（居場所型）を実施する。	居場所型：平均10.9人が利用 アウトリーチ型：82世帯を支援	健康福祉部	14,606	13,876
	具体的事業	内容			
83	子ども食堂事業	家庭での食事摂取が十分な子どもへの食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	子ども食堂を運営する団体の補助を実施する。 運営団体と意見交換会を行う。	補助団体数：6団体	子ども未来部	1,158	3,384
	具体的事業	内容			
84	犯罪被害者等への総合的な対応窓口による支援の実施	犯罪被害者の総合的対応窓口を設け、被害に遭われた方に必要な手続きや適切な相談機関の案内を行うことで、早期の回復や自立に向けた支援につなげる。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・各警察署犯罪被害者支援協議会と連携した対応を行う。 ・福岡犯罪被害者支援センター筑後窓口等の周知啓発を行う。	・各関係機関、団体と連携した対応を行った。 ・街頭広報啓発活動を実施し、周知啓発を行った。 ・ポスター、チラシ（R3作成）、ホームページによる周知啓発を実施した。	協働推進部	104	321
	具体的事業	内容			
85	高齢者の相談支援体制の充実	高齢者やその家族が、地域で安心して暮らし続けることができるように、相談窓口を啓発するとともに、権利擁護などの適切な支援を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	地域包括支援センターなどの相談窓口で、高齢者本人、家族や支援者からの相談に対応する。	令和3年度 総合相談案件数：6,759件	健康福祉部	—	—
	高齢者虐待に対して、解消に向け支援する。	令和3年度 虐待相談件数：79件（うち認定件数56件）			
	生活の自立支援を目的として、成年後見制度の市長申し立てを実施する。	令和3年度 市長申立件数：23件			
令和3年度 成年後見制度利用支援事業 報酬補助：27件 申立費用補助：1件					
介護者の負担軽減のため家族介護教室を実施する。	令和3年度 講座全8回実施 延べ参加人数：117人				
	具体的事業	内容			
86	障害者の相談支援体制の充実	障害者やその家族からの相談体制の充実を図り、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるよう支援を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	基幹相談支援センターをはじめとする相談機関で、総合相談の対応を行う。	令和3年度 相談件数：7,645件	健康福祉部	82,810	82,810

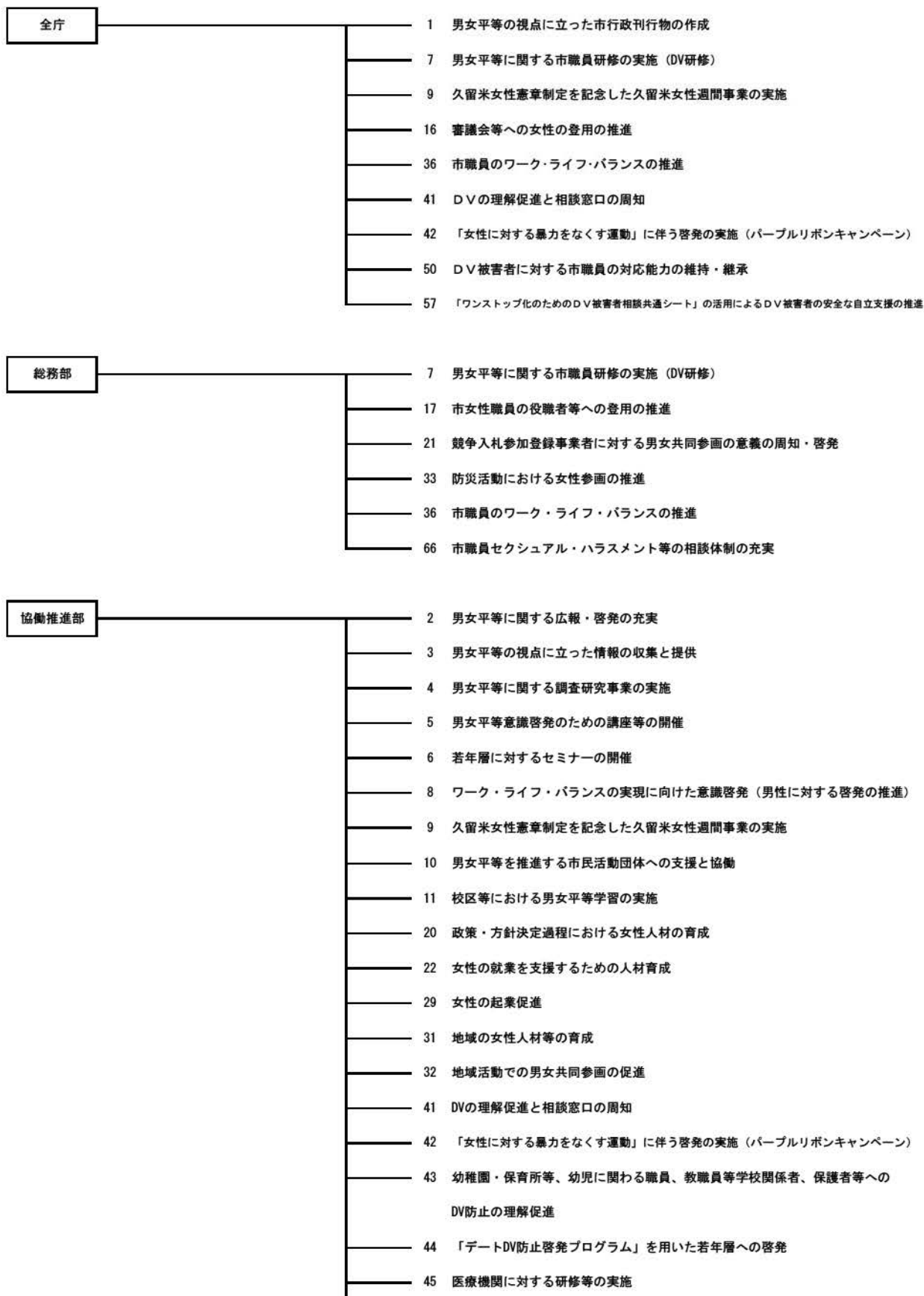
(施策の方向Ⅳ) 男女が自立し、生活できる社会づくり

施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

具体的事業		内容			
87	本市に在住する外国人への相談・生活支援の充実	外国人が抱える課題や問題などの把握に努め、相談窓口の周知を図る。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努め、支援の検討を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	・市内に在住する外国人からの相談に対応する。 ・やさしい日本語で生活情報ガイドを提供する。	・令和3年度外国人相談件数 389件 ・生活ガイドブックを作成し、関係部署に設置（令和3年7月）	協働推進部	—	—

具体的事業		内容			
88	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討	SOGI（性的指向・性自認）を正しく理解し、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、求められる支援について調査・研究を行う。			
	取組内容	実績	部	R3決算	R4予算
	男女平等啓発講座においてセクシュアル・マイノリティを含む人権問題への啓発を行う。	福岡県パートナーシップ宣誓制度を利用した支援の調査・実施及び地域等での制度周知を行った。	協働推進部	—	—
	展示室でセクシュアル・マイノリティのパネルを展示する。	人権啓発センター特別展「多様な性を認め合う」を開催した。（11月実施）		91	—
セクシュアル・マイノリティの人に必要な支援の研究を行う。	出前講座の中で地域に対してセクシュアル・マイノリティを含む人権問題への啓発を行った。	—		—	
	1月15日実施「LGBTの存在をもっと身近に～誰もが生きやすい世の中を」 講師：たかし 参加者25人	31		31	

4 部局別具体的事業一覧



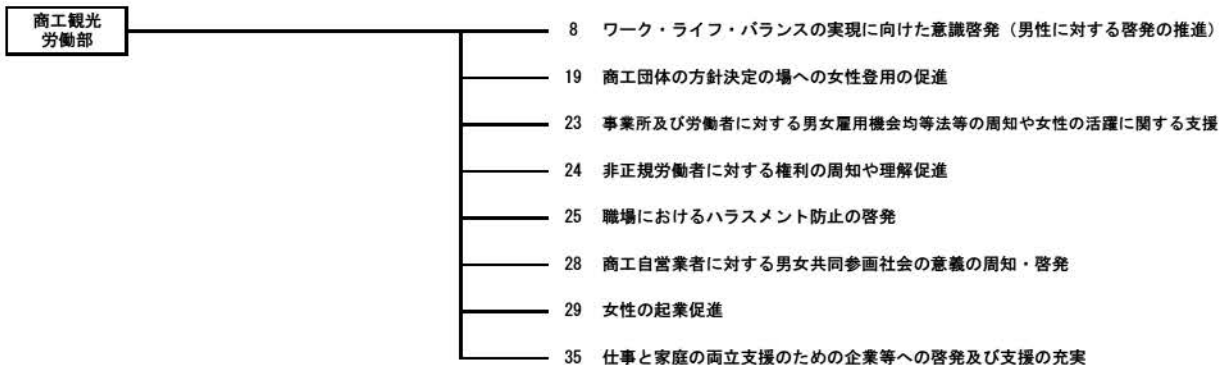
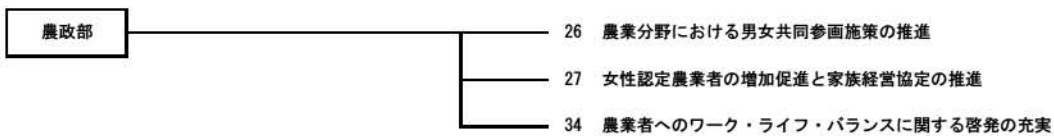
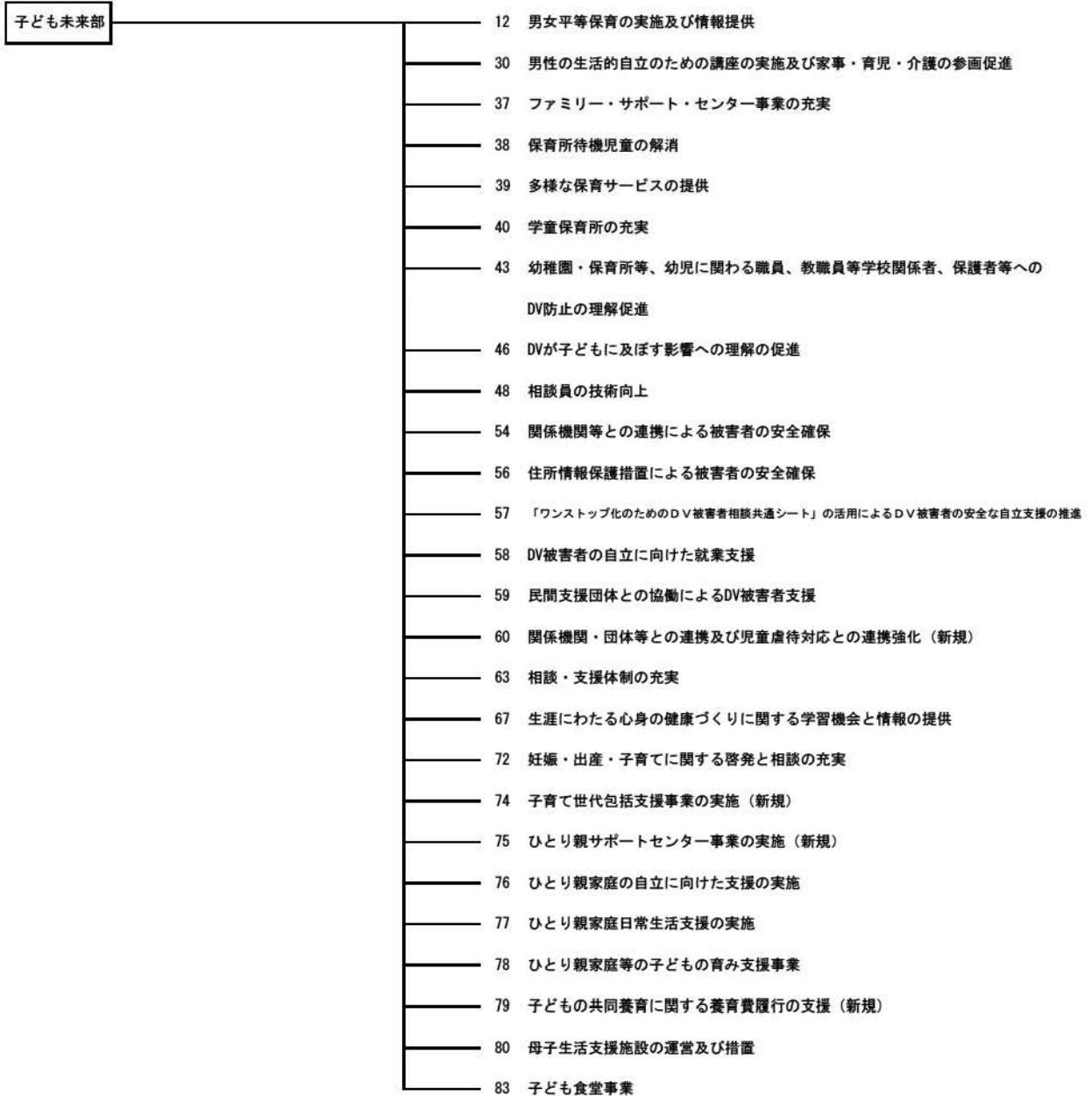
- 46 DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進
- 47 外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知
- 48 相談員の技術向上
- 49 相談関係機関ネットワークの効果的な運営
- 50 DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承
- 51 障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実
- 52 男性のための相談対応の検討（新規）
- 53 多様な相談体制の検討（新規）
- 54 関係機関等との連携による被害者の安全確保
- 56 住所情報保護措置による被害者の安全確保
- 57 「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用によるDV被害者の安全な自立支援の推進
- 59 民間支援団体との協働によるDV被害者支援
- 60 関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化（新規）
- 61 性暴力防止のための啓発
- 62 校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発
- 63 相談・支援体制の充実
- 64 性暴力被害者支援体制の充実
- 67 生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供
- 84 犯罪被害者等への総合的な対応窓口による支援の実施（新規）
- 87 本市に在住する外国人への相談・生活支援の充実
- 88 セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討

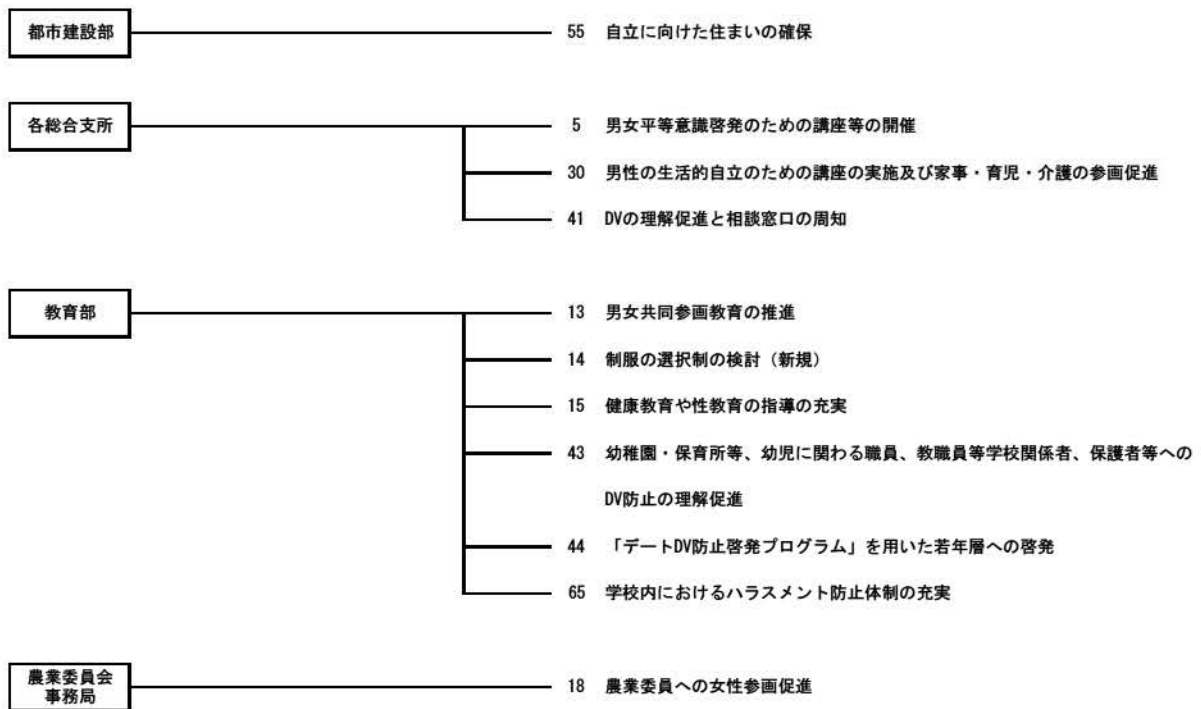
市民文化部

- 3 男女平等の視点に立った情報の収集と提供
- 5 男女平等意識啓発のための講座等の開催
- 11 校区等における男女平等学習の実施
- 30 男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進
- 56 住所情報保護措置による被害者の安全確保
- 69 スポーツ機会の充実（新規）

健康福祉部

- 45 医療機関に対する研修等の実施
- 51 障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実
- 67 生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供
- 68 精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実
- 70 生涯を通じての健康づくりの促進
- 71 介護予防の推進（新規）
- 73 性感染症の相談・検査の充実
- 81 生活自立支援センター事業の実施
- 82 子どもの学習・生活支援事業
- 85 高齢者の相談支援体制の充実
- 86 障害者の相談支援体制の充実





第2部 女性の現状に関する統計資料

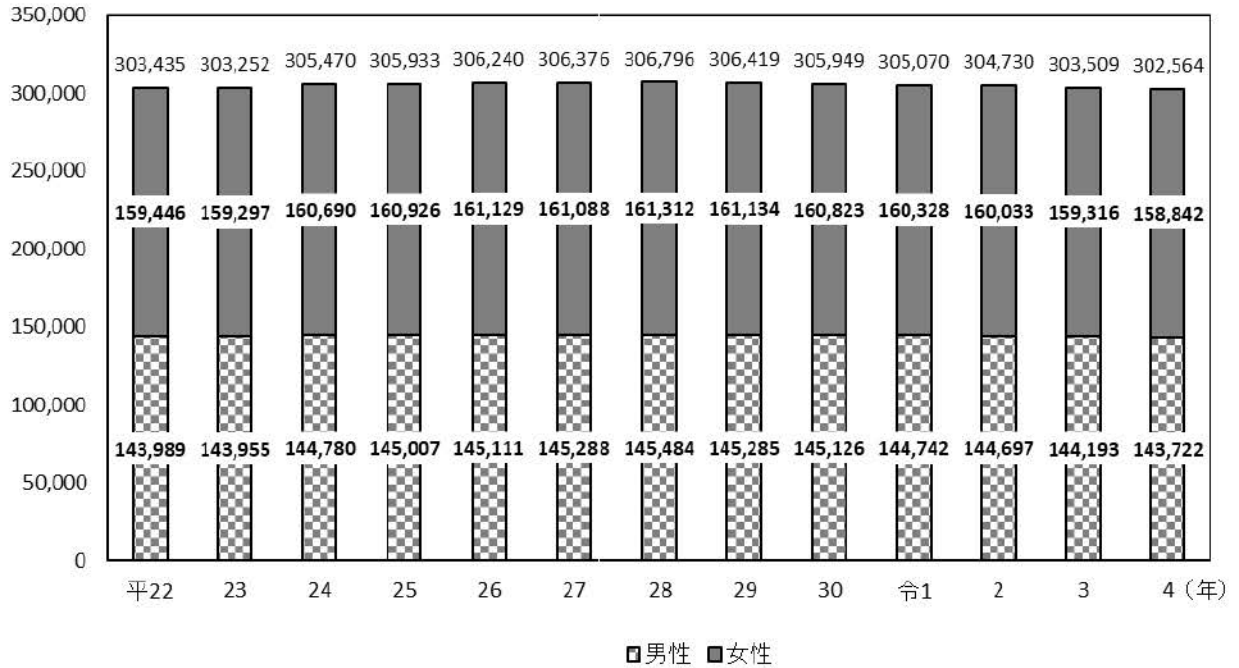
I 人 口

1. 人口の変化（市）

（1）久留米市の人口

久留米市の人口は、平成 24 年以降、増加傾向で推移していたが、平成 28 年をピークに減少している。また、男女比については、女性の割合が男性を上回っている。

図表 I - 1 人口推移(市)

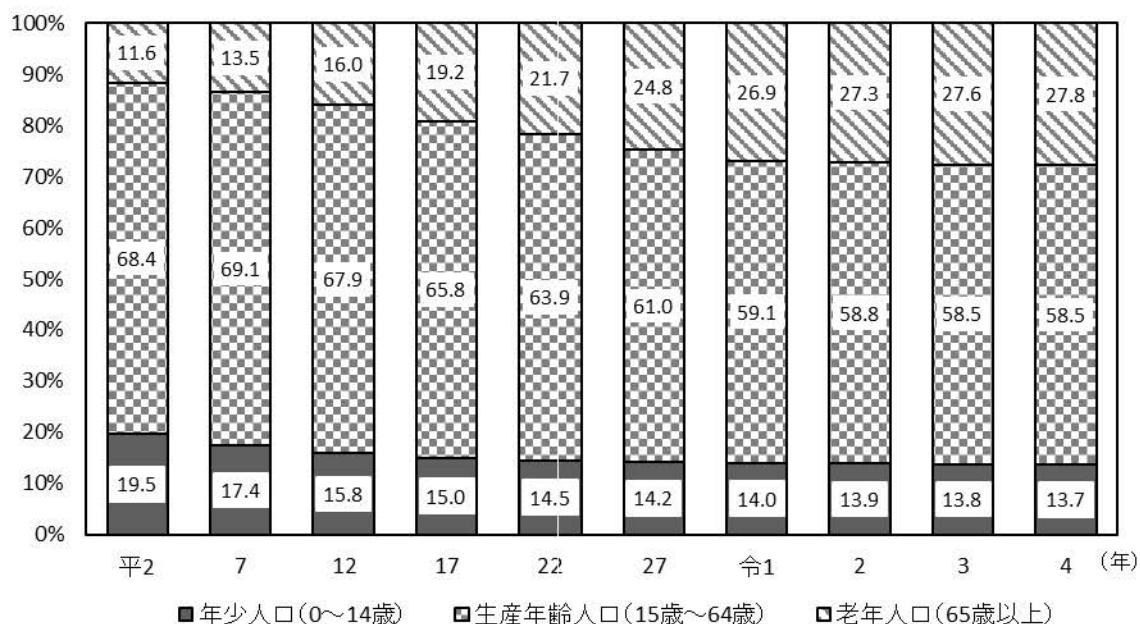


※住民基本台帳法の改正により、平成 24 年以降は外国人を含む。
資料出所：「住民基本台帳月報」（毎年 10 月 1 日時点）

(2) 少子高齢化の現状

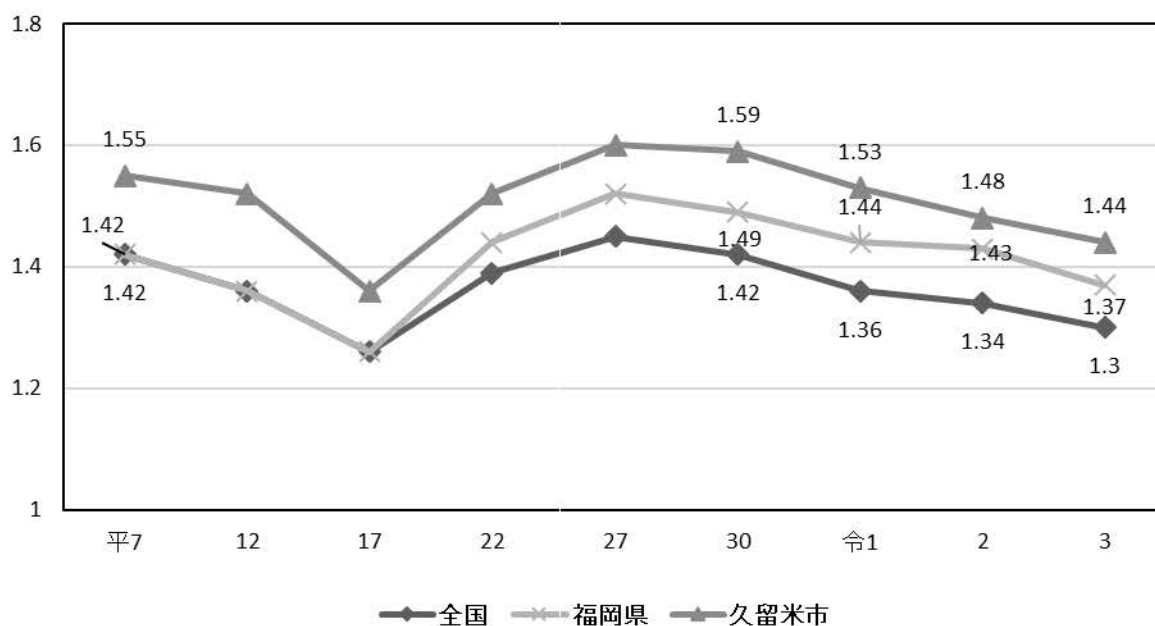
久留米市では、平成12年から老年人口が年少人口を上回るようになり、その差は年々広がり、生産年齢人口の減少が続いている。全国の合計特殊出生率は低下を続け、平成17年には1.26と過去最低を記録した。平成18年以降は緩やかな増加傾向にあったが、近年は低下傾向にある。久留米市は、全国や福岡県に比べやや高い水準で推移しているが、人口を維持するために必要とされる2.07（2019年人口置換水準：国立社会保障・人口問題研究所）を大きく下回っている。

図表 I - 2 年齢3区分の構成比の推移



※住民基本台帳法の改正により、平成24年以降は外国人を含む。
 資料出所：昭和60年～平成12年・・・国勢調査（10月1日時点）
 平成13年～令和4年・・・住民基本台帳月報（10月1日時点）

図表 I - 3 合計特殊出生率の推移



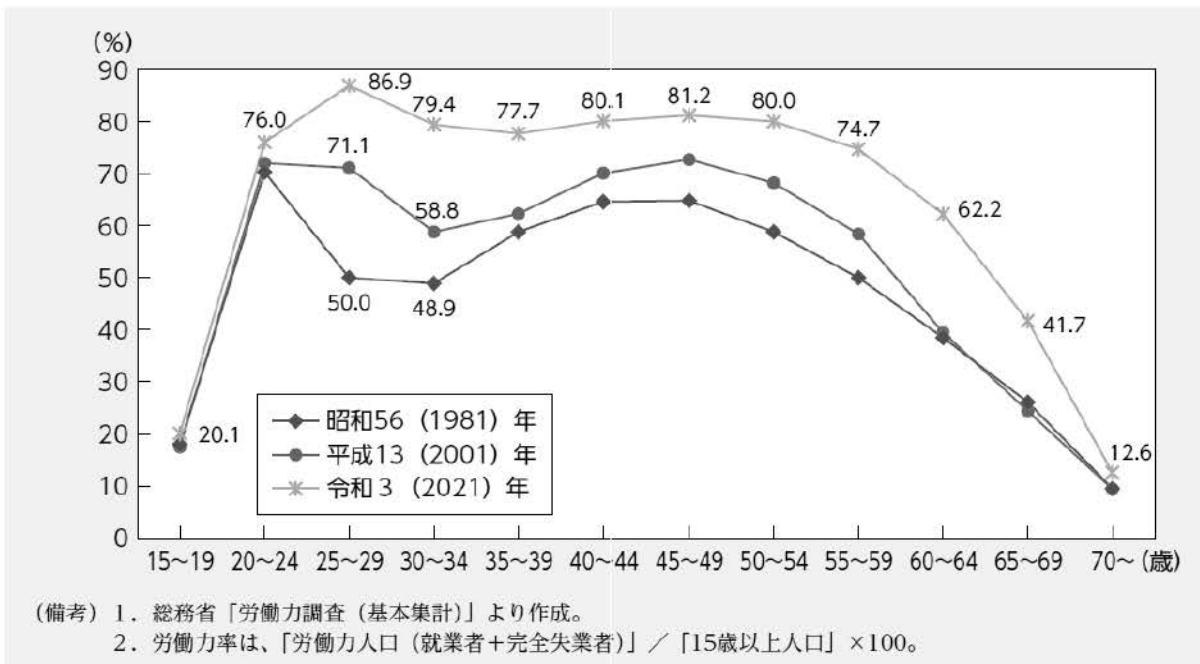
資料出所：市子ども政策課

Ⅱ 労働

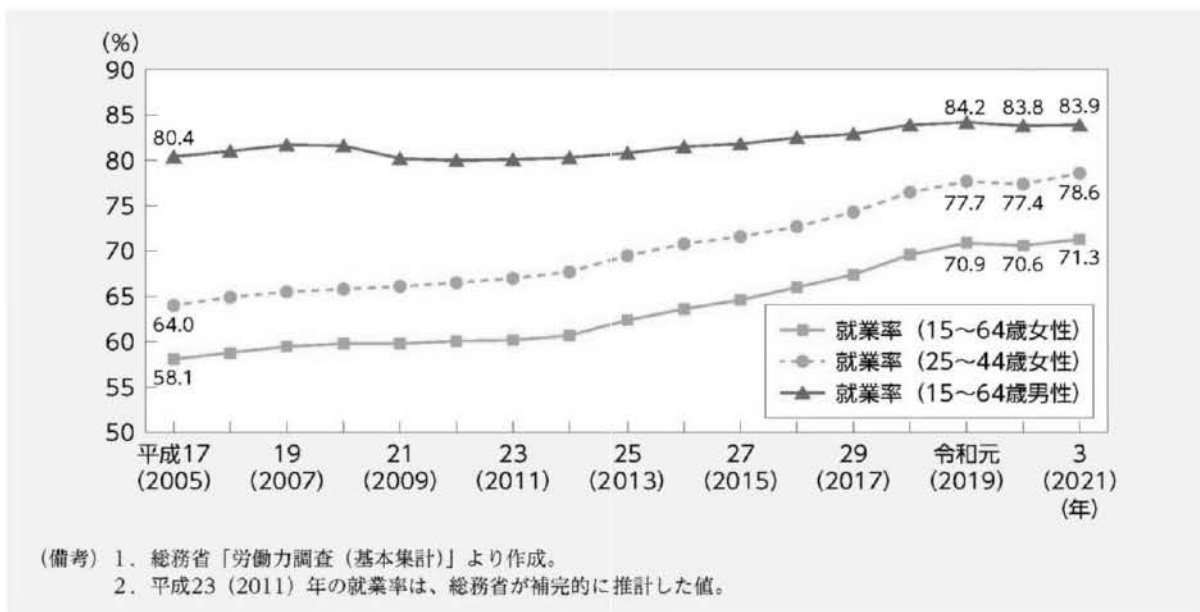
1. 女性の就業状況

女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するM字型になる。そのカーブは以前に比べて浅くなっている。M字の底となる年齢も上昇しており、昭和56年は25～29歳及び30～34歳がM字の底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、令和3年では86.9%と年齢階級別で最も高くなっている。

図表Ⅱ－1 女性の年齢階級別労働力率の推移（国）



図表Ⅱ－2 女性就業率の推移

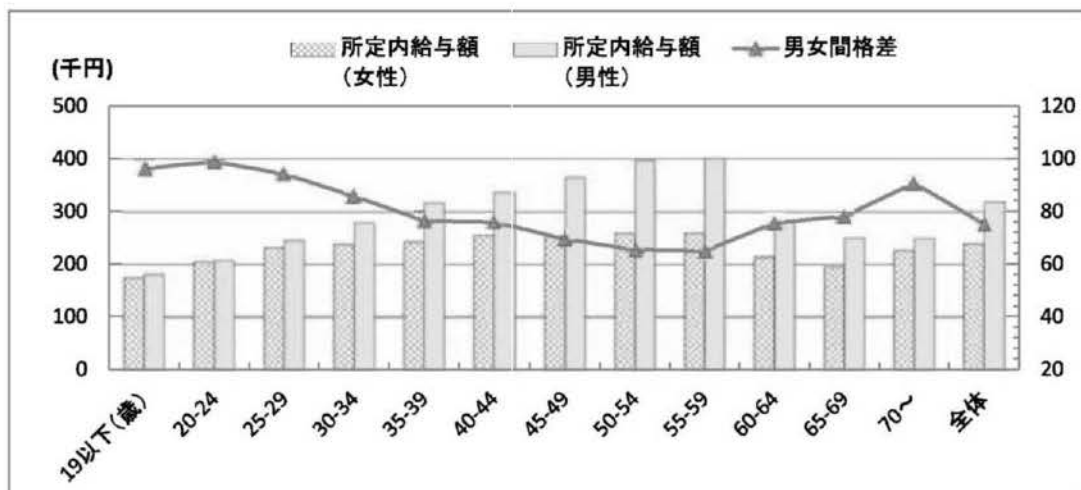


資料出所：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」

2. 男女間賃金格差

福岡県における所定内給与額（令和3年）は、女性 239,400 円、男性 318,500 円となっている。また、男性の給与水準を 100 とした場合の女性の給与水準は 75.2 となっている。20 代までは 90 台で推移しているが、その後、年齢が上がるにつれて男女間の格差は拡大している。

図表Ⅱ－3 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）



令和3年(福岡県)	所定内給与額 (女性)	所定内給与額 (男性)	男女間格差
19以下(歳)	175.2	182.0	96.3
20-24	205.3	207.7	98.8
25-29	231.9	246.1	94.2
30-34	238.3	278.0	85.7
35-39	241.7	316.3	76.4
40-44	254.7	335.6	75.9
45-49	252.8	364.2	69.4
50-54	259.0	396.1	65.4
55-59	259.6	400.5	64.8
60-64	213.4	282.4	75.6
65-69	194.9	249.6	78.1
70~	225.9	249.3	90.6
全体	239.4	318.5	75.2

※所定内給与:きまって支給する給与(毎月、就業規則、労働協定などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与)のうち、超過労働給与を除いたもの

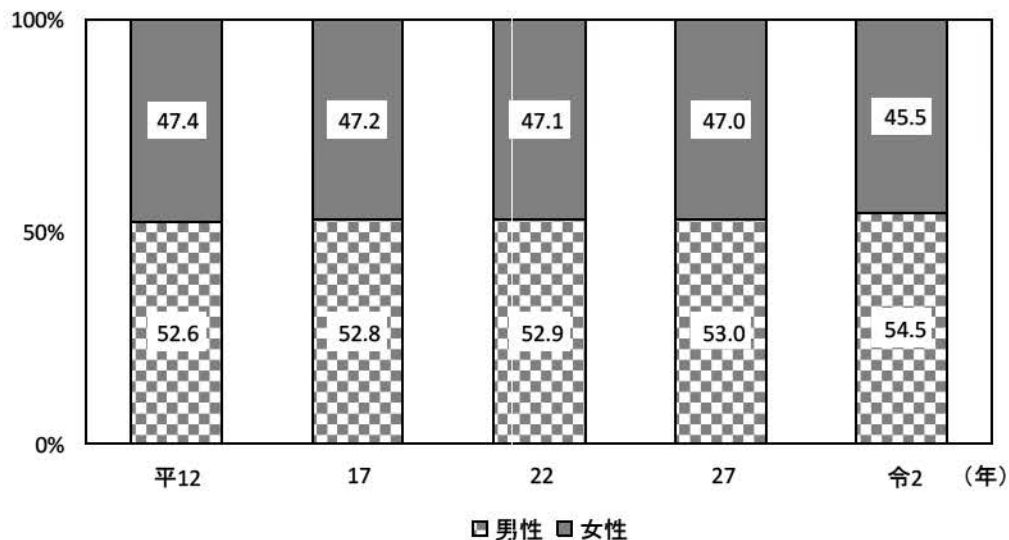
備考:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和3年)

資料出所:「令和4年版福岡県男女共同参画白書」

3. 農業従事者に占める女性の割合（市）

農業従事者における女性の割合は4割を超えて推移しており、女性は農業経営において重要な役割を担う存在であるといえる。

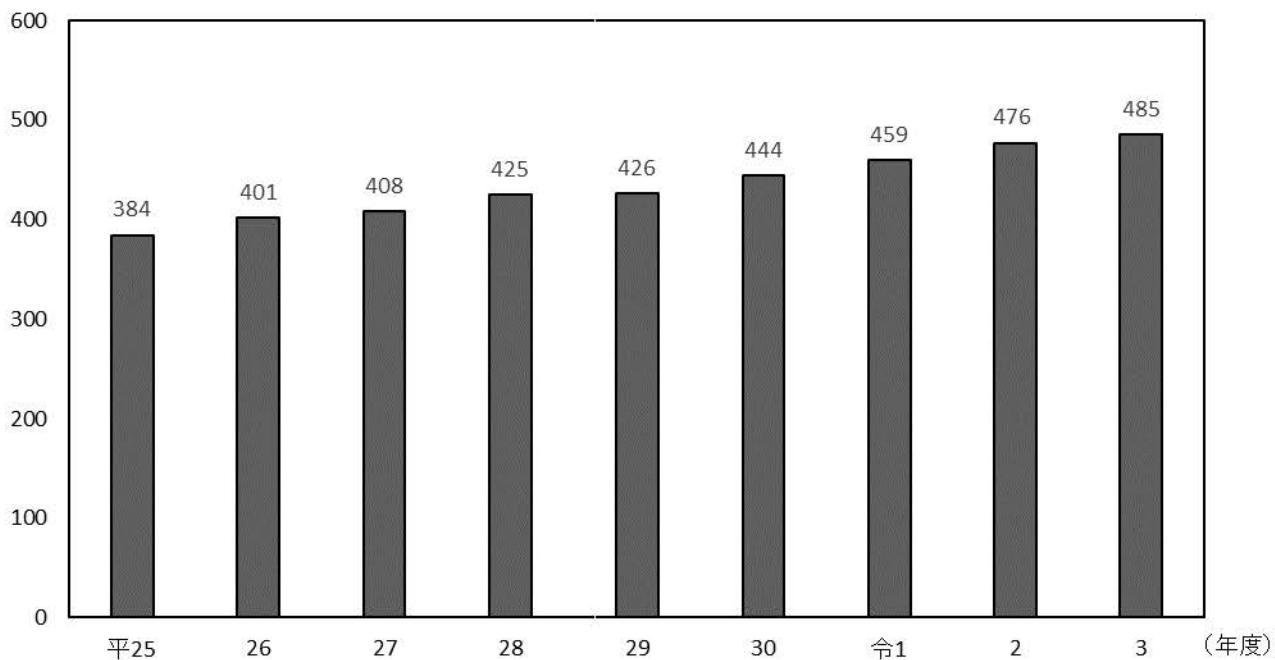
図表Ⅱ－4 農業従事者の性別構成比



資料出所：農林業センサス

(件)

図表Ⅱ－5 農業における家族経営協定締結状況（市）



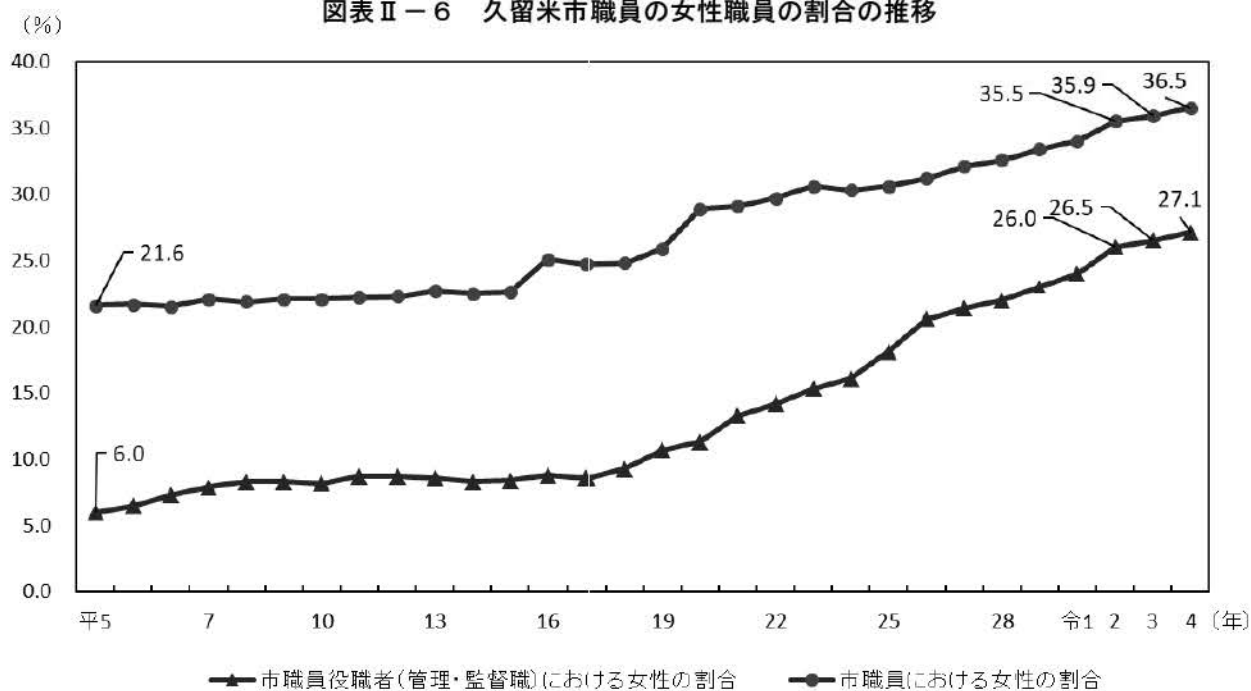
※家族経営協定は、農業経営を行う上での、労働報酬、休日、労働時間、家事や農事の役割分担について、家族内で取り決める取組であり、年々増加傾向にある。

資料出所：市農政課

4. 市職員における女性の割合

久留米市職員の女性職員の割合は、平成5年の21.6%から増加しており、令和4年には36.5%となっている。同様に市職員の役職者(管理・監督職)も平成5年の6.0%から令和4年には27.1%に増加している。

図表Ⅱ－6 久留米市職員の女性職員の割合の推移



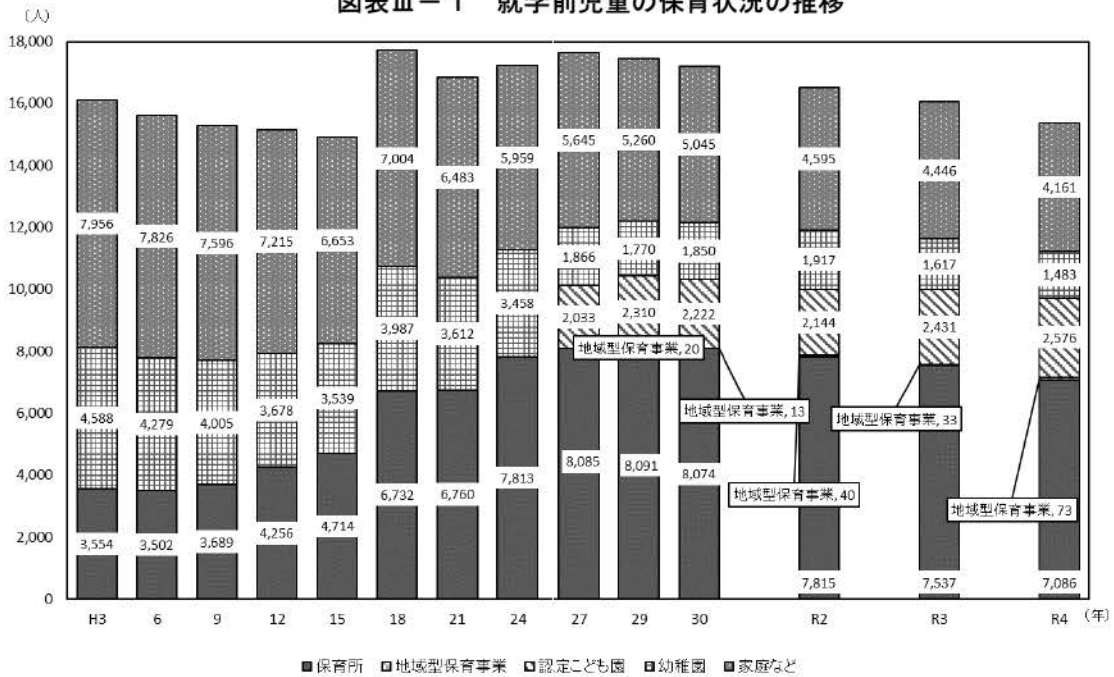
資料出所：市人事厚生課

Ⅲ 家庭・健康・福祉

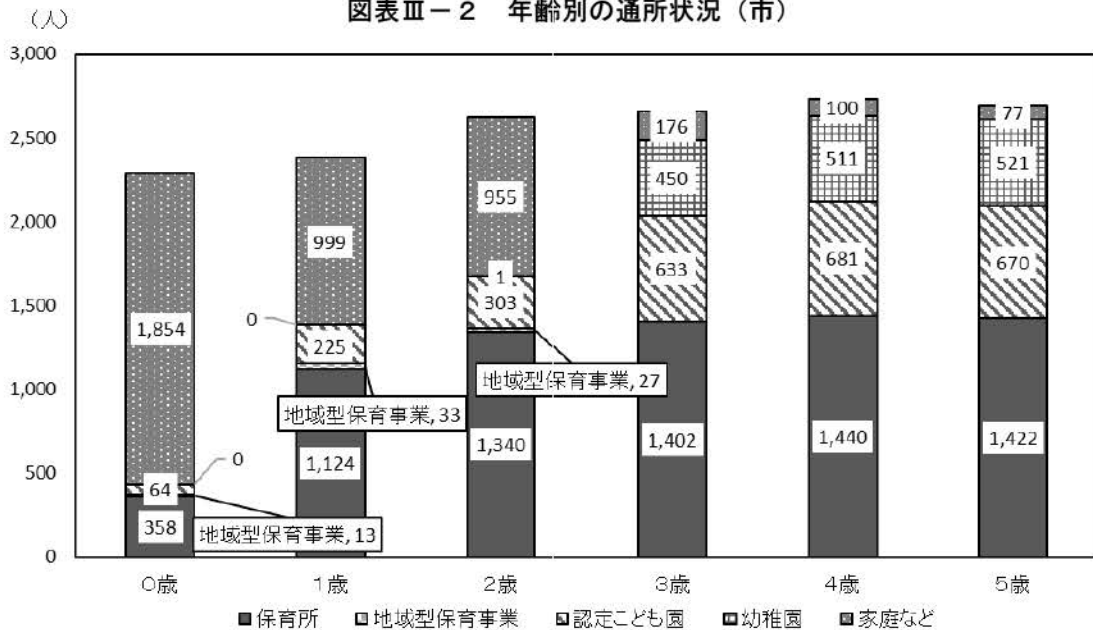
1. 就学前児童の保育状況（市）

久留米市の就学前児童の保育の状況は、共働き世帯の増加等により、家庭での保育数は減少し、保育所等で保育されている児童数の増加が続いていたが、少子化により平成 29 年度をピークに減少している。年齢別にみると、0 歳児においては 8 割が家庭等で保育されており、1・2 歳児においては半数以上が保育所・認定こども園を利用している。また、3～5 歳児では 9 割以上が保育所や認定こども園、幼稚園を利用している。

図表Ⅲ－1 就学前児童の保育状況の推移



図表Ⅲ－2 年齢別の通所状況（市）



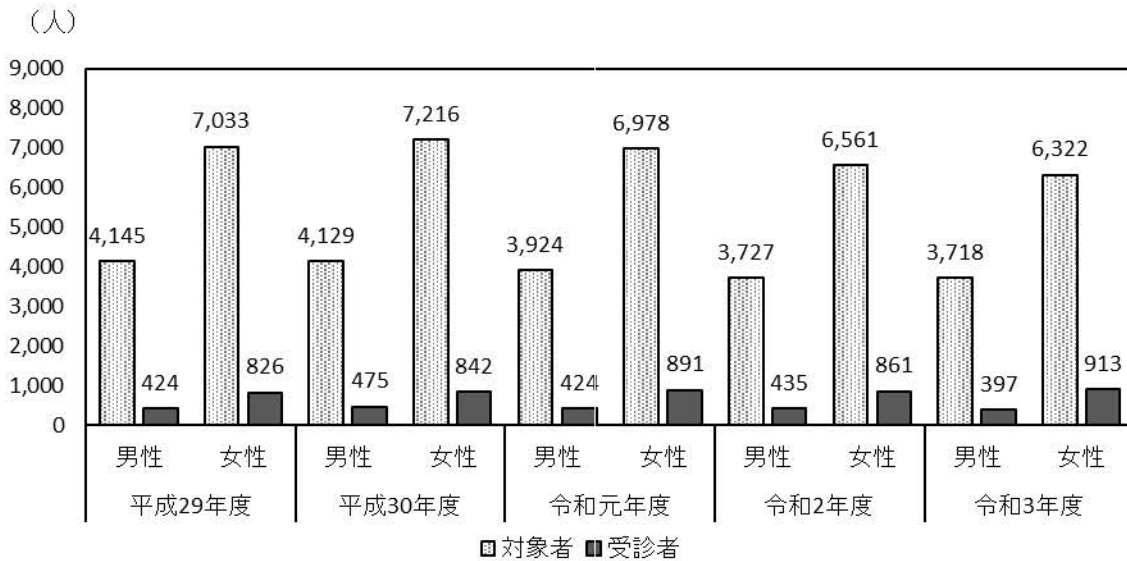
資料出所：「令和 4 年度保健福祉事業概要」

2. 生活習慣病予防健康診査・各種検診の受診状況（市）

（1）生活習慣病予防健康診査

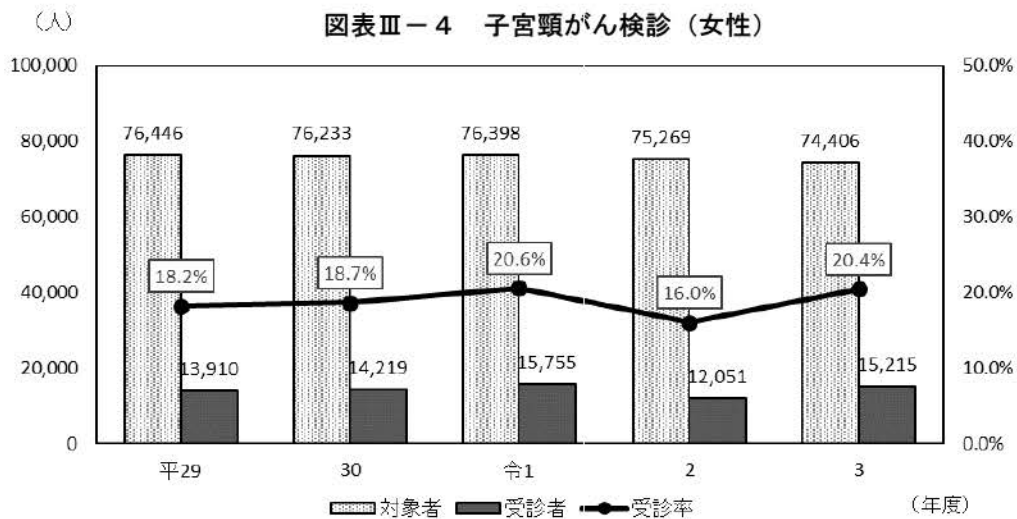
久留米市では、35歳から39歳及び40歳以上で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない人を対象に、特定健康診査に準じた内容で、生活習慣病予防健康診査を実施している。例年、受診率は約1割程度となっている。

図表Ⅲ－3 生活習慣病予防健康検査



（2）子宮頸がん検診〔女性〕

20歳以上の女性を対象に実施している。久留米市では、平成21年度から、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。令和3年度の受診者は対象の20.4%である。



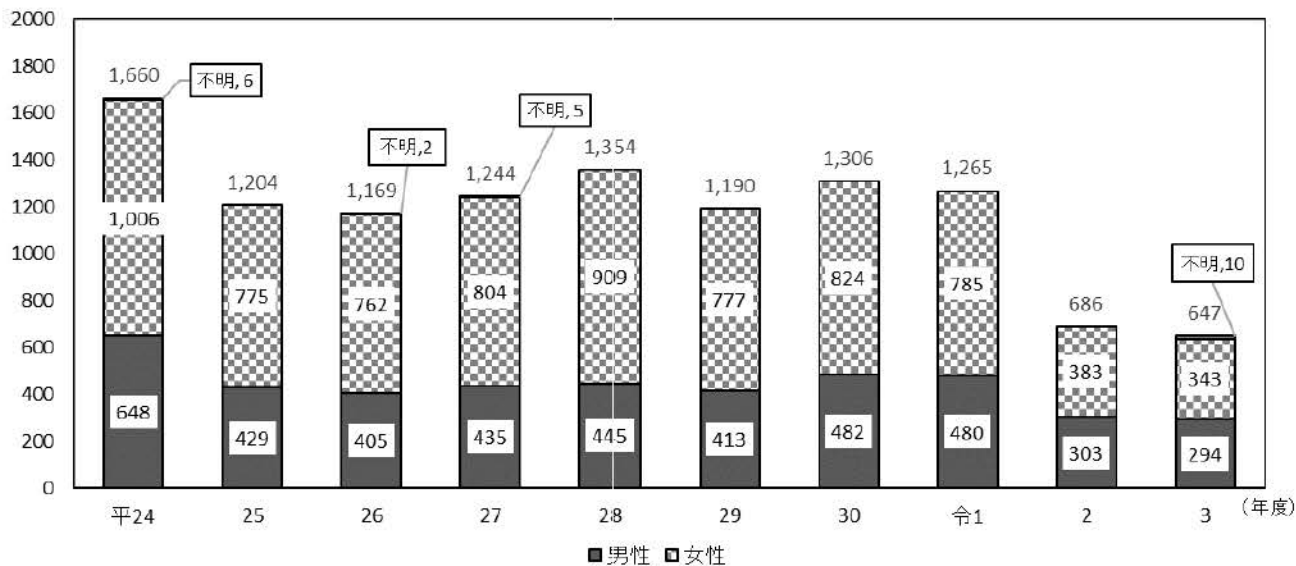
資料出所：「令和4年度 保健福祉事業概要」

3. 相談の状況（市）

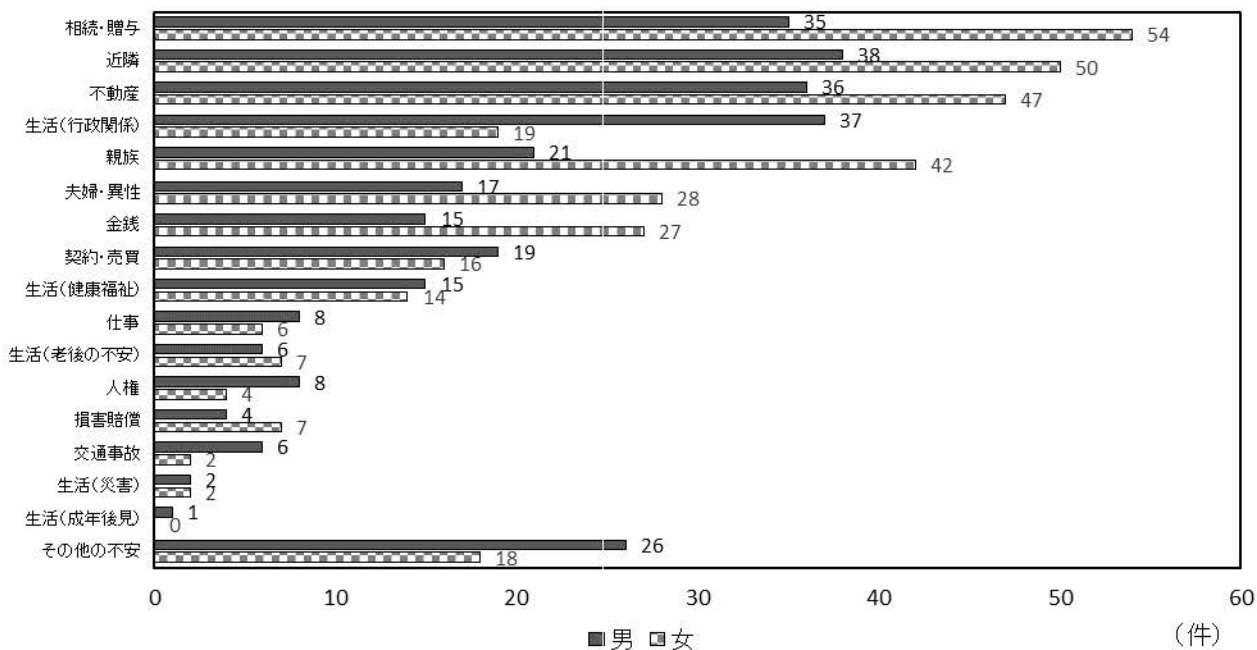
（1）広聴・相談課一般相談

広聴・相談課への一般相談は全体として減少傾向にある。男女別では女性の方が相談件数が多く、女性からの相談の内訳を見ると、「相続・贈与」、「近隣」、「不動産」の上位3項目で女性からの相談全体の44.0%を占めている。次いで、「親族」、「夫婦・異性」の相談が多い。

（件） 図表Ⅲ－5 公聴・相談課一般相談件数の推移（男女別）



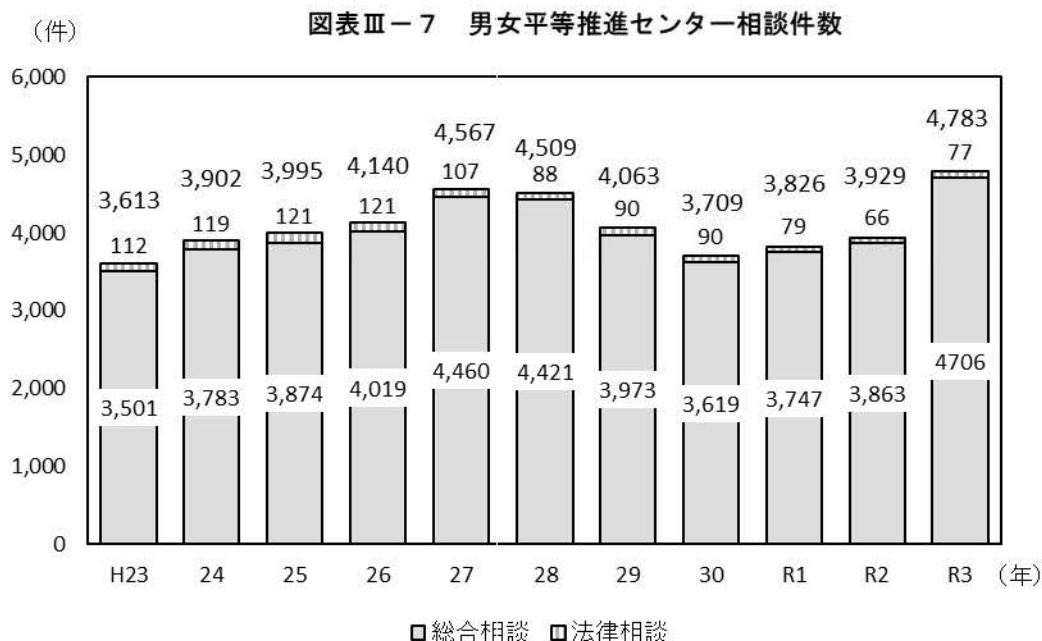
図表Ⅲ－6 公聴・相談課一般相談の内訳（令和3年度）



資料出所：「令和4年度市民相談概況」
（※令和3年度より集計区分変更）

(2) 男女平等推進センター相談

総合相談件数は、平成27年度をピークに減少に転じていたが、令和元年度より増加傾向にある。



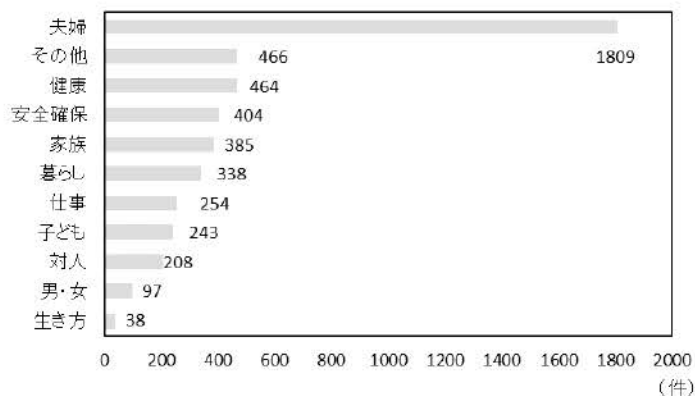
・総合相談と法律相談の内訳

総合相談では、夫婦に関する相談が38.4%を占めている。次いで、健康に関する相談が多い。

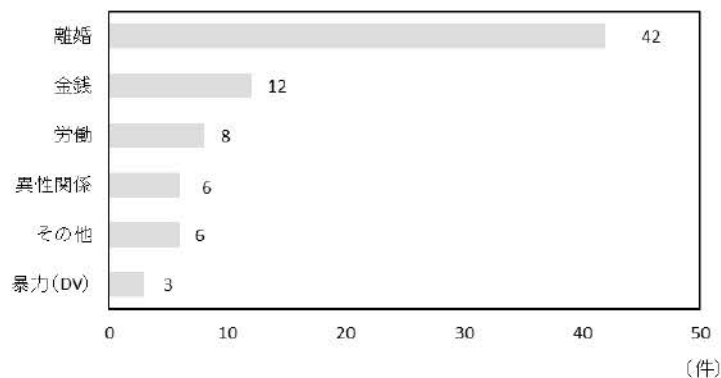
法律相談では、離婚に関する相談が最も多くなっている(図Ⅲ-9)。

また、総合相談の「夫婦」に関連する相談の中では、配偶者による暴力の相談が最も多い。配偶者による暴力の内容では、精神的暴力及び身体的暴力が多いが、これは他の暴力とも重なって起きている。(図Ⅲ-10)

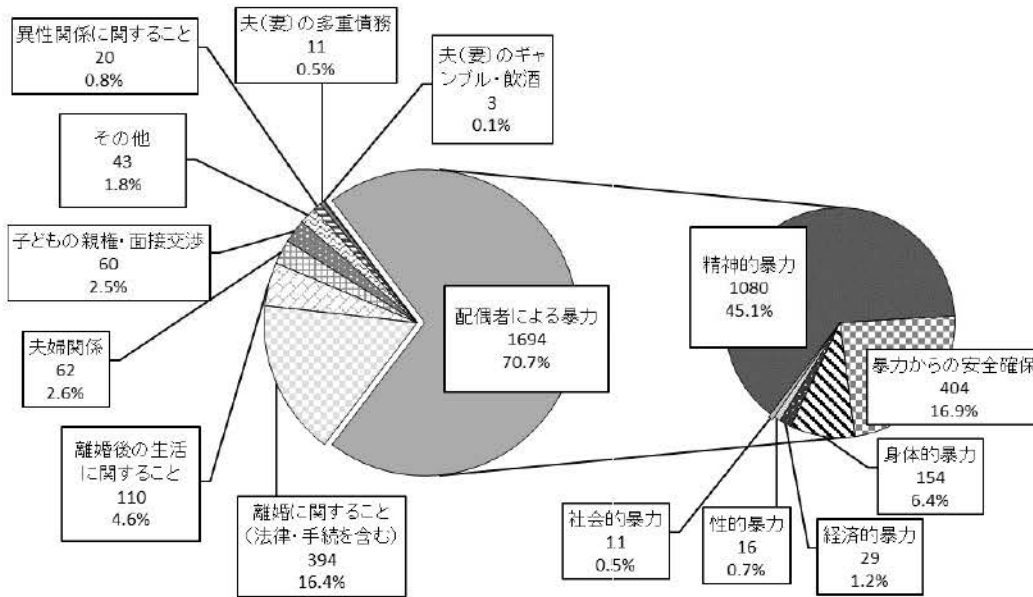
図表Ⅲ-8 総合相談の内訳(令和3年度)



図表Ⅲ-9 法律相談の内訳(令和3年度)



図表Ⅲ－１０ 「夫婦」に関連する相談の内訳（令和３年度）

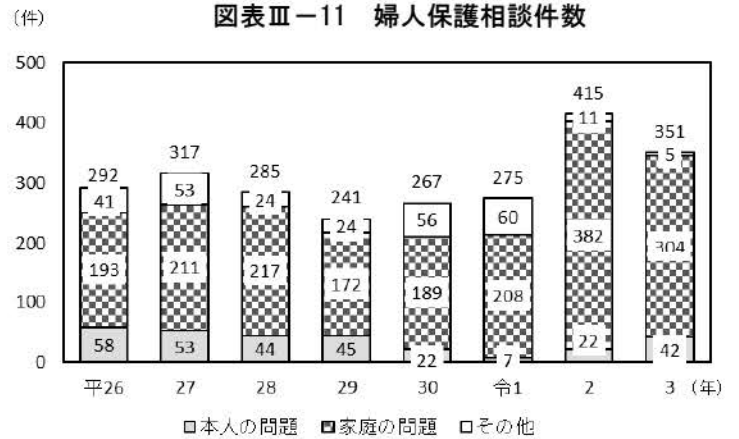


資料出所：市男女平等推進センター

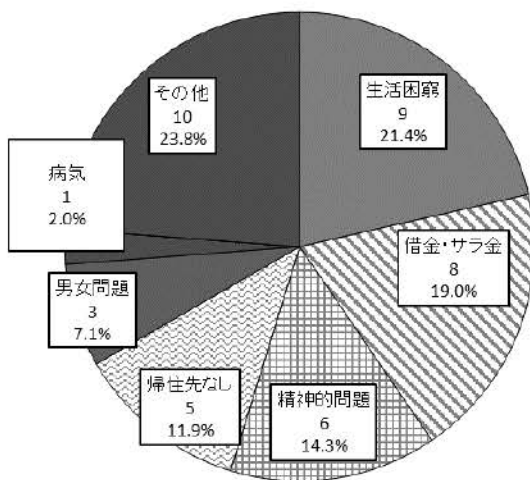
（３） 婦人保護相談

減少傾向にあった相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により急激に増加した。最も件数の多い相談区分は「家庭の問題」で304件（86.6%）あり、そのうち「夫の暴力・酒乱」に関する相談が126件（41.4%）となっている。

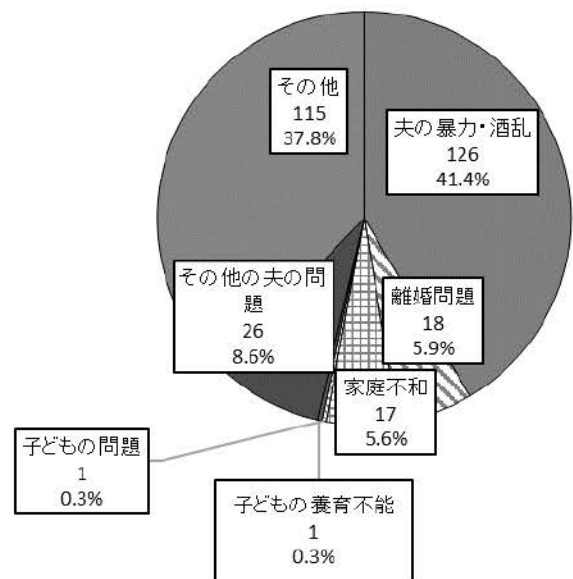
図表Ⅲ－11 婦人保護相談件数



図表Ⅲ－12 「本人の問題」内訳（令和3年）



図表Ⅲ－13 「家庭の問題」内訳（令和3年）

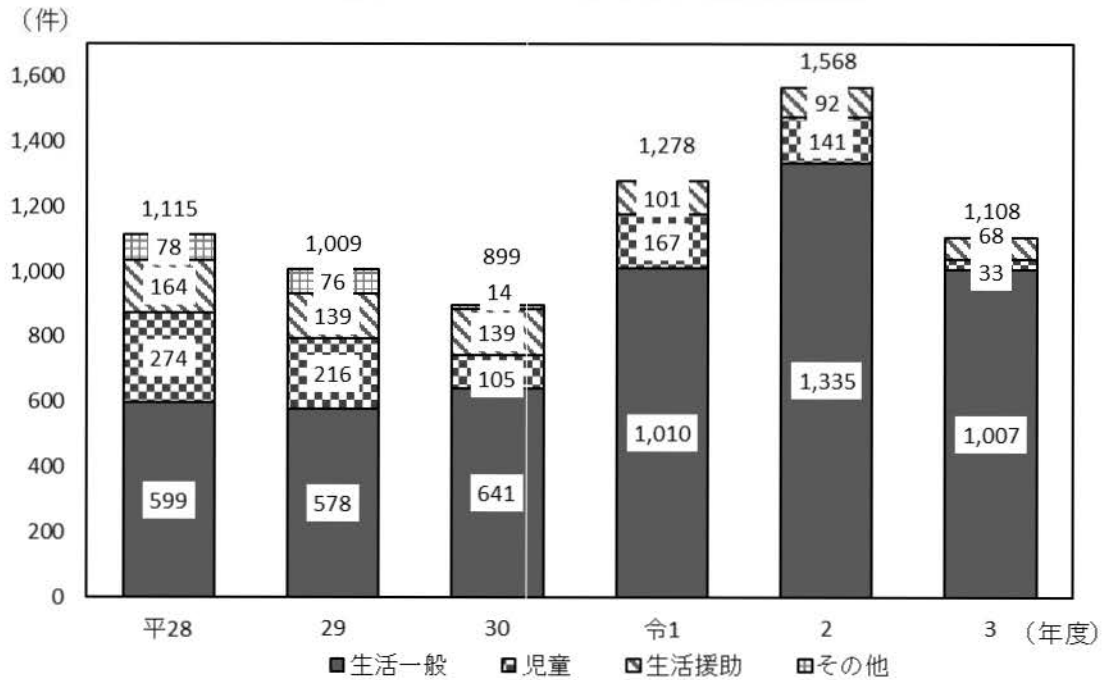


資料出所：市家庭子ども相談課

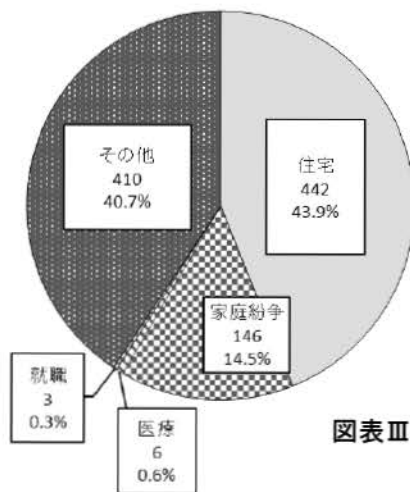
(4) 母子父子寡婦福祉相談

減少傾向にあった相談件数は、令和元年度より増加し令和3年度に減少している。最も件数の多い相談区分は「生活一般」で1,007件(90.9%)となっている。

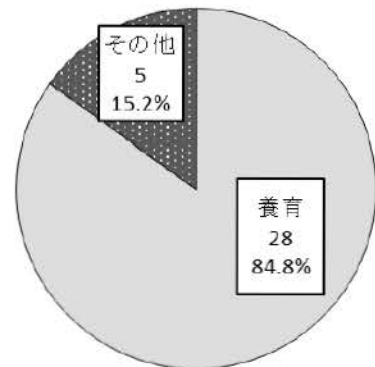
図表Ⅲ-14 母子・寡婦福祉相談件数の推移



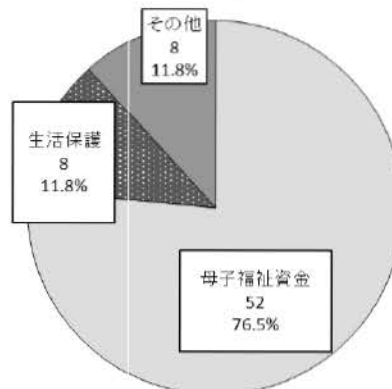
図表Ⅲ-15 「生活一般」の内訳(令和3年度)



図表Ⅲ-16 「児童」の内訳(令和3年度)



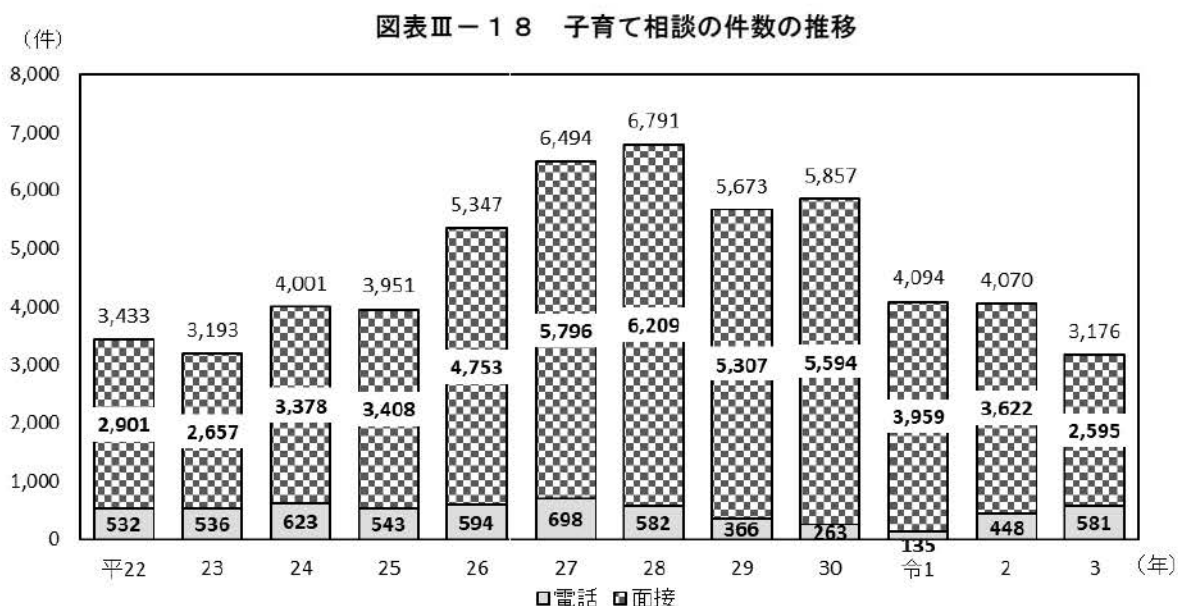
図表Ⅲ-17 「生活援助」の内訳(令和3年度)



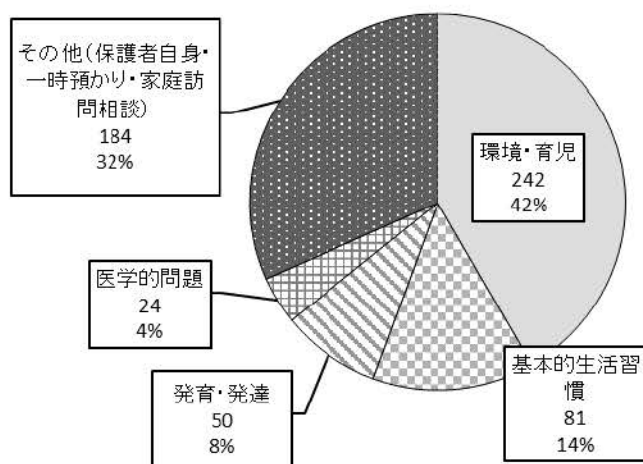
資料出所：市家庭子ども相談課

(5) 子育て相談

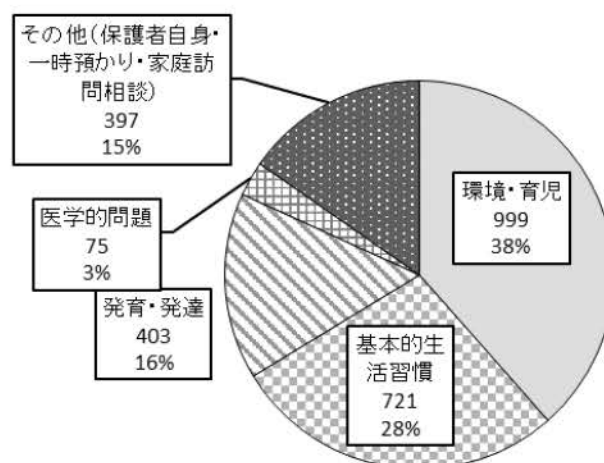
子育て相談の総合件数は、平成 26 年度以降増加傾向にあったが、平成 30 年度以降は減少している。相談方法としては、電話相談よりも面接による相談が多い。また、相談の内訳は、電話相談・面接相談ともに「環境・育児」に関する相談が最も多い。



図表Ⅲ－１９ 電話相談の内訳 (令和3年度)



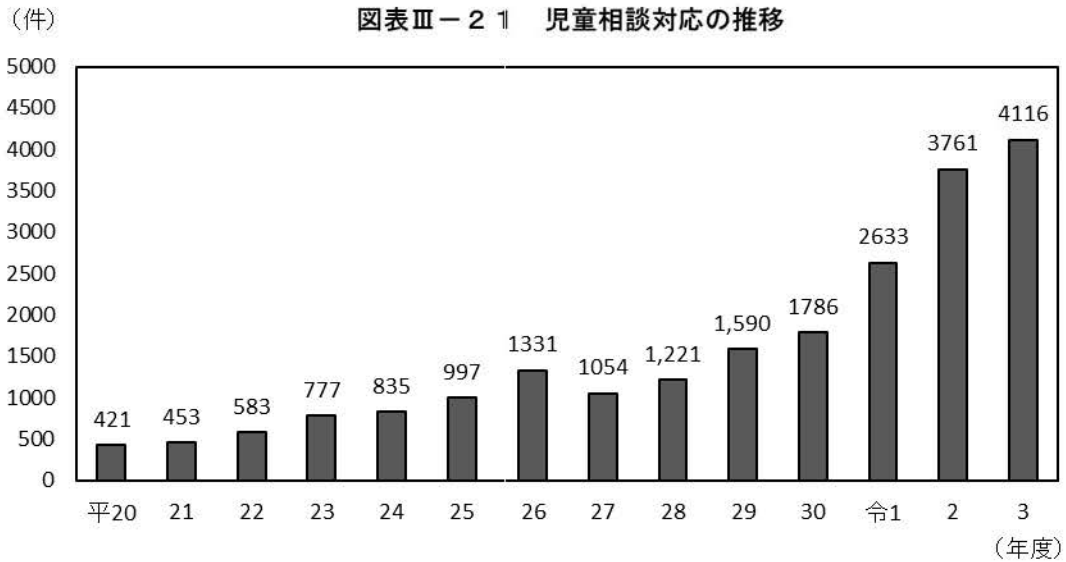
図表Ⅲ－２０ 面接相談の内訳 (令和3年度)



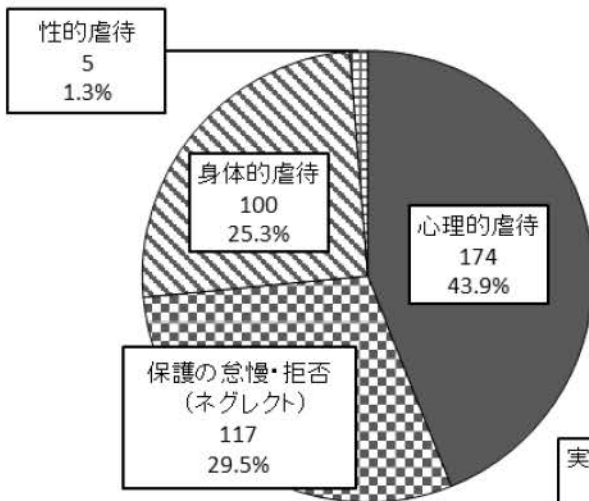
資料出所：市子ども子育てサポートセンター

4. 児童相談の状況

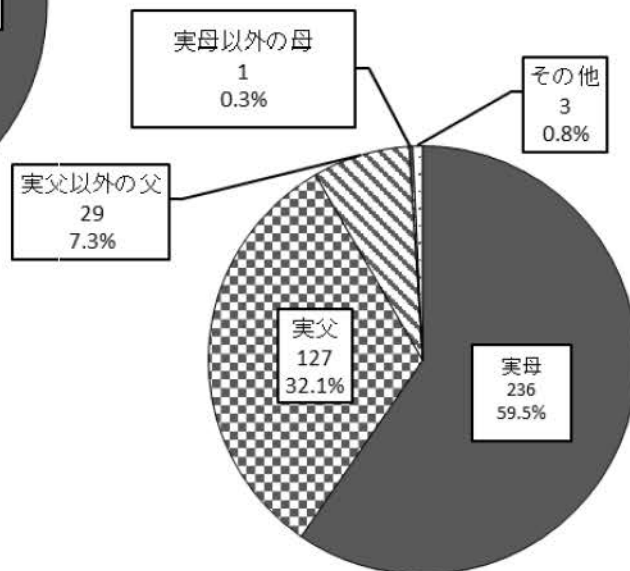
児童相談対応件数について、増加傾向の数値で推移している。虐待の種類別対応件数は、「心理的虐待」が最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」、「身体的虐待」の順となっている。また、主たる虐待者は実母が最も多い。



図表Ⅲ－22 虐待の種類別対応件数(令和3年度)



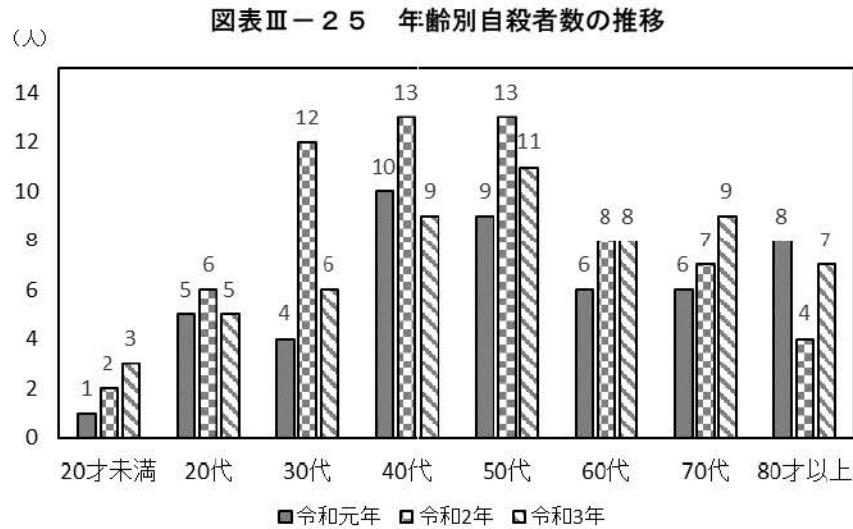
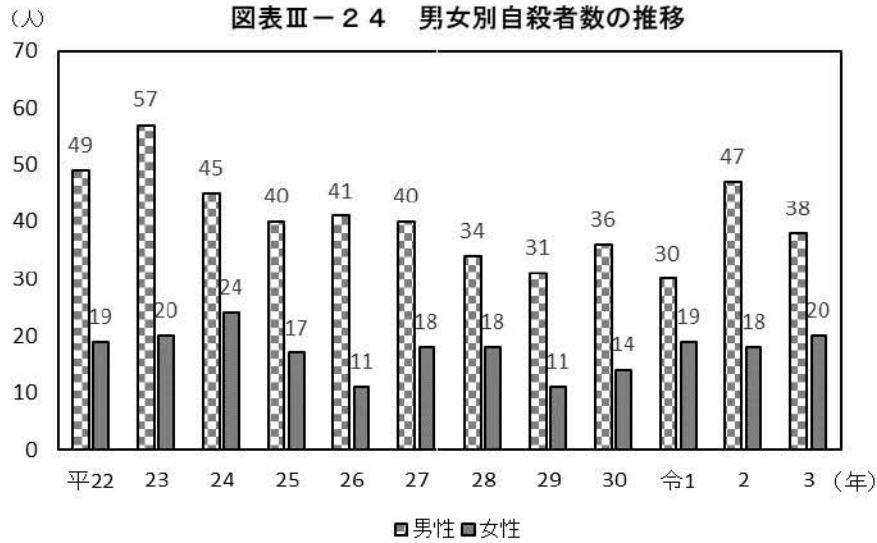
図表Ⅲ－23 虐待別対応件数(令和3年度)



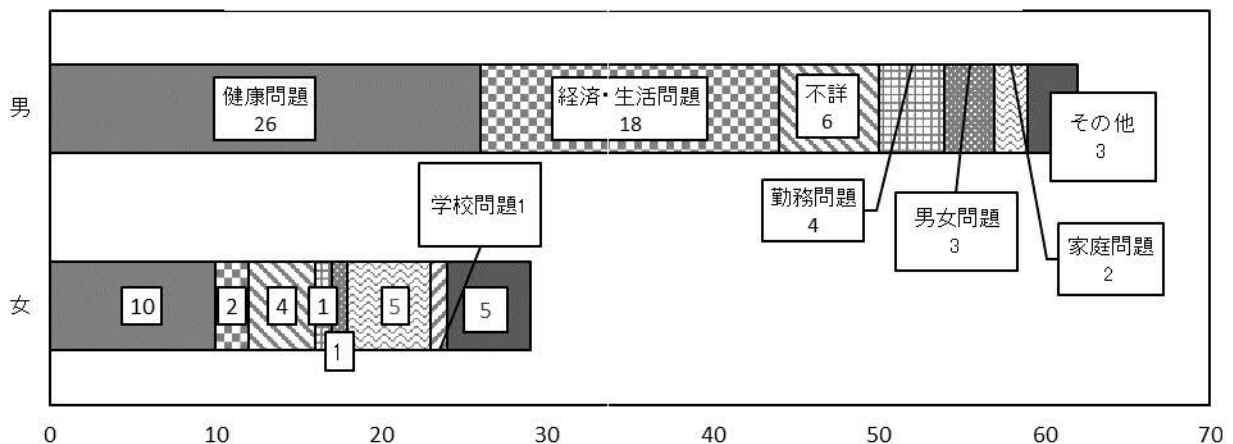
資料出所：市家庭子ども相談課

5. 自殺の概要

自殺は、性別では男性の比率が高く、女性の約2～3倍となっている。年齢別では50代が最も多く、次いで40・70代となっている。原因別では、健康問題と経済・生活問題によるものが多い。



図表Ⅲ－26 原因動機別自殺（令和3年、市、男女別）



注 原因動機別は複数計上のため自殺者数の合計とは異なる

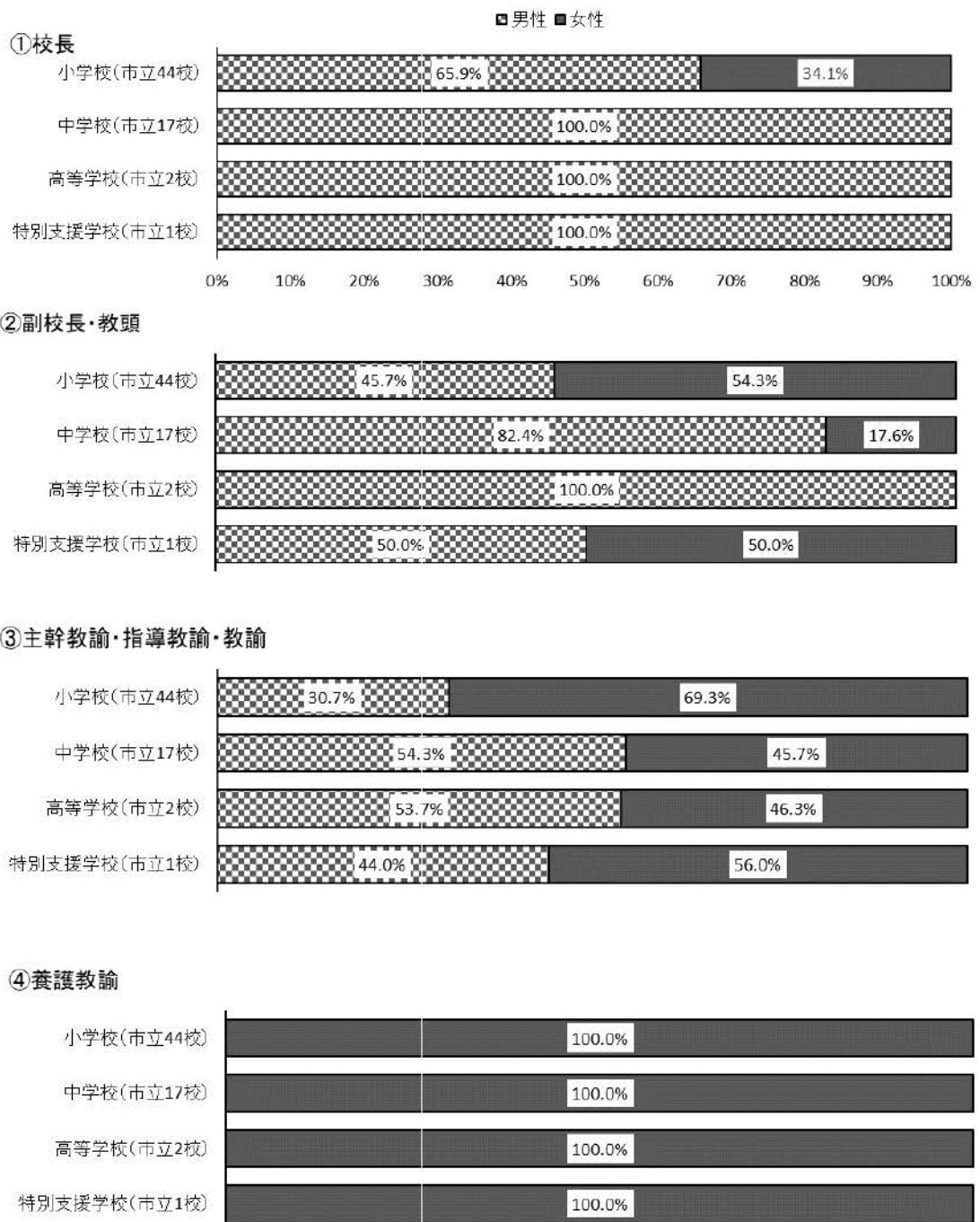
資料出所：市保健所保健予防課

IV 教育

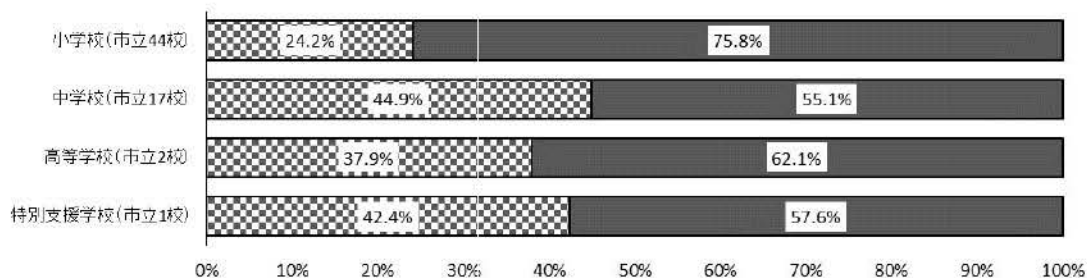
1. 教育機関における役職別男女の割合

令和4年度における教諭等（主幹教諭・指導教諭・教諭）は、小学校、特別支援学校で女性の割合が、中学校、高等学校に比べて高く、小学校で69.3%、特別支援学校で56.0%となっている。小学校校長の女性の割合は34.1%であるが、副校長・教頭は54.3%で半数を占めている。講師等（助教諭含む）では、全体的に女性の割合が高い。

図表IV-1 学校における役職別男女の割合（令和4年4月1日現在）



⑤講師等(助教諭含む)

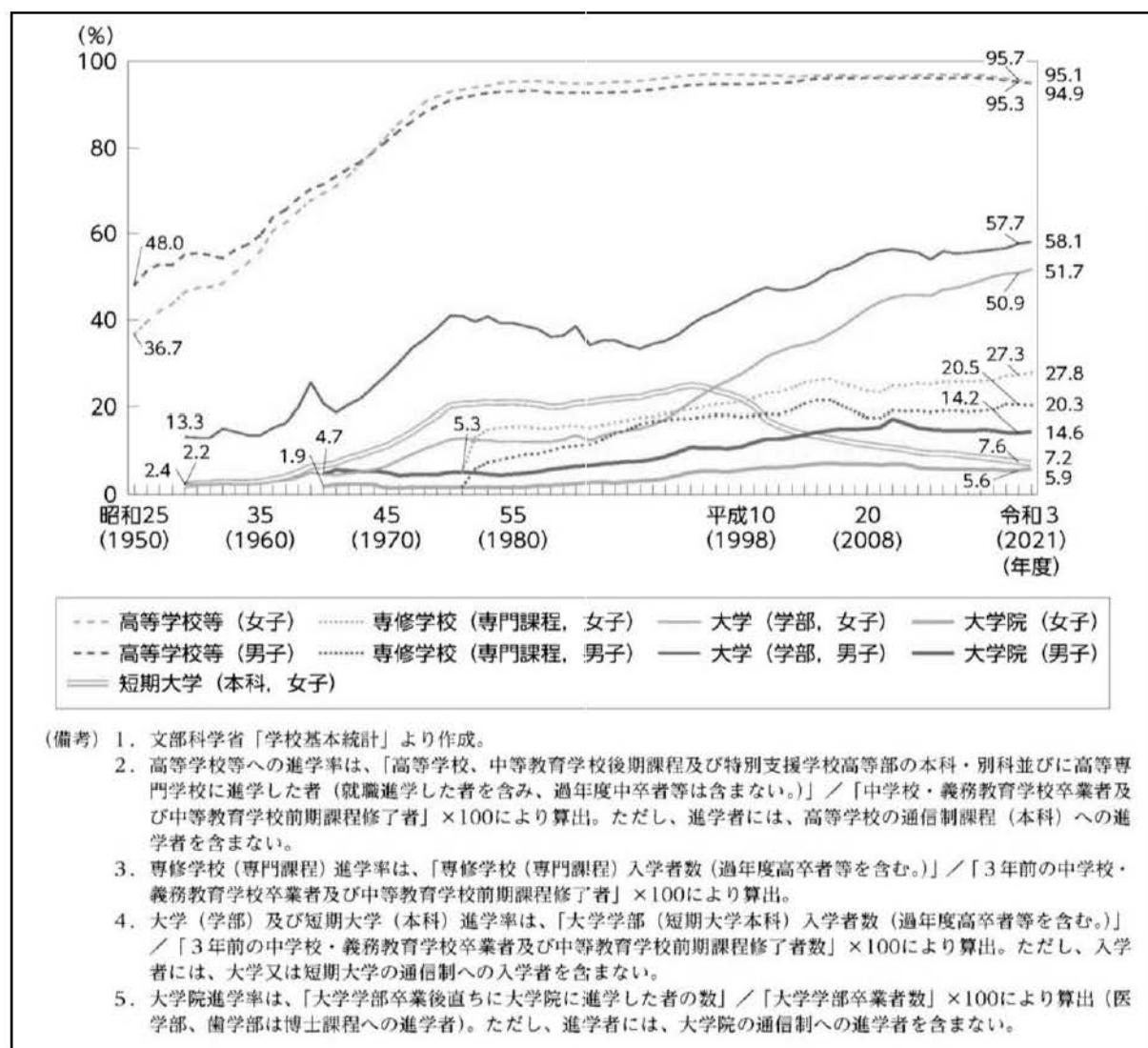


資料出所：市教職員課

2. 学校種別進学率の推移 (国)

令和3年度の学校種別の進学率を見ると、高等学校への進学率は、女子95.1%、男子94.9%、と女子の方が若干高くなっている。大学(学部)への進学率は、女子51.7%、男子58.1%と男子の方が6.4ポイント高いが、女子は全体の7.2%が短期大学(本学)へ進学しており、これを合わせると、女子の大学進学率は58.9%となる。近年、大学(学部)の女子の進学率は上昇傾向にある一方、短期大学への進学率は低下傾向にある。

図表Ⅳ—2 学校種別進学率の推移 (国)



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より作成。
 2. 高等学校等への進学率は、「高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者(就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。)」/「中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。
 3. 専修学校(専門課程)進学率は、「専修学校(専門課程)入学者数(過年度高卒者等を含む。)」/「3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。
 4. 大学(学部)及び短期大学(本科)進学率は、「大学学部(短期大学本科)入学者数(過年度高卒者等を含む。)」/「3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 5. 大学院進学率は、「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」/「大学学部卒業生数」×100により算出(医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

資料出所：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」

V 社会参画

1. 委員会・審議会等における女性登用状況

図表V-1 地方自治法（180条の5）に基づくもの

（令和4年4月1日現在）

名 称	定数	現 委 員 数			女性の比率 (%)
		女	男	計	
教育委員会	5	3	2	5	60.0
選挙管理委員会	4	1	3	4	25.0
公平委員会	3	1	2	3	33.3
監査委員	4	0	4	4	0.0
農業委員	24	5	19	24	20.8
固定資産評価審査委員会	12	4	5	9	44.4

資料出所：市男女平等政策課

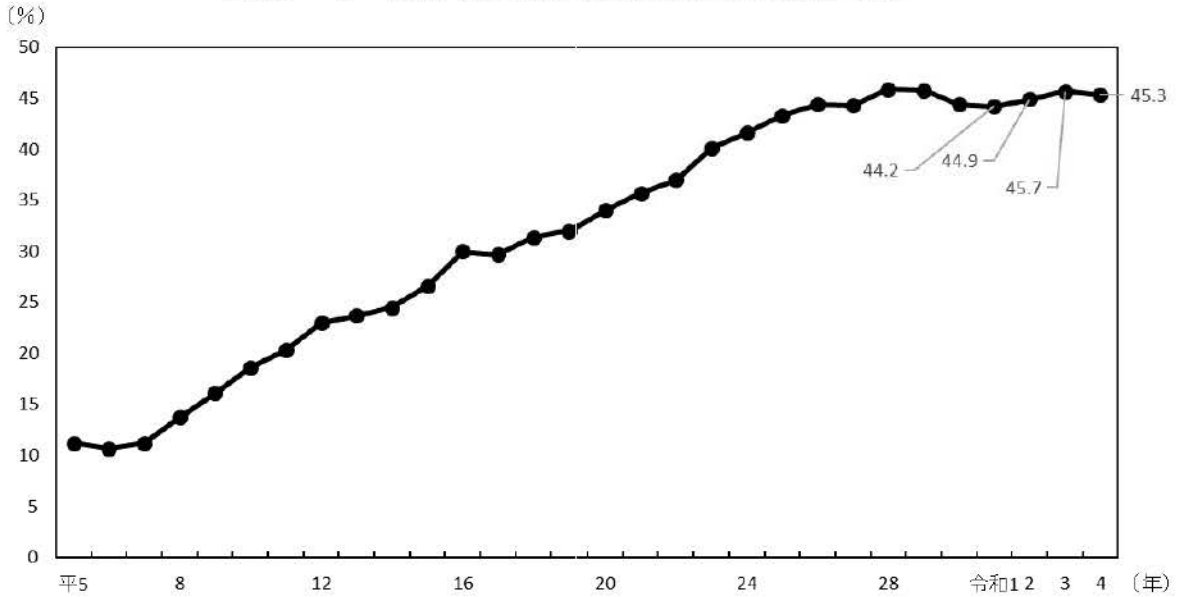
図表V-2 その他の審議会・委員会等の女性登用状況

（令和4年4月1日現在）

内 訳	審議会等数	委員数（人）			登用率 (%)
		総数	女性	男性	
A：法律・条例に基づくもの	74	1,091	487	604	44.6%
B：要綱等に基づくもの	23	389	183	206	47.0%
合計（A+B）	97	1,480	670	810	45.3%

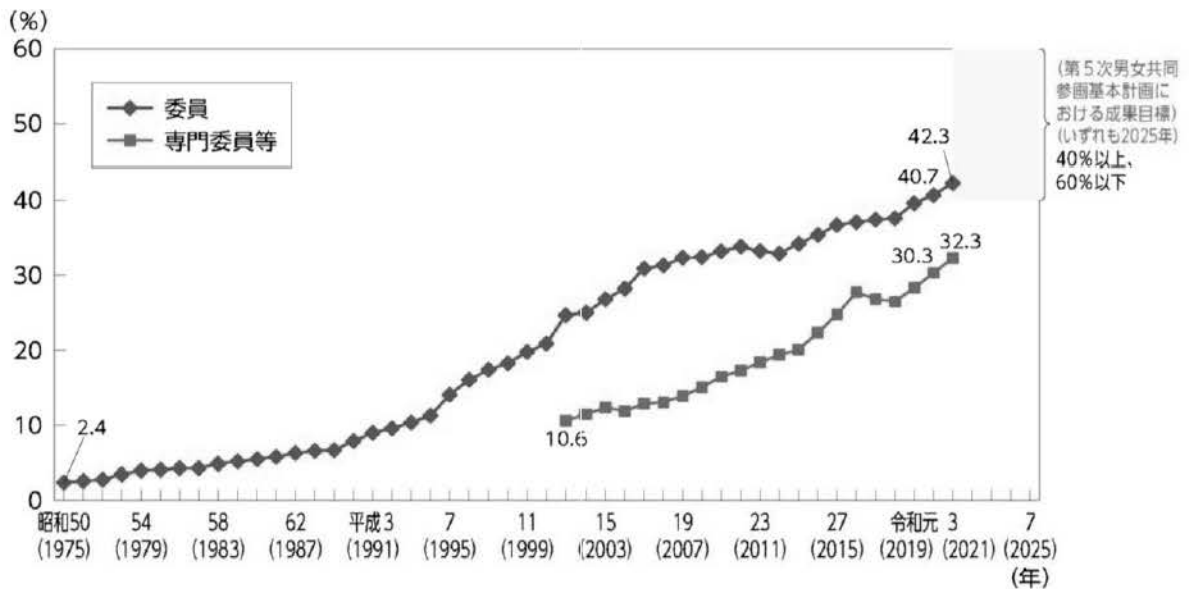
資料出所：市男女平等政策課

図表V-3 審議会等における女性委員割合の推移（市）



*平成31年4月に「久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱」を改定し、「各審議会等の委員に占める男女の割合の目標は、男女いずれも50パーセントとする」と、数値目標を明確にした。

図表V-4 審議会等における女性委員割合の推移（国）



- (備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
 2. 昭和63(1988)年から平成6(1994)年は、各年3月31日現在。平成7(1995)年以降は、各年9月30日現在。昭和62(1987)年以前は、年により異なる。
 3. 調査対象の審議会等には、調査時点で、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命過程にあるもの及び地方支分部局に置かれているものは含まれない。

資料出所：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」

審議会・委員会等女性登用状況一覧(市)

A.法律・条例に基づくもの

令和4年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市政治倫理審査会	9	4	5	44.4%
2	久留米市情報公開・個人情報保護審査会	7	4	3	57.1%
3	久留米市情報公開・個人情報保護審議会	9	4	5	44.4%
4	久留米市表彰審査委員会	10	5	5	50.0%
5	久留米市行政不服審査会	6	4	2	66.7%
6	久留米市職員表彰懲戒諮問委員会	7	3	4	42.9%
7	久留米市非常勤職員等公務災害補償等認定委員会	7	3	4	42.9%
8	久留米市非常勤職員公務災害補償等審査会	3	1	2	33.3%
9	久留米市職員公務災害補償等附加給付金審査会	8	4	4	50.0%
10	久留米市総合評価技術委員会	5	2	3	40.0%
11	久留米市防災会議	46	8	38	17.4%
12	久留米市水防協議会	20	4	16	20.0%
13	久留米市国民保護協議会	46	8	38	17.4%
14	久留米市消防団員懲戒諮問委員会	7	3	4	42.9%
15	久留米市人権啓発センター運営委員会	17	8	9	47.1%
16	久留米市隣保館運営審議会	15	7	8	46.7%
17	久留米市男女平等政策審議会	14	8	6	57.1%
18	久留米市男女平等推進センター運営委員会	14	8	6	57.1%
19	久留米市文化芸術振興審議会	11	5	6	45.5%
20	久留米市芸術奨励賞選考委員会	15	7	8	46.7%
21	久留米市美術品収集委員会	5	2	3	40.0%
22	久留米市社会教育委員	10	5	5	50.0%
23	久留米市生涯学習センター運営委員会	16	9	7	56.3%
24	久留米市野中生涯学習センター運営委員会	9	5	4	55.6%
25	久留米市文化財収蔵資料審議会	8	4	4	50.0%
26	久留米市文化財専門委員会	14	7	7	50.0%
27	久留米市文化財保存活用地域計画協議会	15	3	12	20.0%
28	久留米市スポーツ推進審議会	17	7	10	41.2%
29	久留米市立図書館協議会	16	9	7	56.3%
30	久留米市民生委員児童委員推薦会	14	7	7	50.0%
31	久留米市社会福祉審議会	37	21	16	56.8%
32	久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	5	9	35.7%
33	久留米市障害支援区分認定審査会	34	15	19	44.1%
34	久留米市老人ホーム入所判定委員会	7	4	3	57.1%
35	久留米市地域包括支援センターの運営に関する協議会	16	6	10	37.5%
36	久留米市介護認定審査会	72	32	40	44.4%
37	久留米市保健所運営協議会	20	9	11	45.0%
38	久留米市感染症診査協議会	10	6	4	60.0%
39	久留米市予防接種健康被害調査委員会	12	6	6	50.0%
40	久留米市小児慢性特定疾病審査会	5	3	2	60.0%
41	久留米市子ども・子育て会議	16	9	7	56.3%
42	久留米市養護児審査会	20	15	5	75.0%
43	久留米市要保護児童対策地域協議会	30	12	18	40.0%
44	久留米市環境審議会	18	8	10	44.4%
45	久留米市放置自動車廃物判定委員会	4	1	3	25.0%
46	久留米市産業廃棄物審議会	5	2	3	40.0%
47	久留米市ごみ処理施設等監視委員会	15	7	8	46.7%
48	久留米市食料・農業・農村政策審議会	19	8	11	42.1%
49	地方卸売市場水産物部取引委員会	8	4	4	50.0%
50	久留米市卸売市場運営協議会	22	9	13	40.9%
51	久留米市中小商工業融資委員会	15	6	9	40.0%
52	久留米市企業立地促進委員会	14	6	8	42.9%
53	久留米市立草野歴史資料館協議会	9	4	5	44.4%
54	久留米市伝統的町並み保存審議会	9	4	5	44.4%
55	久留米市公共事業再評価検討委員会	5	3	2	60.0%
56	久留米市都市計画審議会	20	9	11	45.0%
57	久留米市景観審議会	10	5	5	50.0%
58	久留米市地域公共交通会議	32	12	20	37.5%
59	久留米市建築審査会	7	3	4	42.9%
60	久留米市中高層建築物等建築紛争調停委員会	6	3	3	50.0%
61	久留米市開発審査会	7	3	4	42.9%
62	久留米市有線放送運営委員会	11	6	5	54.5%
63	久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会	16	8	8	50.0%
64	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	10	5	5	50.0%

A.法律・条例に基づくもの

令和4年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
65	久留米市北野生涯学習センター運営委員会	14	7	7	50.0%
66	久留米市城島ふれあいセンター運営委員会	14	6	8	42.9%
67	久留米市城島生涯学習センター運営委員会	12	6	6	50.0%
68	久留米市三瀬生涯学習センター運営委員会	15	6	9	40.0%
69	久留米市上下水道事業運営審議会	9	5	4	55.6%
70	久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会	7	4	3	57.1%
71	久留米市教育支援委員会	29	19	10	65.5%
72	久留米市立小中学校通学区区域審議会	15	8	7	53.3%
73	久留米市教育集会所運営審議会	12	5	7	41.7%
74	久留米市立学校結核対策委員会	9	4	5	44.4%
	計	1,091	487	604	44.6%

B.規則・要綱に基づくもの

令和4年4月1日現在

	審議会・委員会等名称	総数	女性	男性	女性登用率
1	久留米市地方創生総合戦略推進会議	14	6	8	42.9%
2	久留米市入札監視委員会	4	2	2	50.0%
3	久留米市セーフコミュニティ推進協議会	56	24	32	42.9%
4	耳納市民センター多目的棟管理運営委員会	12	6	6	50.0%
5	筑邦市民センター多目的棟管理運営委員会	12	5	7	41.7%
6	くるめ支え合うプラン推進協議会	25	13	12	52.0%
7	久留米市救急医療協議会	13	6	7	46.2%
8	久留米市障害者地域生活支援協議会	17	7	10	41.2%
9	久留米市障害者差別解消支援地域協議会	29	12	17	41.4%
10	久留米市成年後見推進協議会	6	3	3	50.0%
11	久留米市成年後見制度受任調整会議	9	2	7	22.2%
12	久留米市認知症支援ネットワーク会議(久留米市オレンジ会議)	18	9	9	50.0%
13	久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会	24	10	14	41.7%
14	久留米市地域密着型サービス運営委員会	7	4	3	57.1%
15	久留米市自殺対策計画推進委員会	17	8	9	47.1%
16	「健康くるめ21」計画推進協議会	20	12	8	60.0%
17	久留米市慢性疾病児童等地域支援協議会	12	8	4	66.7%
18	久留米市青少年非行を生まない社会づくり推進対策本部	26	13	13	50.0%
19	久留米市地球温暖化対策協議会	23	9	14	39.1%
20	久留米市食育推進会議	23	13	10	56.5%
21	久留米市特定空家等対策審議会	5	2	3	40.0%
22	久留米市空き家活用推進協議会	8	4	4	50.0%
23	水緑花くるめ推進協議会	9	5	4	55.6%
	計	389	183	206	47.0%

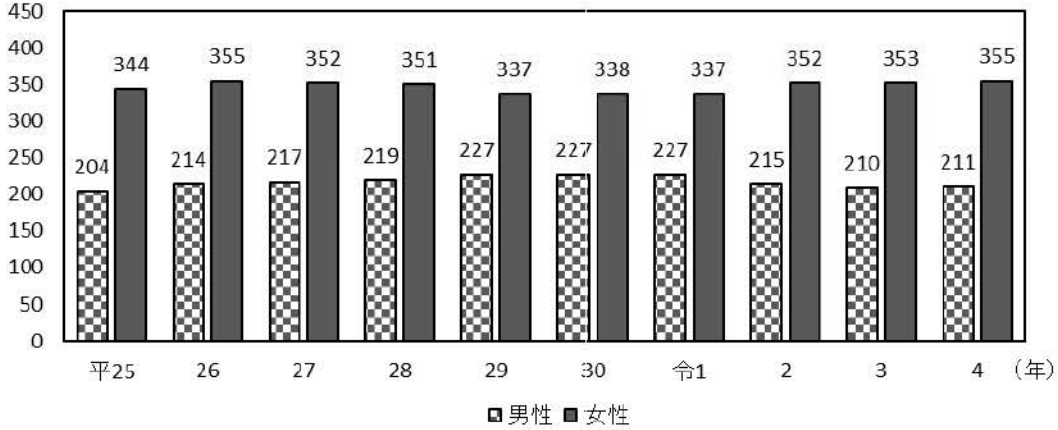
資料出所:市男女平等政策課

2. 民生委員・児童委員及び保護司における女性の割合（市）

民生委員・児童委員は女性の割合が高いが、会長に限れば男性の割合が高い。

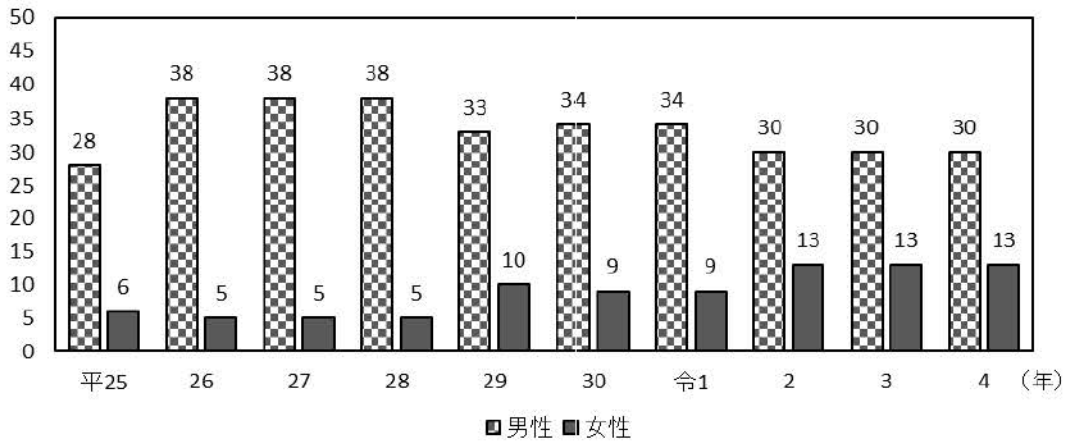
(人)

図表V-5 民生委員・児童委員数(性別)の推移



(人)

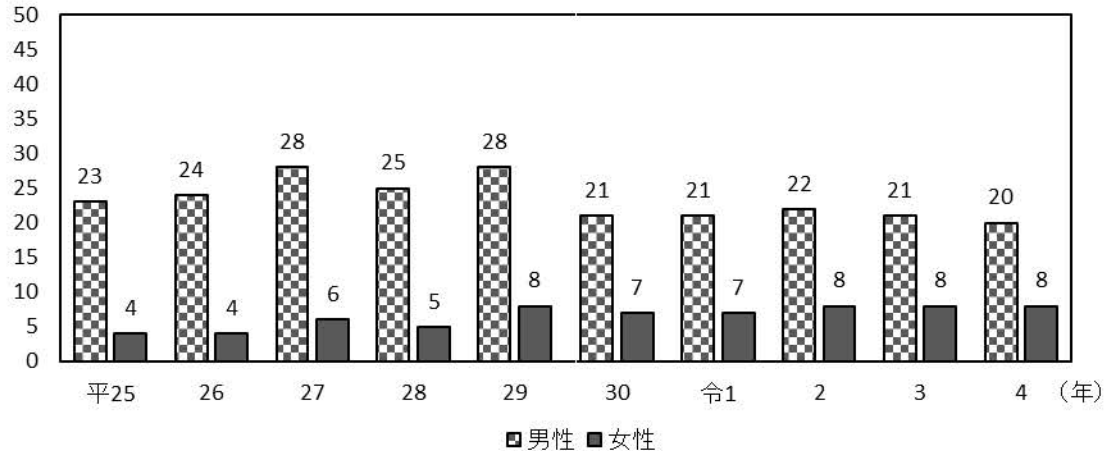
図表V-6 民生委員児童委員協議会会長の推移



資料出所：久留米市民生委員児童委員協議会

(人)

図表V-7 久留米保護区保護司会役員理事数の推移

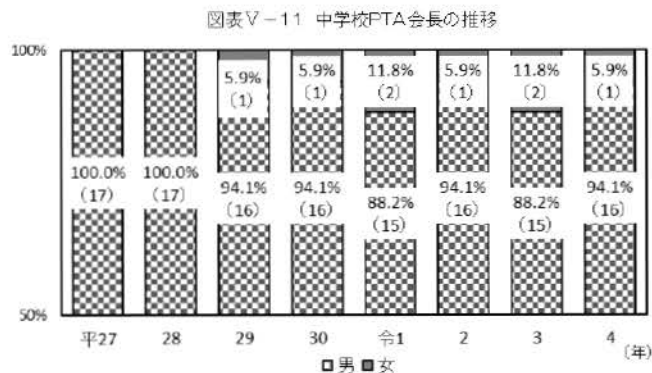
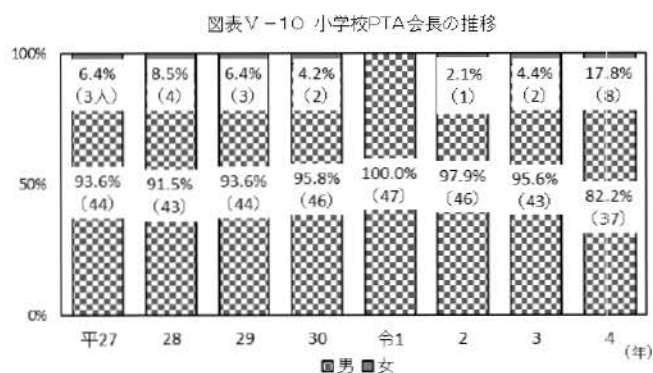
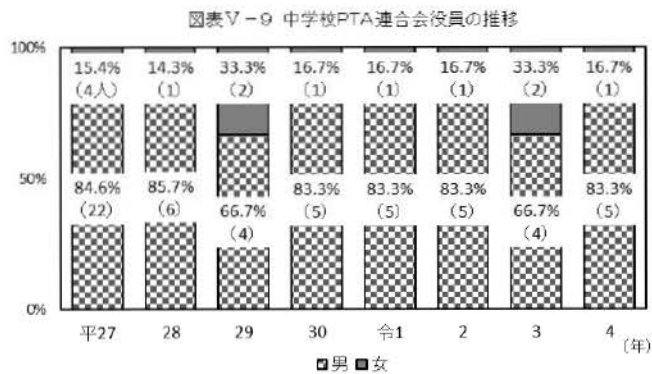
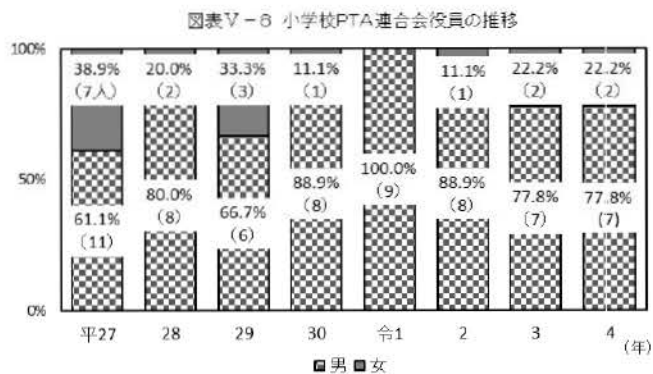


資料出所：久留米保護区保護司会

3. 団体等における女性役職者等の割合（市）

(1) PTA

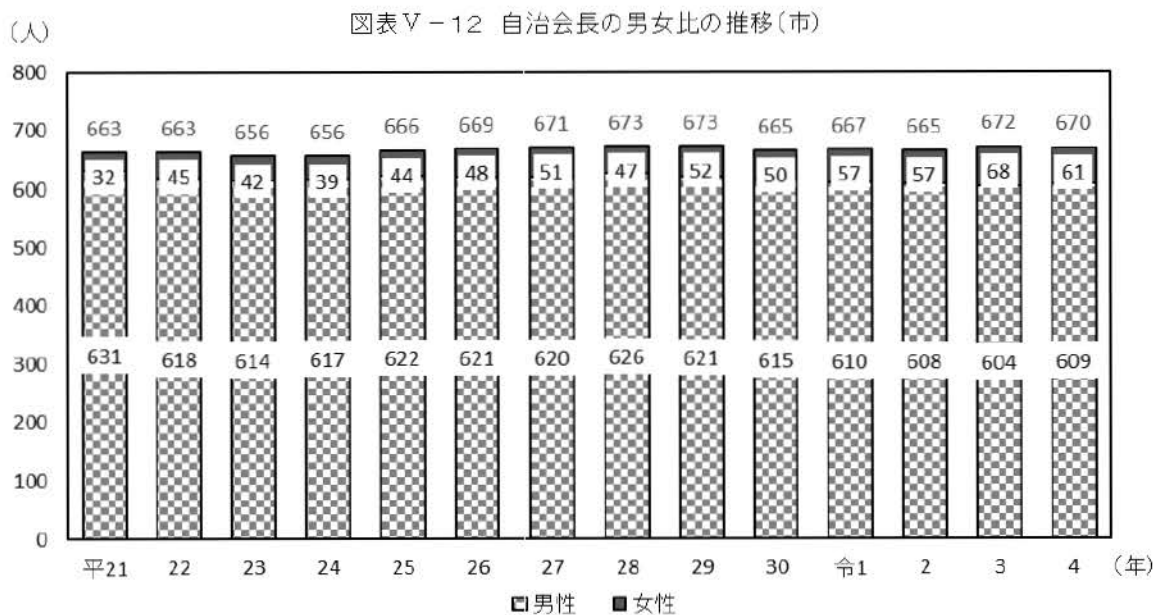
小・中学校PTA連合会役員及び各PTA会長は、以前から男性の割合が多い。



資料出所：市小・中学校PTA連合協議会

(2) 自治会長

自治会長は男性の数が圧倒的に多く、女性の割合は全体の1割未満で推移している。



資料出所：市地域コミュニティ課

4. 議会における女性議員の割合

久留米市議会の女性議員の割合は16.7%（任期開始時）で、これは福岡県議会議員の女性割合である10.3%を上回っている。（全国の市議会の女性議員の割合16.8%）

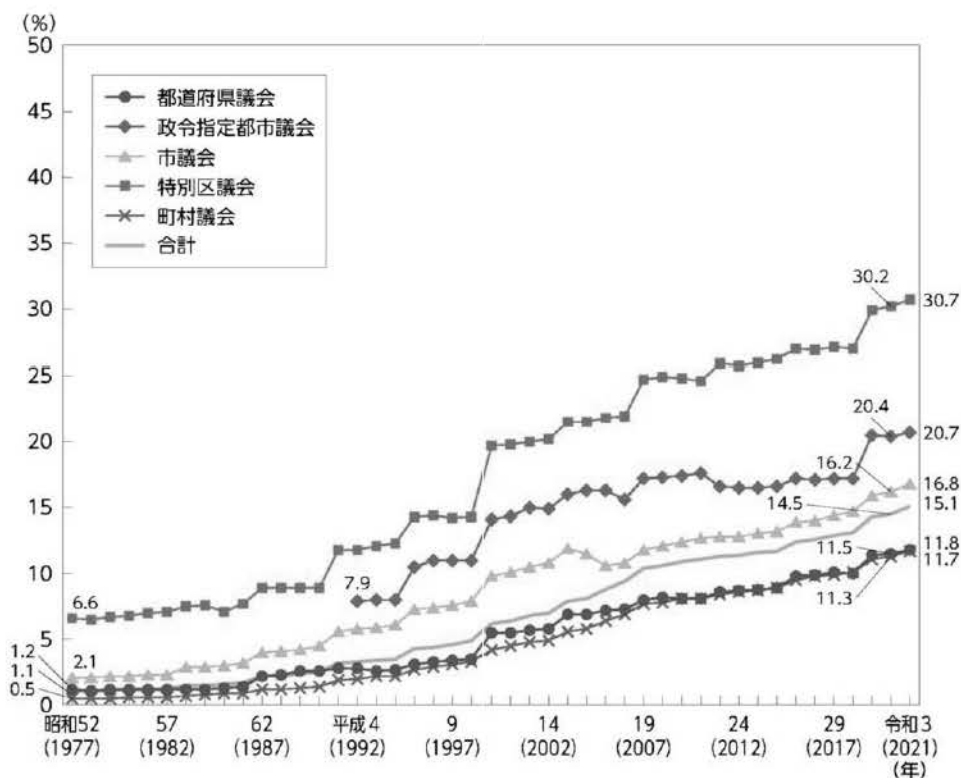
図表V-13 市議会議員の女性の役割

任期	女性の割合	
	女	男
H19.5.2～H23.5.1	6	36
H23.5.2～H27.5.1	5	33
H27.5.2～R1.5.1	6	32
R1.5.2～R5.5.1	6	30
*福岡県議会 H31.4.30～R5.4.29	9	78

* 任期開始時の数値

資料出所：市議会事務局

図表V-14 地方議会における女性議員割合の推移（国）



- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。
 2. 各年12月末現在。
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

資料出所：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」

5. GGI、GIIにおける日本の順位

① GGI 令和3（2021）年
（ジェンダー・ギャップ指数）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
8	リトアニア	0.804
9	アイルランド	0.800
10	スイス	0.798
11	ドイツ	0.796
13	ベルギー	0.789
14	スペイン	0.788
15	コスタリカ	0.786
16	フランス	0.784
20	ラトビア	0.778
21	オーストリア	0.777
22	ポルトガル	0.775
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
29	デンマーク	0.768
30	米国	0.763
31	オランダ	0.762
34	メキシコ	0.757
41	スロベニア	0.741
46	エストニア	0.733
50	オーストラリア	0.731
55	ルクセンブルク	0.726
59	コロンビア	0.725
60	イスラエル	0.724
63	イタリア	0.721
70	チリ	0.716
75	ポーランド	0.713
77	スロバキア	0.712
78	チェコ	0.711
98	ギリシャ	0.689
99	ハンガリー	0.688
102	韓国	0.687
120	日本	0.656
133	トルコ	0.638

② GII 令和元（2019）年
（ジェンダー不平等指数）

順位	国名	GII値
1	スイス	0.025
2	デンマーク	0.038
3	スウェーデン	0.039
4	ベルギー	0.043
4	オランダ	0.043
6	ノルウェー	0.045
7	フィンランド	0.047
8	フランス	0.049
9	アイスランド	0.058
10	スロベニア	0.063
11	韓国	0.064
12	ルクセンブルク	0.065
14	オーストリア	0.069
14	イタリア	0.069
16	スペイン	0.070
17	ポルトガル	0.075
19	カナダ	0.080
20	ドイツ	0.084
21	エストニア	0.086
23	アイルランド	0.093
24	日本	0.094
25	オーストラリア	0.097
26	イスラエル	0.109
28	ポーランド	0.115
29	ギリシャ	0.116
31	英国	0.118
33	ニュージーランド	0.123
34	リトアニア	0.124
36	チェコ	0.136
41	ラトビア	0.176
45	スロバキア	0.191
46	米国	0.204
51	ハンガリー	0.233
55	チリ	0.247
62	コスタリカ	0.288
68	トルコ	0.306
71	メキシコ	0.322
101	コロンビア	0.428

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

以下の4分野からなり、男性に対する女性の割合を示す。

【経済分野】

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

【教育分野】

- ・識字率の男女比
- ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

【健康分野】

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

【政治分野】

- ・国会議員（下院）の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政の長の在任年数の男女比

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）】

- ・妊産婦死亡率
- ・思春期出生率（15～19歳の女性1,000人当たりの出生数）

【エンパワーメント】

- ・国会議員女性割合
- ・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）

【労働市場】

- ・労働参加率（男女別）

（備考）1. GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」、GIIは国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2020」より作成。

2. 測定可能な国数は、GGIは156か国、GIIは162か国。そのうち、上位5か国及びOECD加盟国（38か国）を抽出。

資料出所：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」

VI 苦情処理機関

1. 男女平等に関する苦情・救済の申出処理件数(組織別)

所管部局	件数 (H15 ~R3)	構成比 (※)	内容(年度)
総合政策部	2	5%	・広報くろめに掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
総務部	3	7%	・女性のみを対象とする研修(H18) ・嘱託職員の介護休暇(H21) ・積極的是正措置の必要性(H20)
協働推進部	9	22%	・女性職員の配置(H15) ・女性だけに課せられる出不足金(H21,23,26) ・市補助団体発行紙の表現(H15,25(2件)) ・広報くろめに掲載された性犯罪に関する記事の表現(H24)2件
市民文化部	1	2%	・公民館主催の球技大会の参加資格(H18)
健康福祉部	0	0%	
子ども未来部	9	22%	・休日・夜間のDV被害者受け入れ(H15) ・研修内容(H19)3件 ・電話相談事業名称変更(H16)2件 ・市施設職員によるハラスメント(H20)3件
環境部	1	2%	・行政刊行物の表現(H18)
農政部	1	2%	・団体における定年年齢の男女差(H22)
商工観光労働部	0	0%	
都市建設部	2	5%	・単身DV被害者の市営住宅入居(H15) ・地域防火・防災組織(H18)※当時は消防本部
田主丸総合支所	0	0%	
北野総合支所	2	5%	・市補助団体発行紙の表現(H25)2件
城島総合支所	0	0%	
三猪総合支所	0	0%	
上下水道部	0	0%	
教育部	6	15%	・高校の名簿(H15) ・高校の制服(H15) ・小学校図書館のパソコンシステム(H19) ・小学校通信の表現(H19) ・駅伝大会の出場者名簿(H19) ・中学校の制服(R2)
選挙管理委員会事務局	0	0%	
農業委員会事務局	0	0%	
民間	5	12%	・退職金の支払(H15) ・セクシュアル・ハラスメント(H18,23) ・職場における不利益取扱い(H16,H30)
合計	41	100%	

第3部 相談窓口一覧

名称	内容	相談受付日時	連絡先
久留米市 男女平等推進センター	【総合相談、性暴力相談】 女性が抱える様々な悩みや生き方、配偶者等からの暴力や強制性交、強制わいせつ、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力、夫婦問題など 女性相談員が対応	月～水、金、土 10:00～18:00 木 17:00～20:00 日 10:00～17:00	久留米市役所 協働推進部 男女平等推進センター 久留米市諏訪野町1830-6 (えーるピア久留米内) 電話 0942-30-7802 FAX 0942-30-7811
	【法律相談】 離婚などをめぐる法律上の問題に女性弁護士が対応	第2・4木 14:00～15:30 第3木 17:30～19:00 (祝日、月末日、年末年始を除く) * 面接相談は要予約	
久留米市 家庭子ども相談課	児童虐待相談・通告や子どもの養育に関すること、女性の悩みや暴力に関する相談	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課 久留米市城南町15-3 電話 30-9208(児童相談) 30-9063(婦人相談) FAX 0942-30-9718
久留米市	【男性のための電話相談】 夫婦・親子、職場の人間関係や生き方、性に関する悩みなど 男性臨床心理士が対応	毎月第4月曜日 16:00～18:00 (祝日を除く) ※令和5年度より上記日程に変更	直通ダイヤル 080-6787-6172 (詳細は下記HPより) https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1100keikaku/2100jinken/3020danjosuishin/2021-0614-0922-254.html
DV相談プラス	配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員が対応。 (1)電話相談 (2)メール相談 (3)チャット相談 (4)外国人相談者向け相談(チャット相談)	(1)24時間受付 (2)24時間受付 (3)毎日/12:00～22:00 (4)毎日/12:00～22:00	つなぐ はやく (1) 0120-279-889 (2)、(3)、(4) ホームページからアクセス (https://soudanplus.jp)
DV相談ナビ	発信地等の情報から最寄りの最寄の相談機関に電話が自動転送され、直接相談可能。	相談窓口により異なる	【全国共通短縮ダイヤル】 はれれば #8008
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	発信地等の情報から最寄りのワンストップ支援センターに電話が自動転送され、直接相談可能。	相談窓口により異なる	【全国共通短縮ダイヤル】 はやくワンストップ #8891

名称	内容	相談受付日時	連絡先
児童相談所虐待対応ダイヤル	発信した電話の市内局番等から(携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて)最寄りの児童相談所に電話が自動転送され、直接相談可能。	24時間対応	【全国共通短縮ダイヤル】 いちはやく 189
福岡県DV相談	配偶者やパートナーからの暴力についての相談電話		
	配偶者暴力相談支援センター(北筑後)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	電話 0942-34-8111
	福岡県配偶者からの暴力相談電話	月～金 17:00～24:00 土、日、祝日 9:00～24:00 (年末年始を除く)	電話 092-663-8724
	男性DV被害者のための相談ホットライン	火・木 18:00～21:00 土 10:00～13:00 (祝日・年末年始を除く)	電話 070-4410-8502
	LGBTの方のDV被害者相談ホットライン	第1日曜 14:00～17:00 第3水曜 18:00～21:00 (年末年始を除く)	電話 080-2701-5461
福岡県あすばる相談ホットライン	【総合相談】 夫やパートナーからの暴力や家庭に関係する相談 女性相談員が対応	9:00～17:00 金曜日(祝日を除く)は、 18:00～20:30も対応 (8/13～8/15、年末年始 (12/28～1/4は除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる
	【専門相談】 法律、こころの健康、女性に対する暴力、就業援助など 女性の弁護士や臨床心理士などの専門家が対応 要予約	* 相談内容によって相談 日時が異なるため、ホー ムページで確認 https://www.asubaru.or.jp/	春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-1266
	【専門相談】 男性のための電話相談 男性臨床心理士が対応	第1・3土曜日 14:00～16:00 第2・4金曜日(祝日を除 く) 18:00～20:30 (祝日、8/13～8/15、年末 年始を除く)	福岡県 男女共同参画センター あすばる 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ内 電話 092-584-4977

名称	内容	相談受付日時	連絡先
性暴力被害者 支援センター・ふくおか	性暴力被害に関する相談に対し、電話・面接相談、医療機関・警察等への付き添いなど、被害直後からの総合的な支援	24時間365日 (年中無休)	電話 092-409-8100
福岡県警察本部 犯罪被害相談	犯罪被害相談 【心のリリーフ・ライン】 犯罪被害者やその周囲の方々の心のケアに、女性の臨床心理士が対応	月～金 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 面接相談は要予約	福岡県警察本部 福岡市博多区東公園7-7 電話 092-632-7830
	【性犯罪被害相談電話】 性犯罪被害に遭われた方々の相談に、女性の臨床心理士や警察官が対応	24時間365日 (*男性警察官が対応する場合あり)	【全国共通短縮ダイヤル】 ハートさん #8103
福岡県 性暴力加害者相談窓口	事前電話予約後、面接相談をした後、内容に応じて、再犯プログラムを実施するほか、就労などの生活自立支援や専門医療機関の紹介などを行う。	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	電話 092-289-9398
福岡県筑後 労働者支援事務所	【労働相談】 職場における、労働者・使用者双方からの様々な労働問題についての相談自主的な解決ができない場合は、当所職員又は福岡県労働委員会委員が労働者と使用者の間に入り、紛争解決を図る「あっせん」制度もあり、また、複雑、高度化する労働相談に対応するため、必要に応じて弁護士にアドバイスを受ける体制も執っている。	・定例相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ・夜間電話相談 水 17:15～20:00 (祝日の場合は翌日に実施。年末年始を除く)	福岡県 筑後労働者支援事務所 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 電話 0942-30-1034
	【子育て女性就職支援センター事業】 子育て中の女性等を対象に働くことに関する相談から就職あっせんまでワンストップで支援。	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	福岡県 子育て女性就職支援センター(筑後エリア) 久留米市合川町1642-1 (福岡県筑後労働者支援事務所内) 電話 0942-38-7579
福岡労働局 総合労働相談コーナー	解雇、労働条件、募集・採用、いじめを含む労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主からの相談を専門の相談員が対応。	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	福岡労働局 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 福岡労働局・雇用環境均等部 指導課内 電話 092-411-4764

名称	内容	相談受付日時	連絡先
市民相談	市政に関する苦情、要望、意見のほか、生活不安や悩み、トラブルなど	市政相談・一般相談は 原則月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9017 FAX 0942-30-9711
久留米市外国人相談窓口 (令和2年8月3日開設)	仕事、在留資格、健康保険、住まい、出産・子育て、結婚・離婚など、外国人住民が生活する中で困っていることやわからないことなど、多言語で相談に対応。	原則月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9096 FAX 0942-30-9711
苦情処理機関 男女平等推進委員	・苦情の申出 市の男女平等施策に対する苦情及び他の施策が男女平等を阻害していると思われるとき ・救済の申出 市内において、性別による差別的取扱い等の権利侵害を受けたとき	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	久留米市役所 協働推進部 男女平等政策課 久留米市城南町15-3 電話 0942-30-9246 FAX 0942-30-9703

第 4 部 參考資料

久留米市男女平等を進める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 男女平等推進のための基本的施策（第 8 条—第 1 6 条）
- 第 3 章 苦情等の申出の処理（第 1 7 条—第 2 9 条）
- 第 4 章 久留米市男女平等政策審議会（第 3 0 条—第 3 3 条）
- 第 5 章 雑則（第 3 4 条）
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。

(7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。

3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女平等推進のための基本的施策

(政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

第8条 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(男女平等推進教育の充実)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

第12条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進活動への支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女平等推進拠点)

第15条 市は、久留米市男女平等推進センター（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第3条第2号に規定する施設をいう。）を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

(行動計画)

第16条 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理

(男女平等推進委員)

第17条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害（以下「権利侵害」という。）により被害を被った者の救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第20条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。

5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

(救済の申出の処理)

第21条 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。)があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんその他調整(以下「あっせん等」という。)を行うことができる。

2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。

3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。

4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。

5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第22条 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

(処理の経過及び結果の通知)

第23条 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者(苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者)に対して、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

(調査への協力)

第24条 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第25条 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第26条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(政治的行為の制限)

第27条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第28条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 久留米市男女平等政策審議会

(設置)

第30条 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。
- (2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。
- (3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要なときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成14年9月30日 久留米市条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(久留米市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議すること。
久留米市男女平等政策審議会	男女平等政策に関する事項について調査審議すること。

」

を

「

久留米市乳幼児保育教育施設 適正配置委員会	保育所及び幼稚園の適正な配置に関する事項を調査審議すること。
--------------------------	--------------------------------

」

に改める。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う委員の任期の特例)

4 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員(当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の委員であるもの(以下「現行の委員」という。)の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。)の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

(平16条例52・追加)

附 則 (平成16年12月28日条例第52号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

○久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱

平成15年3月31日

14男女第73号

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、男女の自立と男女共同参画社会の実現を目指して、女性の意見を政策・方針決定の場へ反映させるため、審議会等への女性の登用を積極的に促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、附属機関並びに要綱及び規程により設置された審議会、委員会、協議会、その他の調査、研究、審議、審査、協議等のための機関をいう。

(目標)

第3条 各審議会等の委員に占める男女の割合の目標は、男女いずれも50パーセントとする。ただし、委員の数が奇数の場合は、男女それぞれの委員の数の差が1名であることとする。

2 前項に規定する目標によりがたい場合は、男女の割合のいずれもが40パーセントを下回らないこととする。

(登用の促進)

第4条 審議会等を所管する課等の長（以下「所管の長」という。）は、所管する審議会等の委員の任命又は委嘱については、次の各号に掲げる事項に留意し、女性の積極的な登用を図るものとする。

- (1) 市民及び学識経験者から選任される委員については、女性の登用に特別の枠を設ける等の配慮をすること。
- (2) 団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を要請すること。

(登用推進員の設置)

第5条 女性委員の登用計画の達成を図るため、各部に登用推進員を設置する。

2 登用推進員は、男女平等政策会議幹事（久留米市男女平等政策会議設置規程（平成15年久留米市規程第9号）別表第2に規定する代表幹事及び幹事の職にある者をいう。）のうち各部長（部次長が置かれていない部にあつては次長の職位にある者のうち1名）をもって充てるものとし、所管の長への助言及び女性委員登用に必要な部内の調整事務を行う。

3 登用推進員は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充（定数の増員又は任期途中の委員退任に伴う委員の選任をいう。以下同じ。）に当たっては、男女平等政策会議会長（以下「会長」という。）に意見を求めることができる。

4 会長は、前項において、女性委員の登用について必要に応じ、助言や女性の人材に関する情報を提供するものとする。

(協議書等の提出)

第6条 登用推進員は、審議会等の委員改選の2月前までに審議会等委員への女性の登用に関する協議について所管の長に通知する。

2 各所管の長は、審議会等の委員の候補者を選定するに当たり、審議会等の新設又は委員の改選が行われる場合は当該新設又は改選が行われる1月前までに、委員の補充が行われる場合は当該補充の必要が生じ次第速やかに候補者を選定し、審議会等委員への女性の登用に関する協議書（別記様式）、予定者名簿及び審議会等の設置の根拠となる規程（以下「協議書等」という。）を所属の部長等に提出しなければならない。

3 協議書等の提出を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(事後報告)

第6条の2 所管の長は、前条の規定によらない委員の交代などにより登用状況に変更が生じた場合には、速やかに所属の部長等に対し、第6条に規定する協議書等を提出するものとする。この場合において、提出された協議書等は、登用状況変更報告書とみなす。

2 登用状況変更報告書を受けた部長等は、速やかに男女平等推進担当部長に提出するものとする。

(改善に向けた検討)

第7条 協議書等の提出を受けた男女平等推進担当部長は、第3条に規定する目標が達成されていない場合は、会長及び男女平等政策会議副会長（以下「副会長」という。）に報告し、会長、副会長及び部長等で登用率向上のための改善策について協議するものとする。

(その他)

第8条 所管の長は、審議会等において男女の占める割合が一方に偏ることで発言の機会が阻まれることなく、多様な意見が施策に反映されるよう、新たに委員に就任する者に対して事前に審議会等の趣旨や内容を説明する等丁寧な対応に努めるものとする。

第9条 団体推薦の場合において、推薦を依頼する団体に対し、団体の役職を担う女性が育成されるよう、必要に応じて男女共同参画に関する啓発や情報の提供を行うものとする。

(公表)

第10条 審議会等の女性委員の登用状況は、毎年度公表するものとする。

(庶務)

第11条 この要綱等の庶務は、協働推進部男女平等政策課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年16男女第153号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年19男女第186号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年22男女第232号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年23男女第69号）

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則（平成28年27男女第138号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年29男女第100号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年30男女第88号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式(第6条、第6条の2関係)

審議会等委員への女性の登用に関する協議書

担 当 課 : _____ 部 _____ 課 担 当 _____ 連絡先(_____)

1 審議会等の概要

名称		
設置根拠		
区分 (該当するものに○)	A: 法律・条例によるもの	B: 要綱等によるもの
任期(期間)	年 月 日 から	年 月 日 (年 か月)

2 提出理由

提出の理由	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 改選(任期満了に伴う) <input type="checkbox"/> 補充 <input type="checkbox"/> 異動報告(人事異動等による一部改選など)
-------	---

「提出の理由」により選任された委員の任期	年 月 日 から 年 月 日 (年 か月)
----------------------	------------------------

※異動報告、補充など、審議会等の任期と委員の任期が異なる場合に記入すること。
 ※新規の審議会等や根拠規定に基づく任期満了による一斉改選の場合は、記入不要

3 男女の割合

	女性(人)	男性(人)	合計(人)	登用率 <small>(小数点以下第2位を四捨五入)</small>	
				女性	男性
今回					
前回					

【目標】
 女性又は男性の割合は、いずれも50%が目標
 男女いずれの割合も40%を下回らないこと。

4 登用率の見込み

- 男女いずれの割合も40%以上
 男女いずれかの割合が40%未満

男女いずれかの割合が40%未満の理由

理由	
今後の対応策	

<備考> この協議書の添付書類として審議会等の委員予定者名簿(女性委員に印を付けたもの)及び審議会等の設置根拠規程を提出すること。

.....
 <男女平等政策会議事務局意見欄>

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

ドメスティック・バイオレンス(DV) のないまちづくり宣言

人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示第494号)

令和4年度版久留米市男女共同参画白書

第4次久留米市男女共同参画行動計画（第3次久留米市DV対策基本計画）

【令和3年度実施状況】

令和5年3月

編集 久留米市協働推進部男女平等政策課

発行 久留米市

久留米市城南町15-3

TEL 0942-30-9044

FAX 0942-30-9703

令和4年度版

久留米市男女共同参画白書